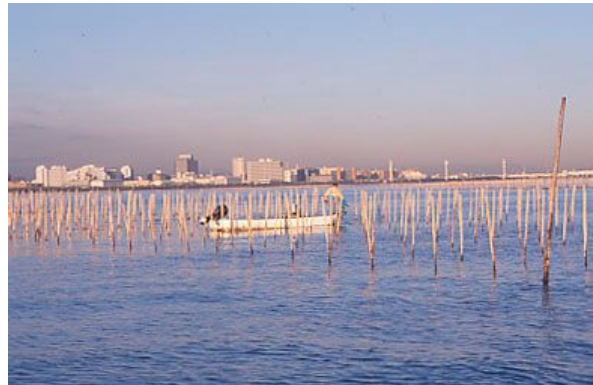


データにみる
市川市の都市基盤概要
2007



市川市



目次

1-1. 位置	1
1-2. 沿革	2
1-3. 市域の変遷	4
1-4. 人口	5
1-5. 産業	8
1-6. 予算	9
1-7. 職員数	11
2-1. 市川市のまちづくり	12
3-1. 都市計画	16
3-2. 道路	19
● 都市計画道路	19
● 道路の整備	21
● 道路の管理	22
● 地籍調査	23
● 外かん道路	24
3-3. 交通	26
● 交通施設の整備（鉄道・バス・駐車場）	26
● 放置自転車対策	29
3-4. 市街地の整備	31
● 土地区画整理事業	31
● 市街地再開発事業	33
● 行徳臨海部のまちづくり	37
● まちづくり交付金事業	41
3-5. 水と緑・公園	43
● 水辺の環境整備	43
● 公園・緑地	46
● 動植物園	52
● 大町レクリエーションゾーン構想と概要	54
3-6. 治水	55
3-7. 下水道	59
3-8. 住宅	63
3-9. 宅地・建築	64
● 宅地	64
● 建築の指導	66
● 公共建築物の耐震対策	70
参考1. 組織	72
参考2. 市川市総合計画 施策・事業体系図(都市基盤関連)	74
参考3. 首都圏主要都市データ	

1 - 1 . 位 置

市川市は千葉県北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また江戸川を隔てて東京都江戸川区・葛飾区と相對している。

都心から 20 キロメートル圏内にあり、文教・住宅都市として発展している。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通が集中しており、JR 総武線・京葉線・武蔵野線、京成線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総線といった鉄道網が発達し、京葉道路・湾岸道路・国道 14 号などの幹線道路が東西方向に通っている。

地形は、北部に標高 20 メートル前後の台地があるほかは、おおむね平坦である。北部は、大野・大町の台地を中心に梨栽培などの農業が盛んで、屋敷林や斜面林などの緑も多い。中央部は、古くからの住宅地が多く、京成線に沿った菅野、八幡の帯には市の木であるクロマツが点在し、市の代表的景観を形成している。南部は、埋め立てによってできた部分が多く、高度成長期以降東西線開業を機にマンションなどの高層住宅が発達した。東京湾に面した臨海部には、湾岸道路を中心に物流の拠点や工業地帯が広がっている。

位置（市役所）	東経 139 度 55 分 北緯 35 度 43 分
東西延長	8.20 km
南北延長	13.33 km
面積	56.39 km ²
人口	467,398 人（平成 19 年 3 月 31 日現在）



1-2. 沿革

市川市の北部丘陵地帯には、堀之内、曾谷及び姥山貝塚をはじめとする数多くの遺跡があり、古代より人間が住みつき生活の場として栄えてきたことを物語っている。7世紀には、現在の国府台周辺に下総の国府が置かれ8世紀には、現在の国分に国分寺が建立される等、常に地方文化の中心として発展を極めてきた。

江戸時代には、幕府直轄の所領や寺社等に属したが、明治6年に千葉県在所管となり、明治22年の町村制の実施を経て、昭和9年11月3日市川町、八幡町、中山町及び国分村が合併し、千葉県では、千葉市、銚子市について3番目、全国で122番目の市制施行になった。更に、昭和24年11月3日に大柏村、30年3月31日に行徳町、31年10月1日には南行徳町を合併し市域を拡大した。昭和50年代からは、急激な人口の増加に伴い、郊外住宅都市として都市化が進んできた。また、京葉臨海工業地帯の開発計画の一環として昭和32年より順次、埋立事業を実施し、昭和61年3月までに高谷新町、二俣新町をはじめとする約439haに及ぶ土地が造成され、市域に編入された。

首都東京と隣接した本市は主要な交通軸上に位置し、また、臨海部への企業進出等により人口が急増したこともあり、現在46万人を超え首都圏及び千葉県の中核的な都市として発展を続けている。

◆まちづくり年表

年	事	項
1889	明治22年	市川町・八幡町・中山村・国分村設置
1894	27年	総武鉄道市川～佐倉間単線開通 市川駅開設
1914	大正3年	京成電気軌道押上～市川真間間開通 国府台駅・真間駅開設
1915	4年	京成電気軌道市川真間～中山間開通
1918	7年	市内に電気供給開始
1921	10年	江戸川放水路完成
1923	12年	関東大震災発生
1926	昭和元年	市内にガス供給開始
1930	5年	市内に電話業務開始
1934	9年	市川町・八幡町・中山町・国分村合併市制施行（人口約41,000人）
1935	10年	国鉄 本八幡駅開設、京成 鬼越駅開設 市役所庁舎完成
1936	11年	都市計画区域指定（32,99k㎡）
1937	12年	市内に水道敷設
1938	13年	都市計画法に基づく用途地域及び風致地区の指定
1940	15年	都市計画法に基づく都市計画道路の決定
1942	17年	都市計画法に基づく公園の決定
1943	18年	都市計画法に基づく空地地区の指定
1949	24年	東葛飾郡大柏村を合併 大柏出張所開設
1955	30年	東葛飾郡行徳町を合併
1956	31年	東葛飾郡南行徳町を合併、ローリングダム式行徳橋完成
1959	34年	市単独による公有水面埋立事業に着手
1960	35年	都市計画法に基づく墓園の決定、東京～千葉有料道路（京葉道路）完成
1961	36年	公共下水道事業に着手
1966	41年	衛生処理場完成、東浜地先埋立に着手
1968	43年	県事業市川松戸有料道路開通
1969	44年	地下鉄5号線（東西線）開通、行徳駅開設、京葉港市川地区土地造成事業に着手、東京外郭環状道路（延長11.02km・幅員40m）を都市計画決定、市川市都市計画審議会設置
1970	45年	市街化区域及び市街化調整区域決定
1972	47年	下水道終末処理場完成、市川市地方卸売市場開設、新行徳有料道路開通、国鉄総武線都市計画鉄道連続立体高架複々線完成

（続く）

◆まちづくり年表（続き）

年	事	項
1974	昭和49年	西浜清掃工場完成、人口30万人到達
1975	50年	財団法人市川市清掃公社、市川市土地開発公社設立
1977	52年	市民憲章制定
1978	53年	一般国道357号（湾岸道路）開通、国鉄武蔵野線開通 市川大野駅開設
1979	54年	市川市総合計画（基本構想・基本計画）を策定、同第1次実施計画をスタート、真間川を総合治水対策特定河川に指定
1980	55年	市川市斎場完成、都営地下鉄10号線都市計画決定
1981	56年	東西線南行徳駅開設、江戸川流域下水道供用開始、台風24号で真間川水系が氾濫 浸水7500戸 真間川水系河川激甚災害対策特別緊急事業に着手、緑地保全地区決定
1982	57年	市川市総合計画第2次実施計画をスタート
1985	60年	人口40万人到達 雨水排水基本計画策定
1986	61年	無電柱化事業（5ヶ年計画）の実施、市川市総合計画（基本構想・総合5ヶ年計画）を策定、第一次総合5ヶ年計画をスタート、地区計画を都市計画決定（塩浜地区）、市川市緑の基金設立
1987	62年	動植物園開園
1988	63年	都市基本計画を策定、市川駅北口市街地整備としてアイアイロード完成、JR京葉線開通 市川塩浜駅・二俣新町駅開設
1989	平成元年	都営地下鉄10号線開通 本八幡駅開設、地区計画を都市計画決定（南行徳駅周辺地区）
1990	2年	市街地整備基本計画を策定、地区計画を都市計画決定（本八幡駅北口地区）、第一種市街地再開発事業を決定（本八幡C-1、D-1、D-2地区）、高度利用地区（本八幡駅北口地区）を都市計画決定
1991	3年	駐車場整備地区を都市計画決定、地区計画の都市計画決定（鬼高商業・文化拠点地区）、第二次総合5ヶ年計画スタート、北総開発鉄道京成高砂～新鎌ヶ谷間開通 大町駅・北国分駅開設
1992	4年	地区計画の都市計画決定（大町地区）、生産緑地地区の都市計画決定
1993	5年	市川駅南口第一種市街地再開発事業の決定、地区計画の都市計画決定（市川駅南口地区）、市川二期地区土地造成基本計画の決定（470ha）、「自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」を施行（平成5年6月）、東京外郭環状道路建設計画を受け入れ（幅員60m）、東京外郭環状道路（千葉県区間）の都市計画決定（変更）、鑑賞植物園を開園
1994	6年	建設局を設置、地区計画の都市計画決定（堀之内地区・妙典地区）、クリーングリーン都市を宣言、市川市クリーンセンター完成、生涯学習センター（メディアパーク市川）開館
1996	8年	第三次総合5ヶ年計画をスタート
1998	10年	保健医療福祉センター（リハビリパーク）開設
1999	11年	市川二期埋立計画縮小案提示（90ha）
2000	12年	市川市総合計画「I&Iプラン21」（基本構想・基本計画）策定、東西線 妙典駅開設、新衛生処理場完成
2001	13年	第一次総合5ヶ年計画スタート、市川二期埋立計画中止、人口45万人到達、屋上緑化補助制度開始、保存樹木協定制度開始
2002	14年	市川市情報プラザ完成（電子市役所開設）、「市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手續及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例」を施行、ISO14001の認証を取得（本庁舎など18施設）、行徳臨海部基本構想策定
2003	15年	都市計画マスタープラン策定、総合交通計画策定、交通バリアフリー基本構想策定、「市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手續等の特例に関する条例」を施行、円卓会議にて三番瀬再生計画案とりまとめ
2004	16年	景観基本計画策定、大洲防災公園開園、みどりの基本計画策定、市民マナー条例施行、七中・行徳公会堂等複合施設完成（市川市初のPFI事業）、WHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言
2005	17年	市民（納税者）が選ぶ「市民活動団体支援制度」を開始、市民あま水条例（市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例）の施行
2006	18年	第二次総合3ヶ年計画スタート、市川市景観計画策定、市川市景観条例の施行
2007	19年	第3回健康都市連合総会・大会の主催市に決定、クリーンセンター余熱利用施設開設

1-3. 市域の変遷

町村合併、公有水面埋立などにより市域面積は56.39 km²になっている。

◆市域の変遷

	面積 [k m ²]	摘 要
昭和9年11月3日	22.95	市制施行(市川町、八幡町、中山町、国分村が合併)
昭和24年11月3日	32.99	大柏村合併
昭和30年3月31日	45.80	行徳町合併
昭和31年10月1日	51.42	南行徳町合併
昭和37年11月1日	52.34	公有水面の埋立により高谷新町誕生
昭和38年10月1日	53.02	公有水面の埋立により二俣新町誕生
昭和41年12月27日	53.35	公有水面の埋立により千鳥町誕生
昭和41年12月27日	53.42	公有水面の埋立地を本行徳字東浜に編入
昭和43年7月30日	53.60	公有水面の埋立により高浜町誕生
昭和43年7月30日	53.64	公有水面の埋立地を加藤新田字沖場に編入
昭和44年10月1日	53.76	建設省国土地理院による境界未定地の査定に伴う誤謬訂正
昭和45年11月6日	53.76	公有水面の埋立地を二俣新町に編入
昭和46年4月30日	53.76	公有水面の埋立地を高谷新町・高浜町に編入
昭和46年11月5日	53.77	公有水面の埋立地を二俣新町・下新宿に編入
昭和48年1月19日	54.30	公有水面の埋立により塩浜1丁目誕生
昭和48年12月14日	55.26	公有水面の埋立により塩浜2・3・4丁目誕生
昭和49年11月5日	55.72	公有水面の埋立地を千鳥町・塩浜1・3・4丁目に編入
昭和51年1月23日	55.94	公有水面の埋立により東浜1丁目誕生
昭和55年8月22日	56.31	周辺の公有水面の埋立により新浜3丁目誕生
昭和59年10月30日	56.39	公有水面の埋立地を塩浜3丁目に編入

1-4. 人 口

●人口と世帯数

市川市の人口は、平成 18 年 10 月 1 日現在 468,113 人で、千葉市、船橋市、松戸市について県内 4 番目に多く、千葉県の人口 6,077,929 人の 7.7%を占めている。人口密度は 8,301 人/k㎡となっている。

世帯数は 210,519 帯で千葉市、船橋市について県内 3 番目に多く、千葉県の世帯数 2,363,571 世帯の 8.9%を占めている。

●人口の推移

市川市の人口を年代順に見ると、昭和 40～50 年代前半にかけて年間 1 万人程度増加していたが、その後は鈍化をはじめ、近年ではほぼ横ばいの傾向にある。

年	世帯	人 口			人口密度 (1 k㎡当り)	世帯人員 (1 世帯当り)	性 比 (女=100)	備 考
		総 数	男	女				
大正 9 年	3,217	17,921	9,717	8,204	781	5.57	118.4	国勢調査
14 年	6,003	29,528	15,351	14,177	1,287	4.92	108.3	国勢調査
昭和 5 年	7,467	37,789	19,067	18,722	1,647	5.06	101.8	国勢調査
10 年	8,895	46,711	22,637	24,074	2,035	5.25	94	国勢調査
15 年	11,706	58,060	28,324	29,736	2,530	4.96	95.3	国勢調査
20 年	16,876	74,522	35,828	38,694	3,247	4.42	92.6	人口調査
25 年	22,199	102,506	49,675	52,831	3,107	4.62	94	国勢調査
30 年	27,559	129,700	63,598	66,102	2,832	4.71	96.2	国勢調査
35 年	37,647	157,301	78,220	79,081	3,059	4.18	98.9	国勢調査
40 年	56,549	207,988	105,731	102,257	3,923	3.68	103.4	国勢調査
45 年	77,618	261,055	132,787	128,268	4,856	3.36	103.5	国勢調査
50 年	102,678	319,291	163,179	156,112	5,730	3.11	104.5	国勢調査
55 年	127,775	364,244	184,969	179,275	6,469	2.85	103.2	国勢調査
60 年	141,437	397,822	202,454	195,368	7,055	2.81	103.6	国勢調査
平成 2 年	169,836	436,596	225,177	211,419	7,742	2.57	106.5	国勢調査
7 年	181,213	440,555	227,873	212,682	7,813	2.43	107.1	国勢調査
8 年	183,081	440,627	228,077	212,550	7,814	2.41	107.3	
9 年	185,683	441,893	228,870	213,023	7,836	2.38	107.4	
10 年	189,031	444,575	230,184	214,391	7,884	2.35	107.4	
11 年	191,932	447,335	231,551	215,784	7,933	2.33	107.3	
12 年	193,582	448,642	232,473	216,169	7,956	2.32	107.5	国勢調査
13 年	198,203	454,858	235,556	219,302	8,066	2.29	107.5	
14 年	203,210	461,603	238,796	222,807	8,186	2.27	107.2	
15 年	205,024	463,103	239,192	223,911	8,212	2.26	106.8	
16 年	206,963	464,873	240,050	224,823	8,243	2.25	106.8	
17 年	208,168	466,608	239,659	226,949	8,275	2.24	105.6	国勢調査
18 年	210,519	468,113	240,213	227,900	8,301	2.22	105.4	

※各年度 10 月 1 日現在

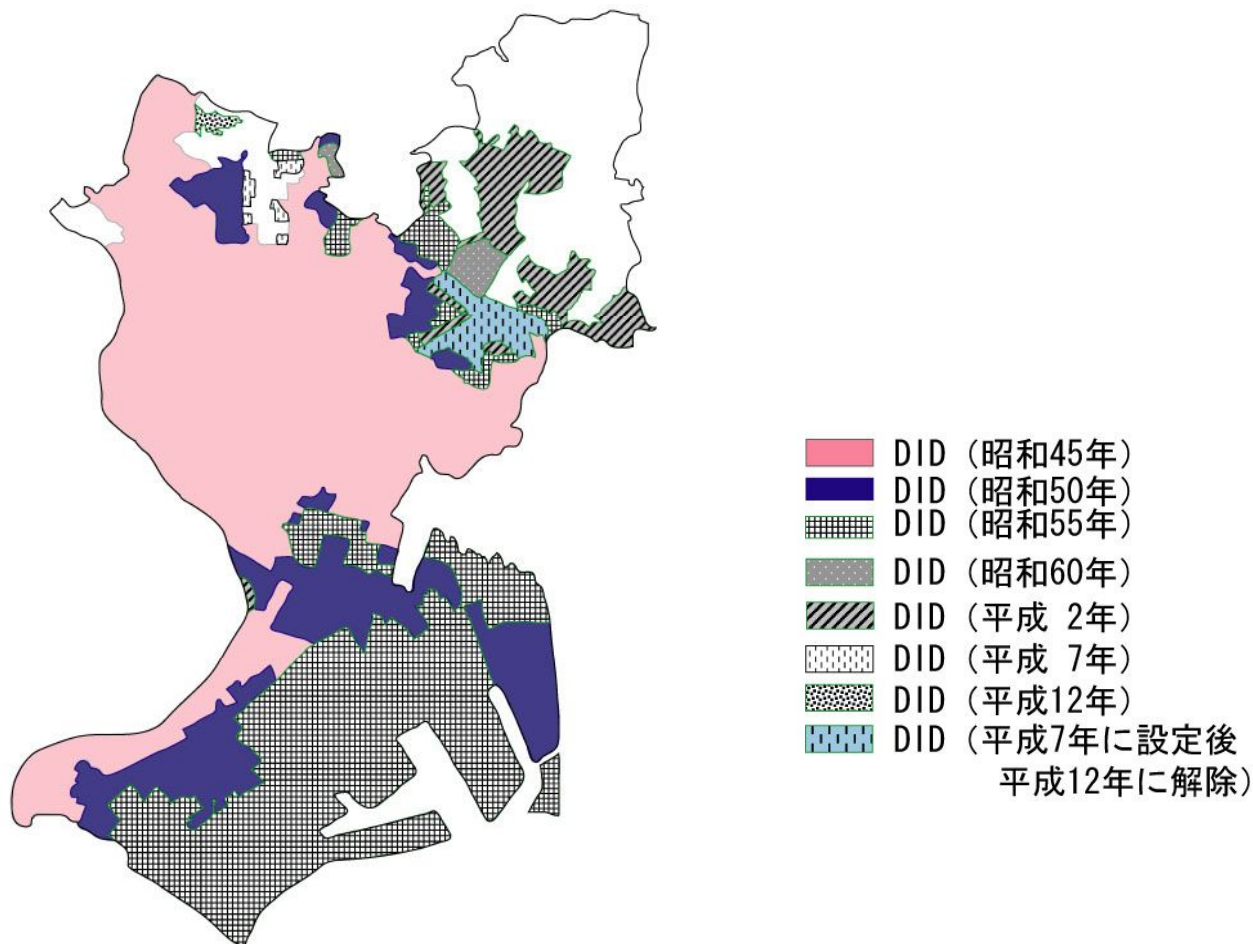
※大正 9 年から昭和 5 年までの国勢調査人口は、昭和 9 年 11 月 3 日市制施行時の市域（市川町、八幡町、中山町、国分村）をもって合算したものを示したものである。

※国勢調査年以外は国勢調査の結果にその後の毎月の出生、死亡、転入、転出を加減したものである。

●D I D

DID（人口集中地区）の推移をみると、昭和40年には市域面積に対する割合が28.9%、市域人口に対する割合が82.7%だったものが、平成17年には、それぞれの割合が84.1%、97.6%を占め、面積、人口とも増加している。

(注) DIDとは、国勢調査区を基礎単位として、人口密度40人/ha以上の調査区が隣接して、5,000人以上を有する地域のこと。



◆D I D地区の推移

	昭和40年	昭和50年	昭和45年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口(人)	172,000	288,560	228,898	342,174	375,667	426,185	430,355	437,735	455,300
面積(k㎡)	15.3	29.4	21.9	44.1	44.4	46.8	47.5	47.6	47.4
人口密度(人/k㎡)	11,242	9,815	10,452	7,759	8,461	9,107	9,066	9,196	9,605
市域人口に対する割合(%)	82.7	90.4	87.7	93.9	94.4	97.6	97.7	97.6	97.6
市域面積に対する割合(%)	28.9	52.8	40.7	78.3	78.7	83.0	84.2	84.4	84.1

●産業別就業人口

産業別就業人口の推移をみると、第1次産業、第2次産業就業比率の減少に対し、第3次産業就業比率の増加が顕著にみられ、平成17年には第1次産業就業比率は0.7%、第2次産業就業比率は19.2%、第3次産業就業比率は76.7%となっている。

◆産業別就業人口の推移

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		参考 千葉県
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	
第一次産業	2,561	1.3	2,183	1.0	1,937	0.8	1,646	0.7	1,550	0.7	3.7
第二次産業	56,577	29.3	62,801	27.4	63,969	26.6	51,566	21.5	44,943	19.2	21.7
第三次産業	132,729	68.7	161,328	70.5	171,767	71.5	179,773	75.1	179,830	76.7	72.0
分類不詳	1,444	0.7	2,575	1.1	2,697	1.1	6,337	2.7	8,074	3.4	2.6
合計	193,311	100.0	228,887	100.0	240,370	100.0	239,322	100.0	234,397	100.0	100.0

●夜間人口及び昼間人口

夜間人口及び昼間人口を平成17年でみると、他市町村への通勤通学者の流出入口が、169,858人（東京都126,353人、県内他市町村37,098人、東京都を除く県外6,407人）で夜間人口（常住人口）459,626人の37.0%を占めている。一方、他市町村からの流入人口は68,846人で流出入口の方が101,012人多くこの結果、昼間人口は358,614人となっている。

※流出入口の内訳については15才未満の通学者を含まない。

◆夜間人口及び昼間人口の推移

(各年10月1日現在)

	A夜間人口	B昼間人口	B/A%	C流入人口	D流出人口	C-D流入超過数
昭和50年	319,291	267,785	83.9	47,842	100,832	△ 52,990
昭和55年	364,244	302,295	83.0	57,356	120,389	△ 63,033
昭和60年	397,822	321,098	80.7	63,826	142,221	△ 78,395
平成2年	436,596	338,775	77.6	79,549	177,370	△ 97,821
平成7年	440,555	335,570	76.2	80,018	185,003	△ 104,985
平成12年	448,642	349,240	77.8	73,057	172,459	△ 99,402
平成17年	459,626	358,614	78.0	68,846	169,858	△ 101,012

1-5. 産 業

●農 業

都市化の影響により、農家戸数や経営耕地面積は減少傾向にあり、特に稲作は農業環境の悪化等により衰退が顕著にあらわれている。一方、千葉県内一の生産を誇る梨栽培をはじめ施設野菜など、生産性の高い都市型の農業は一貫して伸びを見せている。

◆経営耕地面積の推移 農業基本調査（平成12年は世界農林業センサスの結果）より 単位：a

年	総面積	田	樹園地	畑
7年	55,252	3,420	30,430	21,402
8年	56,612	3,891	30,361	22,360
10年	51,943	2,900	30,000	19,043
12年	50,849	2,277	30,295	18,277
17年	41,595	1,260	28,297	12,038

注：平成9年、11年の数値については、調査対象が異なるため、掲載せず。

●水産業

海苔、アサリを中心とした浅海養殖業を主とし、他に東京湾内でのカレイ、スズキ等を漁獲する小型機船底びき網及び固定式さし網漁業が営まれている。一方、内水面漁業として江戸川ではコイやフナ、ウナギの稚魚の放流や採捕を行っている。

◆漁獲水揚量 港勢調査より

区分 年	漁 獲 量			
	魚類 (t)	貝類 (t)	その他 (t)	海苔 (千枚)
13年	167	178	3	15,814
14年	174	430	16	11,377
15年	136	1,324	5	11,099
16年	100	1,274	8	6,528
17年	134	1,810	-	8,693

●工 業

立地形態から内陸部では生活関連型の企業が軽工業を展開し、臨海部では金属・鉄鋼等の素材型企業が重厚長大型工業を展開している。中小企業が90%以上を占めており、事業所数、従業員数、総出荷額は年々減少傾向にある。

◆市川市の工業の動向 工業統計調査より

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
重化学工業	事業所数 (所)	234	211	191	187	170
	従業員数 (人)	7,672	7,242	6,215	5,733	5,335
	総出荷額 (万円)	34,002,700	29,358,792	26,492,664	24,375,573	25,184,562
軽工業	事業所数 (所)	224	205	177	165	145
	従業員数 (人)	4,724	4,506	3,696	3,110	3,016
	総出荷額 (万円)	10,909,885	11,068,906	9,305,456	7,747,664	7,348,536

●商 業

店舗の経営規模は小さく、従業員4人以下の店舗が全体の6割以上を占め、物販小売業の半数は個人経営となっている。平成16年における小売業1店舗あたりの販売額は11,702万円で、県下平均を下回っている。また、近年これまでの都市への顧客流出に加えて近隣市大型店への顧客流出も目立っている。

◆市川市の商業 商業統計調査より

	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年
商店数 (店)	4,231	4,009	3,822	3,572	3,377
販売額 (万円)	70,251,096	73,412,492	67,527,491	63,042,875	60,812,875
従業員数 (人)	24,978	24,266	26,935	25,950	25,682

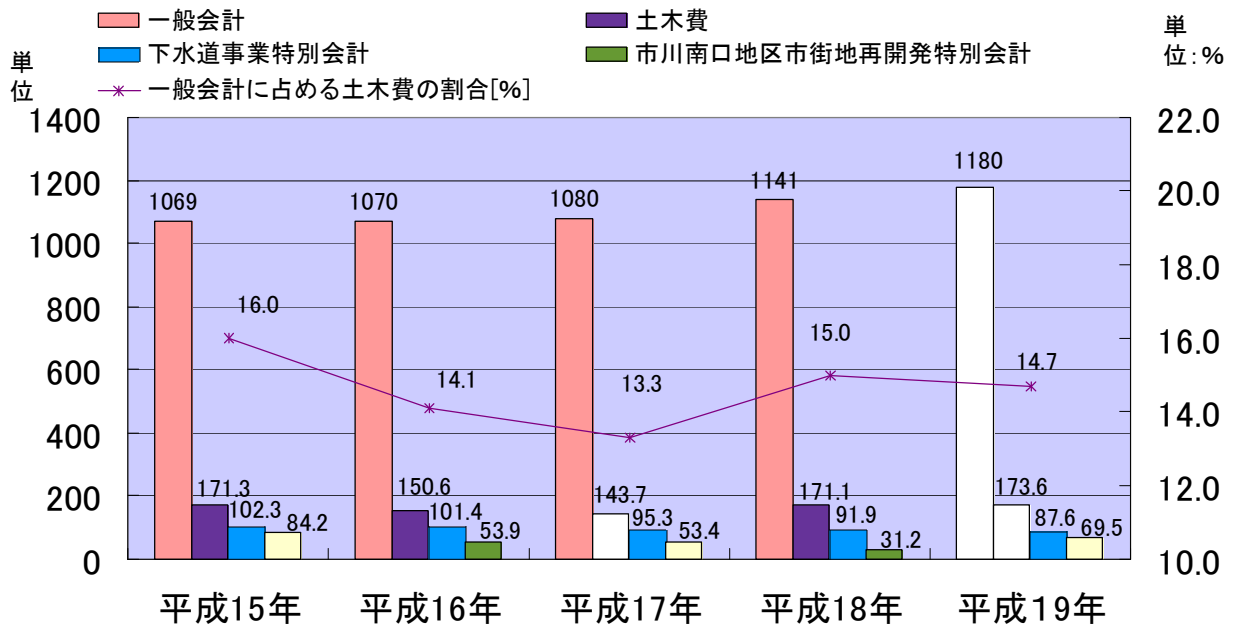


1-6. 予 算

●平成19年度当初予算

平成18年度から第二次総合3ヵ年計画がスタートし、この計画を円滑に進捗させるため、第3次財政健全化計画に基づき、財政のさらなる健全化に取り組んでいる。平成19年度一般会計予算は、1,180億円で、前年度比3.4%の39億円増、土木費は前年度比で1.5%増の編成となっている。

◆当初予算の推移



◆土木費の内訳

(単位: 千円)

項	平成18年度	平成19年度	比較	増減率
1. 土木管理費	1,739,696	1,818,615	78,919	4.5%
2. 道路橋りょう費	2,830,759	2,870,677	39,918	1.4%
3. 河川費	1,963,760	1,979,276	15,516	0.8%
4. 都市計画費	10,578,785	10,697,432	118,647	1.1%
計	17,113,000	17,366,000	253,000	1.5%

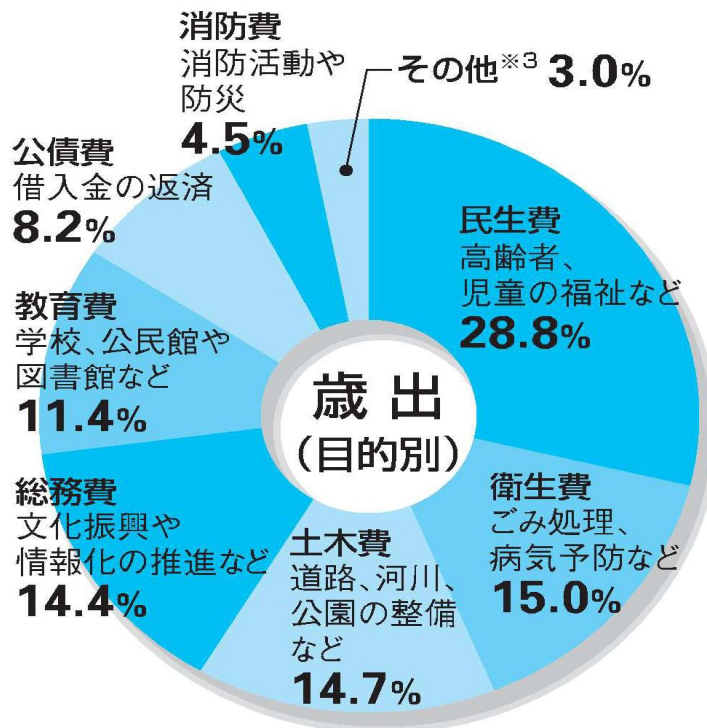
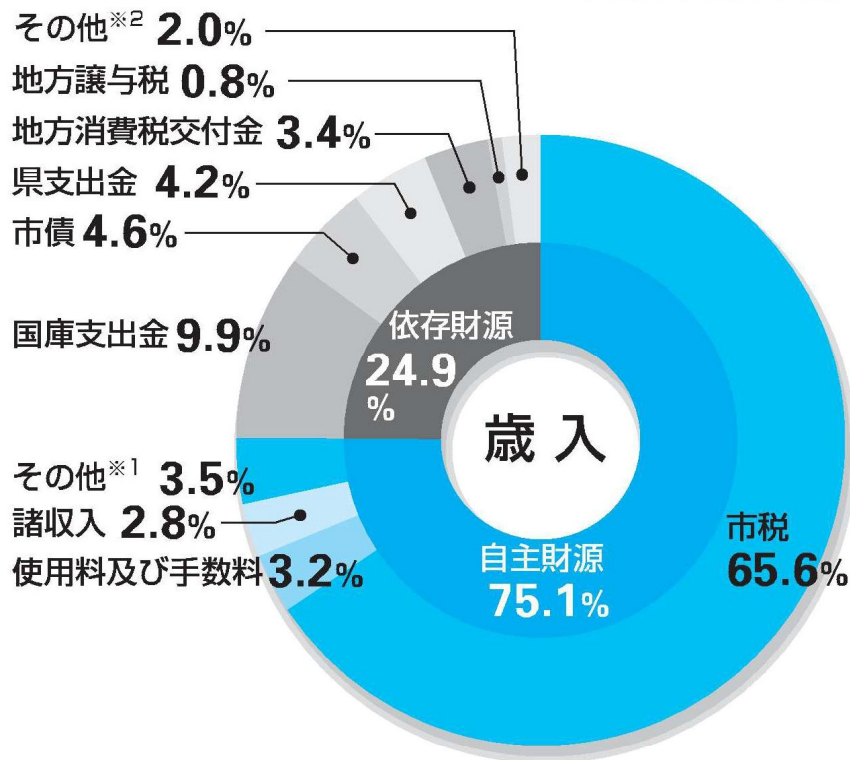
◆下水道事業特別会計

平成18年度	平成19年度	比較	増減率
9,194,000	8,758,000	△436,000	△4.7%

◆市川駅南口地区市街地再開発事業特別会計

平成18年度	平成19年度	比較	増減率
3,124,000	6,949,000	3,825,000	122.4%

◆平成19年度一般会計



1-7. 職員数

◆職員の推移

(単位：人)

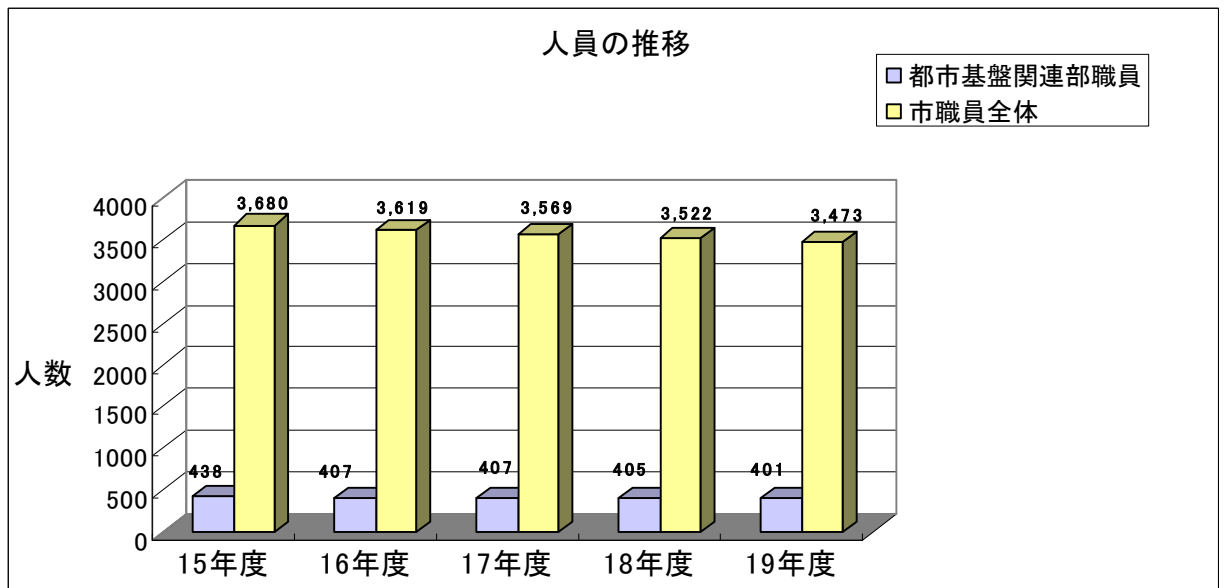
	建設局	都市政策室	都市基盤統括部	都市計画部	街づくり部	道路交通部	水と緑の部	行徳支所 (うち都市基盤関連課)	合計
平成15年度	※2	※10	—	77	75	106	168	—	438
平成16年度	※2	※6	—	76	47	105	156	15	407
平成17年度	※2	※8	—	75	46	103	158	15	407
平成18年度	0	0	9	77	48	103	154	14	405
平成19年度	0	0	9	0	112	103	146	31	401

※ 平成16年度は、設計監理課（旧営繕課）が管財部に、市営住宅課（旧住宅課）が福祉部に事務移管されたことと等により、大幅な減員となっている。また、行徳地域の道路・公園の維持管理及び補修工事を行うため、行徳支所に地域整備課を設置した。

※ 平成18年度は、局制を廃止し、従来の局の枠を超えた課題に対応するため、都市基盤統括部を設置した。

※ 平成19年度は、都市計画部を街づくり部に統合し、行徳臨海対策課を行徳支所に事務移管した。

※ 行徳支所については、都市基盤関連課である行徳臨海対策課と地域整備課（広尾防災公園担当室）を掲載した。

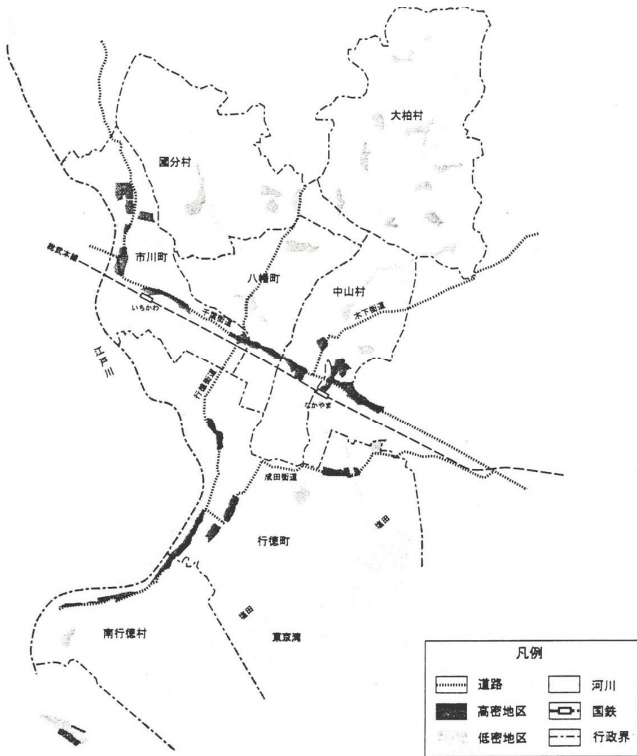


2-1. 市川市のまちづくり

●都市課題の要因

○ 市街化の動向

① 明治から戦前まで



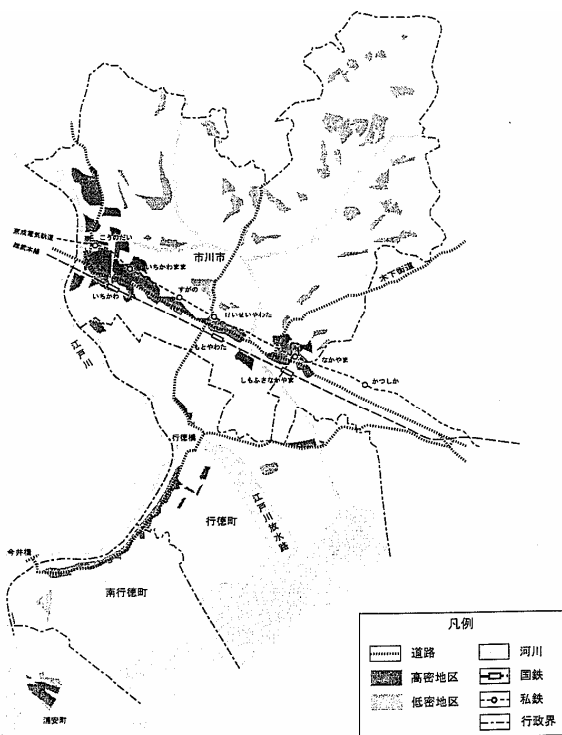
明治42年 旧版地形図（国土地理院）を基に作成

明治 42 年の旧版地形図をみると、まちの骨格となる交通路は、中央を東西に走る千葉街道（佐倉道）と行徳から成田に向かう成田街道、市川から松戸へ至る街道、中山から北東に伸びる木下街道が主要なものであった。

江戸時代から振り返ると、千葉街道の宿場であった八幡、江戸川の渡しと関所があった市川、法華経寺の門前町であった中山、塩の生産地であった行徳が主なまちであり、主要な街道筋に細長くまちの広がりがみられる。その他は農業集落が台地に点在していた。江戸川による舟運が主であり、行徳や浦安の河岸から東京への交通が便利であった。明治末期まで海岸線沿いに塩田が造られていた。

国府台では陸軍の施設が明治 18 年に移転してきて昭和 20 年まで留まり、軍隊のまちとしての性格を強くした。

② 昭和 20 年代 都市化のはじまり

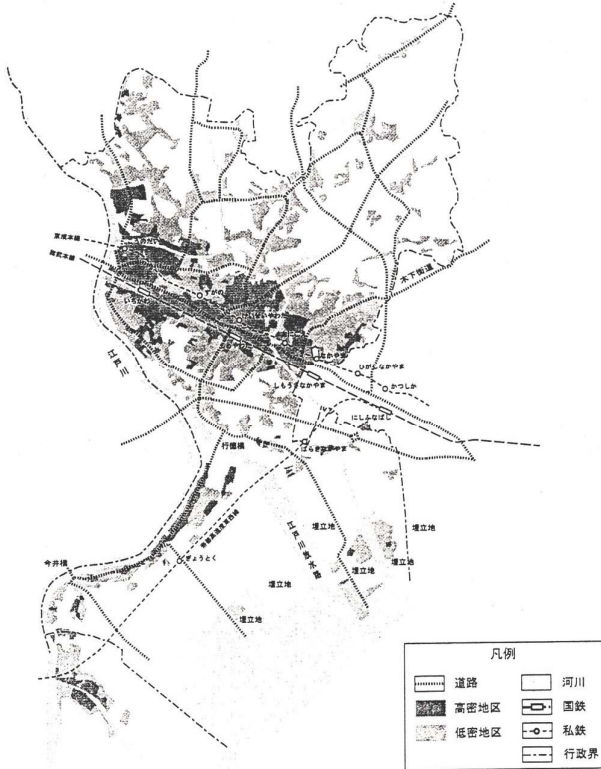


昭和27・28年 旧版地形図（国土地理院）を基に作成

京成電気軌道ができた大正 3 年頃に東京の近郊住宅化がはじまり、人口の急増が起こる。この京成電気軌道と従来からある総武本線に挟まれた千葉街道沿いに徐々にまちが広がり出してくる。行徳周辺も既存のまちを軸にその厚みを増している。しかし、総武本線と江戸川放水路に挟まれた地域は、ほとんど市街化が進んでいない。

前図と比べると、明治 43 年の利根川水系の大洪水を契機として大正 5 年から 8 年にかけて江戸川放水路が開削され、大正 11 年に分断された行徳町をつなぐ道として行徳橋が架設され、また東京都と結んだ今井橋も架設されている。

③ 高度成長期 都市としての急成長

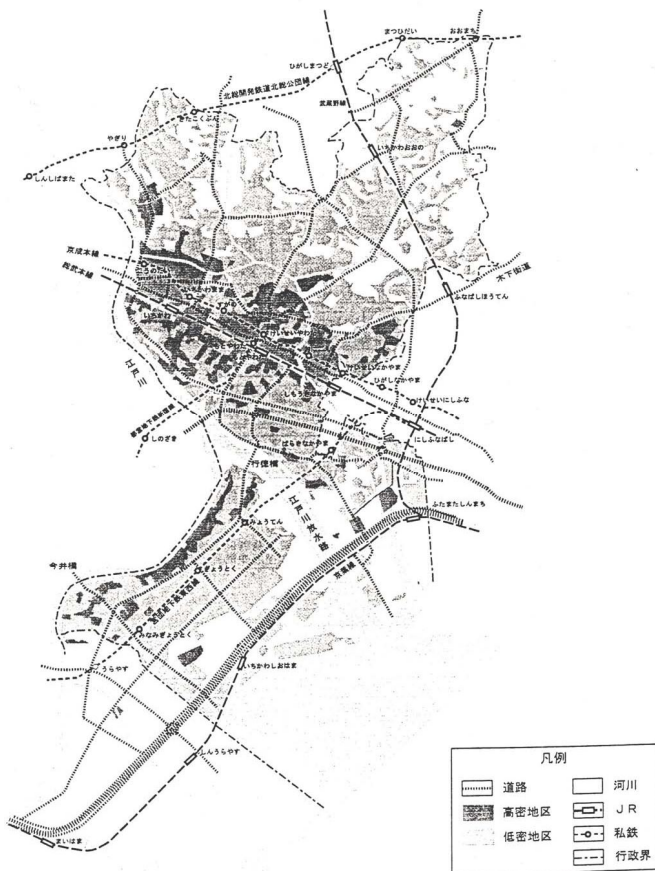


昭和43年 旧版地形図 (国土地理院) を基に作成

高度経済成長期（昭和 30～48 年頃）における東京都を中心とした市街地の急激な外延化にともない、近郊住宅都市として人口が急増し、都市基盤整備がおいつかないまま急激なスプロール化により市街地が拡大した。総武本線の北側、京成本線を超えて密度の高い市街地が形成され、また、その周辺の大正時代からの耕地整理事業により水路等の整理が行われた低地部は、道路としての整備が行われずに市街地が拡大した。

土地区画整理事業が行われた行徳地域などでは道路幅員が確保されたが、その他の地域は急速に市街地が広がりだしたことから、集落を結ぶ幅の狭い道による道路網が構成される結果となった。

④ 現代 臨海部の開発と市街地の拡大



平成11・12年 地形図 (国土地理院) を基に作成

市街化はさらに進展し、北部の台地部や谷津の細長い低地部、南部の原木や高谷まで広がっている。特に行徳地区の土地区画整理事業による宅地化が著しい。また、塩浜、新浜の埋立が完了し、現在の海岸線が形成されている。

武蔵野線・京葉線・都営新宿線・北総線の4路線が整備され、JR総武本線・京成本線・東西線と併せて、市街地は飛躍的に拡大した。しかし、市街地に必要な道路、公園などの都市基盤整備は十分に追いつかない状況となっている。

○地勢特性

- ・東京（江戸）の外縁都市として強い影響を受けながらまちが形成されてきた。
- ・狭い道路に沿って屋敷町が形成されてきたが、近年相続のため分割開発され屋敷林も減少している。
- ・都心から近距離にあることから地価が高く公共用地の取得が容易でない。
- ・市民の多くが市外からの転入なので地域意識が薄く、駅前の悪質な放置自転車にみられるように身近な住環境の課題以外、市民の連帯感・協働意識が薄い。
- ・幹線道路、鉄道は、市を東西に設置されたため南北交通体系が弱い都市構造となっている。
- ・通過交通が多いため市内幹線道路は渋滞が慢性化し、生活道路まで車両が進入している。

○人口流入の社会現象

- ・市の政策に関わらず今まで3回の急激な人口流入があり、都市基盤の整備が間に合わないままに市街化が進んでしまい、狭隘道路の密集市街地が形成された地区もある。

関東大震災（大正12年 避難者約2万人 3500人が定住）

第二次世界大戦の疎開（昭和20年 約4800人増加）

首都一極集中（昭和40年から60年まで20年間で約19万人増加、人口40万人となる）

○東京外かく環状道路建設受け入れまでの都市基盤整備の遅れ

- ・外かん道路が昭和44年5月に都市計画決定されたが、計画が高架構造であったことなどから、市としては環境問題を懸念し、反対運動を展開しながら国に対し再検討を求めてきた。昭和62年に国から再検討案が示され、市川市は直ちに検討に入り、平成5年に受け入れを決定した。
- ・この間約25年間、まちづくりの骨格となる外かん道路計画が明確にされなかったため将来都市構造も明らかにすることができず、社会状況の変化に対応した幹線道路整備や再開発等の計画的なまちづくり事業に多大な影響を及ぼし、適切な土地利用の規制誘導が十分行われずにきた。

●まちづくりの方向

○市川市総合計画

①基本構想（平成13年4月制定）

- ・「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念として、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていく。

目標年度・・・21世紀の第一四半期（概ね2025年）

想定人口・・・485,000人

将来都市像・・・「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」

（まちづくりの基本目標）

- 1) 真の豊かさを感じるまち
- 2) 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3) 安全で快適な魅力あるまち
- 4) 人と自然が共生するまち
- 5) 市民と行政がともに築くまち

②基本計画（平成13年4月制定）

- ・「基本構想」の将来都市像の実現に向けて、これからの10年間で取り組む施策を示す。

計画期間・・・平成13年（2001）年度～平成22（2010）年度

想定人口・・・474,000人

リーディングプラン（重点的、積極的に進めるべき施策）

- 1) 安心・安全のまちプラン（災害に強く安全に暮らせるまちをつくる）
防災公園整備、耐震補強、内水排水施設整備、江戸川堤防整備
- 2) 人にやさしいまちプラン（誰もが安心して生活できる環境をつくる）
人にやさしい道づくり、電線地中化、駅バリアフリー化、街路灯
- 3) 緑と水辺の再生プラン（緑の再生と水辺空間の活用のために）
水と緑のネットワーク化推進、小川再生、水辺プラザ整備

③3ヵ年計画(平成18年度～平成20年度)

※施策・事業体系図はP74～75 参照

- ・基本計画に掲げる施策の体系に基づき計画期間内に優先的、重点的に実施する都市基盤に係る事業。

計画人口・・・472,000人

(安全で快適な魅力あるまち)

- 安全で安心して暮らせるまちをつくります。
広尾防災公園整備事業、常夜灯周辺地区整備事業、都市基盤河川改修事業(大柏川)、浸水対策事業
- 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます。
交通バリアフリー推進事業、人にやさしい道づくり重点地区整備事業、都市計画道路3・4・18号整備事業、市川駅南口再開発事業区域周辺道路整備事業(都市計画3・5・33号)、総合交通計画実施事業、京成本線立体化事業、レンタサイクル事業、公共下水道整備事業(汚水)
- 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります。
塩浜地区整備事業、本八幡駅北口地区再開発事業(A地区)、本八幡B地区優良建築物等整備事業、市川駅南口地区第一種市街地再開発事業、都市景観形成事業
- 自然を大切に、やすらぎと潤いのあるまちをつくります。
小塚山公園整備事業、北西部水と緑の回廊サイン整備事業、水辺プラザ整備事業

○市川市都市計画マスタープラン(平成16年3月策定)

- ・市川市総合計画に掲げる将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまちいちかわ」を実現させていくための、都市づくり部門の総合的な指針となるもの。

(都市づくりの目標)

- 活力・住みやすさを持つバランスの取れた魅力ある都市づくり
- 歴史・文化・自然を活かし潤いと安らぎのある都市づくり
- 都市基盤が整い安全に安心して暮らせる都市づくり
- 都市活動や日常生活を支える交通環境の充実した快適な都市づくり
- 市民・事業者、行政の協働によるまちづくり

○その他の関連計画

- ・市民の多様なニーズと都市課題に対応するためのまちづくりの整備計画を策定している。
 - 行徳臨海部基本構想(平成14年12月策定)
 - 住宅マスタープラン(平成15年3月策定)
 - 市川市交通バリアフリー基本構想(平成15年10月策定)
 - 総合交通計画(平成16年3月策定)
 - 防災まちづくり計画(平成16年3月策定。市川市地域防災計画に位置付け)
 - みどりの基本計画(平成16年3月策定)
 - 景観基本計画(平成16年5月策定)

3-1. 都市計画

市川市では昭和9年11月に市制が施行され、昭和11年3月には都市計画区域として指定された。昭和13年10月には用途地域、風致地区が指定され、その後、防火地域、高度地区、高度利用地区、地区計画、生産緑地等の指定がなされた。都市施設としては、道路、公園、墓地、下水道、市場、ごみ焼却場、斎場、自転車駐車場、都市高速鉄道等が都市計画決定されている。

また、昭和45年7月には市街化区域、市街化調整区域の最初の区域区分（線引き）がなされ、その後、平成19年2月の変更まで5回の線引き見直しが行われている。

◆主な都市計画決定一覧表

平成18年5月2日

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		[H16.3.16]/(H19.2.23) (千葉県告示第132号)
区域区分 (県決定)	5,639ha	[S45.7.31]/(H19.2.23) (千葉県告示第144号)
市街化区域	3,984ha	(70.7%)
市街化調整区域	1,655ha	(29.3%)
用途地域 (県決定)	3,984ha	[S48.12.25]/(H19.2.23) (千葉県告示第156号)
第1種低層住居専用地域	1,408ha	(35.3%)
第2種低層住居専用地域	28ha	(0.7%)
第1種中高層住居専用地域	503ha	(12.6%)
第2種中高層住居専用地域	206ha	(5.2%)
第1種住居地域	879ha	(22.1%)
第2種住居地域	28ha	(0.7%)
準住居地域	0ha	(0.0%)
近隣商業地域	117ha	(2.9%)
商業地域	69ha	(1.7%)
準工業地域	134ha	(3.4%)
工業地域	217ha	(5.4%)
工業専用地域	395ha	(9.9%)
高度地区 (市決定)	1,819ha	[S48.12.25]/(H13.3.30) [市川市告示第46号]
第1種高度地区	1,028ha	(25.7%)
第2種高度地区	791ha	(19.8%)
高度利用地区 (市決定)	5.4ha	[H2.3.27]/(H18.3.17) [市川市告示第58号]
本八幡駅北口地区	1.4ha	[市川市告示第44号]
本八幡A地区	1.4ha	[市川市告示第58号]
市川駅南口A地区	1.3ha	[市川市告示第22号]
市川駅南口B地区	1.3ha	[市川市告示第22号]
防火・準防火地域 (市決定)	191ha	[S48.12.25]/(H18.3.17) [市川市告示第59号]
防火地域	58ha	(1.4%)
準防火地域	133ha	(3.3%)

◆都市計画決定一覧表（その2）

地区 計 画	塩浜地区	[S61. 9.19] (H11. 8.27)	3.2h a		市川市告示第 129号
	南行徳駅周辺地区	[H 1. 8.18] (H 8.10. 1)	9.2h a		市川市告示第 161号
	本八幡駅北口地区	[H 2. 3.27] (H 8.10. 1)	1.4h a		市川市告示第 162号
	本八幡駅A地区	[H 18.5. 2]	1.4h a		市川市告示第 144号
	鬼高商業・文化拠点地区	[H 3. 3.26] (H11. 8.27)	13.3h a		市川市告示第 130号
	大町地区	[H 4. 5.22] (H 8.10. 1)	2.6h a		市川市告示第 159号
	市川駅南口地区	[H 5. 3. 9] (H 8.10. 1)	2.6h a		市川市告示第 158号
	柏井地区	[H 5.11.26] (H 8.10. 1)	19.6h a		市川市告示第 157号
	堀之内地区	[H 6. 4.15] (H11. 8.27)	25.1h a		市川市告示第 131号
	妙典地区	[H 6.12. 2] (H11. 8.27)	50.8h a		市川市告示第 132号
	真間4丁目地区	[H 13.7. 6]	1.8h a		市川市告示第 104号
原木西浜地区	[H 16.7. 6] (H17. 12.9)	14.7h a		市川市告示第 258号	
市 街 地 再 開 発	本八幡駅北口地区	C-1地区	0.4h a	[H2. 3.27]	千葉県告示268号
	本八幡駅北口地区	D-1地区	0.3h a	[H2. 3.27]/ (H8. 3.8)	市川市告示33号
	本八幡駅北口地区	D-2地区	0.4h a	[H2. 3.27]/ (H11. 3.12)	市川市告示39号
	市川駅南口地区		2.6h a	[H5. 3.9]/ (H15. 2.28)	市川市告示27号
	本八幡A地区		1.4h a	[H18. 3.17]	市川市告示57号

●都市計画マスタープラン

「市川市都市計画マスタープラン」は、「市川市総合計画」、「整備・開発及び保全の方針」に即し、概ね20年後（目標年次2025年）の都市づくりビジョンとして、市民との協働により策定する総合的なまちづくりの方針となるものである。本市全域を対象とした「全体構想」、生活に密着した「地域別構想」、そして「まちづくりの推進方策」で構成している。

平成12年度より策定作業が開始され、本市のまちづくりの変遷や課題、地域の現状や特徴をまとめた「まちのデータ集」や「地域別ハンドブック」を作成し、また電子会議室の開設や市民モニター（約120名）の募集などにより、多くの市民参加を求めて、まちづくりの現状や課題を把握してきた。

平成14年度からは学識経験者を含む市民主体の「策定調整委員会」と地域住民を主体とした4地域毎の「地域別市民懇談会」を開催し、全体及び地域の将来像と目標を定め、まちづくりの整備方針を検討するとともに、広報特集号やホームページ等により、広く市民の意見を収集しながら案の作成を進め、平成16年1月の市川市都市計画審議会に諮問し答申を得て、同年3月末日に同プランを策定した。

今後は、同プランに即した地域の特性を活かしたまちづくりに市民・事業者と行政が協働で取り組み、推進を図る。

●景観基本計画

「市川市景観基本計画」は、自然や歴史など本市の特性を生かした快適な都市づくりの実現を目指し、長期的な視点から市民・事業者・市が協働で進める都市景観を重視したまちづくりの指針となるものである。本市は、策定委員会を中心に多数の市民参加により平成16年5月「市川市景観基本計画」を策定し、積極的に景観まちづくりを推進するため、景観法に基づき平成17年1月景観行政団体となった。

なお、本計画は、本市景観形成に関するマスタープランに位置付けている。

●景観計画

景観法（平成16年法律第110号）に基づき、景観行政団体が定める良好な景観形成に関する計画で、平成18年7月より施行している。

「市川市景観基本計画」に定める基本目標の実現を目的としており、市全域を対象としている。地域の特徴的な景観要素を生かした地域別の方針とポイントとなる景観要素別の方針を定めるとともに、行為の制限に関する事項を定めている。特に現在は、街並みの景観に大きな影響を与える可能性のある大規模な建築行為等を対象に届出を義務付けている。

なお、今後、地域住民との合意形成に基づき、特にきめ細やかに計画を定める区域を特定区域として計画に追加する。

●許可申請等件数

◆地区計画届出件数 平成19年4月1日現在

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件 数	91	63	50	95

◆都市計画法53条許可申請件数 平成19年4月1日現在

年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
件 数	許 可	都市計画道路	62	46	60	41
		都市高速鉄道	1	20	4	3
		市街地開発事業	0	0	0	1
		その他	0	0	0	0
	不許可	都市計画道路	0	0	0	0
		都市高速鉄道	0	0	0	0
		市街地開発事業	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
	取り下げ	4	0	0	0	
	取り止め	5	5	7	5	
	同 意	0	0	0	0	
	証 明	0	0	0	0	
	合 計	72	71	71	50	

◆施設計画確認書届出件数 平成19年4月1日現在

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件 数	23	37	47	20

◆景観計画に基づく事前協議件数及び景観法届出等件数 平成19年4月1日現在

年 度	平成18年度
事前協議件数	139
届出件数	29
通知件数	8

3-2. 道 路

市川市の道路は、国道 4 路線、県道 11 路線、市道 3,018 路線の合計 3,033 路線で、総距離（実延長）約 783km となっている。

◆国・県・市道路線別調書（平成 18 年度）

平成 19 年 4 月 1 日

区 分		実 延 長 (m)	路線数または 幅員	面積(道路敷) (㎡)	舗 装 率 (%)	
市 道	1 級 幹 線 道 路	96,043	66 路線	1,096,929	99.9	
	2 級 幹 線 道 路	59,503	59 路線	479,516	100	
	一 般	571,657	2,897 路線	3,113,547	99.6	
	小 計	727,203	3,022 路線	4,689,992	99.6	
国 道	1 4 号線	千 葉 街 道	4,738	11.8~38.0m	92,165	100
		京 葉 道 路	4,100	21.0m	86,100	100
	3 5 7 号線 (高速湾岸線含む)	5,970	100.0m	597,000	100	
	4 6 4 号 線	2,361	7.6~13.3m	26,405	100	
	小 計	17,169	4 路線	801,670	100	
県 道	主 要	1 市川松戸線	2,594	9.9~28.9m	48,091	100
		6 市川浦安線	11,663	6.0~30.7m	222,260	100
		9 船橋松戸線	4,325	3.9~18.6m	42,947	100
		50 東京市川線	715	20.5~38.5m	26,322	100
		51 市川柏線	3,000	6.4~15.2m	31,646	100
		59 市川印西線	2,259	6.0~12.4m	26,275	100
	一 般	179 船橋行徳線	2,844	5.7~20.0m	26,716	100
		180 松戸原木線	3,121	7.8~26.0m	43,714	100
		202 本八幡停車場線	124	18.0m	2,455	100
		264 高塚新田市川線	3,629	5.6~23.3m	30,065	100
		283 若宮西船市川線	4,933	10.8~20.0m	83,691	100
市松有料 (松戸原木線に含まれる)		3,050	7.8~26.0m	42,198	100	
小 計	39,207	11 路線	584,182	100		
合 計		783,579	3,037 路線	6,075,844	...	

注：国・県道の数値は平成 8 年 3 月 31 日現在

道路敷面積は法面を含む面積である。

市松有料とは、旧市川松戸有料道路のこと。現在は無料となっている。

●都市計画道路

都市計画道路は、都市構造の骨格を形成するとともに、日常生活や産業活動のための交通機能、都市の発展を誘導する市街地形成機能、公共公益施設の収容及び良好な住環境を形成する等の空間機能を有している。都市計画道路網は、幹線道路として機能している国道及び主要地方道をベースに有機的に連絡するように道路が配置され、全体として格子状の道路パターンを形成している。また、広域通過交通と地域内交通との分割を図り効率よい交通ネットワークの実現に向け、事業の推進を図っている。

現在、市川市の都市計画道路は 40 路線、延長 117,540m が都市計画決定されているが、現在の整備率は約 42% (約 49km) という低い状況である。

都市計画道路一覧表

番号	名称	位置		幅員(m)	整備状況				整備率 %	備考
	路線名 (主):主要地方道 (県):県道	起点	終点		総延長 約(m)	整備済 約(m)	概成済 約(m)	未整備 約(m)		
1・2・1	高速湾岸線	塩浜3丁目	高谷	30.0	4400	4400			100.0	
1・2・2	高速外かく環状線	北国分1丁目	高谷	35.1	9690			9690	0.0	事業中(国)
3・5・1	南八幡八幡線 (主)市川浦安線(一部)	南八幡5丁目	八幡3丁目	14.0	830	320	500	10	38.6	
3・1・2	東京湾岸道路市川線 国道357号	塩浜3丁目	二俣	100.0	5970	5670	300		95.0	事業中(国)
3・1・3	外かく環状線 国道298号	北国分1丁目	田尻	60.0	10110			10110	0.0	事業中(国)
3・1・4	稲越国府台線	稲越町	国府台5丁目	40.0	2800			2800	0.0	
3・1・5	大町線 「北千葉道路」	大町	大町	40.0	2350			2350	0.0	
3・1・6	京葉港線	二俣	二俣新町	40.0	1860	1860			100.0	
3・2・7	高谷新町海岸線	田尻	高谷新町	30.0	1700		1220	480	0.0	
3・2・8	南行徳海岸線 (主)東京市川線(一部)	相之川1丁目	塩浜4丁目	30.0	3310	3310			100.0	
3・3・9	柏井大町線	柏井町1丁目	大町	22.0	4400			4400	0.0	事業中(県)
3・4・10	国府台須和田線	国府台1丁目	須和田1丁目	21.0	1580			1580	0.0	
3・4・11	市川駅前線	市川1丁目	真間5丁目	20.0	1500	60		1440	4.0	
3・4・12	北国分線	北国分町	北国分町	20.0	930	570		360	61.3	
3・4・13	二俣高谷線	二俣1丁目	高谷	20.0	1660			1660	0.0	事業中(県)
3・4・14	大洲平田線	大洲2丁目	平田4丁目	20.0	900			900	0.0	
3・4・15	本八幡駅前線 (主)市川柏線(一部)、	八幡2丁目	大野町3丁目	18.0	5300	230		5070	4.3	事業中(県)
3・4・16	船橋松戸線 (県)松戸原木線「旧市松有料」(一部)	若宮3丁目	大野町1丁目	18.0	2800		1300	1500	0.0	
3・4・17	富浜塩焼線	富浜2丁目	塩焼2丁目	18.0	810	810			100.0	
3・4・18	浦安鎌ヶ谷線 (主)市川浦安線(一部)	新井2丁目	大野町4丁目	18.0	11780	10030	170	1580	85.1	事業中(市)
3・4・19	市川二俣線 (県)若宮西船市川線「産業道路」	市川2丁目	二俣1丁目	16.0	6080	5200	450	430	85.5	
3・4・20	市川松戸線 (主)市川松戸線	市川2丁目	国府台5丁目	16.0	3050	820	850	1380	26.9	
3・4・21	市川船橋線 国道14号	市川2丁目	高石神	16.0	4100	850	3250		20.7	
3・4・22	二俣二俣新町線	二俣	二俣新町	16.0	1160	1080		80	93.1	
3・4・23	田尻二俣線	田尻5丁目	二俣	16.0	3140	1460		1680	46.5	
3・4・24	塩焼南行徳線	下妙典	南行徳3丁目	16.0	3700	3700			100.0	
3・4・25	湊海岸線 (主)市川浦安線(一部)	湊	塩浜1丁目	16.0	2730	1850	560	320	67.8	
3・5・26	鬼高若宮線 (主)市川印西線「木下街道」(一部)	鬼高3丁目	若宮3丁目	15.0	3180			3180	0.0	事業中(県)
3・5・27	本八幡駅南口線	南八幡4丁目	南八幡4丁目	15.0	490		490		0.0	
3・5・28	国分下貝塚線 (県)高塚新田市川線	国分5丁目	下貝塚1丁目	12.0	1690		730	960	0.0	
3・6・29	市川大洲線	市川1丁目	市川南2丁目	11.0	900	500	400		55.6	
3・6・30	市川菅野線	市川3丁目	東菅野2丁目	11.0	2750	2450		300	89.1	
3・6・31	菅野若宮線	菅野3丁目	若宮2丁目	11.0	3700	2470	200	1030	66.8	
3・6・32	市川鬼高線	市川南3丁目	鬼高3丁目	11.0	3900		800	3100	0.0	
3・5・33	市川駅南口線	市川南1丁目	市川南1丁目	14.0	200		100	100	0.0	
3・4・34	新行徳駅前線	塩浜3丁目	塩浜2丁目	20.0	260	200		60	76.9	
3・4・35	塩浜線	塩浜2丁目	塩浜2丁目	16.0	600	600			100.0	
3・3・36	堀之内駅前線	北国分町	北国分町	22.0	100	100			100.0	
3・4・37	堀之内線	北国分町	北国分町	16.0	470	470			100.0	
3・4・38	妙典駅前線	下妙典	下妙典	17.0	660	660			100.0	
合 計					117540	49670	11320	56550	42.3	

●道路の整備

◆市施行事業

事業名	事業年度	事業費	整備延長	買収対象面積	買収面積	買収率
都市計画道路3・4・18号整備事業	H7～22	百万円 27,400	m 1,580	m ² 22,672.23	m ² 19,608.06	% 86.5
大町レクリエーションゾーン整備事業 (市道0238号)	H18～22	百万円 920	m 880	m ² 4,216.80	m ² 1,017.25	% 24.1
春木川左岸道路整備事業	H8～20	百万円 786	m 約1,310	m ² 1,438.07	m ² 1,075.92	% 81.6
派川大柏川両岸道路整備事業	H12～21	百万円 580	m 約1,500	m ² 1,609.80	m ² 477.50	% 29.7
主要地方道市川柏線交通安全施設等整備事業 (県からの受託事業)	H10～20	百万円 約2,200	m 約350	m ² 2,800.00	m ² 1,096.03	% 39.1
市川大野駅周辺整備事業	H18～22	百万円 497	m 288	m ² 1,456.00	m ² 796.00	% 54.7

◆県施行事業

事業名	事業年度	事業費	整備延長	買収対象面積	買収面積	買収率
都市計画道路3・5・26号整備事業 (県施行による道路整備事業)	H11～24	百万円 約6,290	m 約470	m ² 8,702.31	m ² 5,784.42	% 66.5
都市計画道路3・3・9号整備事業 (県施行による道路整備事業)	H13～19	百万円 約3,820	m 約520	m ² 12,479.83	m ² 5,159.93	% 41.4
妙典架橋(県施行による事業)	H7～23	百万円 約10,200	m 約1,300	m ² 約11,200	m ² 7,500	% 約67

◆「道路維持事業」「道路改良事業」「交通安全施設」における実績

単位:千円

	概略説明	種別	平成16年度	平成17年度	平成18年度
道路維持補修	市内の道路を常に良好な状態に維持し、その機能を保持するための舗装	決算額	105,136	120,703	165,530
		延長 m	2275	2218	3853
		箇所数	11	10	16
道路新設改良	段差の解消や安全性、快適性の確保など歩行者利用の多い区間を優先して歩道整備を行う	決算額	131,691	257,301	296,041
		延長 m	1,433	2,373	2,434
		箇所数	8	14	20
道路側溝	市民生活環境の改善を図るため排水不良地区の新設改良を行う	決算額	214,096	230,757	231,916
		延長 m	5095	5140	5172
私道整備	市民生活環境の改善を図るため私道整備要綱により整備を図る	決算額	14,416	26,262	23,111
		延長 m	692	784	821
交通安全施設 (カーブミラー新設)	交通事故を未然に防止するため交差点等に設置する	決算額	5,200	4,385	4,976
		設置件数	79基	64基	76基
交通安全施設 (カーブミラー補修)	カーブミラーの破損、脱落等の補修をする	決算額	4,183	6,636	2,415
		補修箇所	104	143	72
交通安全施設 (カーブミラー面調)	接触等によりずれたカーブミラーの角度調整をする	決算額	916	875	832
		調整箇所	89	85	90
道路照明灯修繕	夜間における歩行者、自転車、車両等の安全を確保する	決算額	20,397	17,743	19,613
		補修箇所	540箇所	464箇所	449箇所

●道路の管理

◆事業実績

関 連 事 業 名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
道路施設修繕事業	152件	205件	204件
道路通行障害物撤去事業	11本	3本	10本
電線類地中化事業	270m	270m	0m
放置車両撤去事業	150台	99台	49台
不法看板等撤去事業	128日	128日	142日
道路台帳整備(補正)事業	3.05km	2.61km	2.39km
道路区域線(境界)確定事業	3.00km	5.76km	16.73km
道路境界確定(一般申請)事業	16.02km	14.59km	17.07km
法定外公共物の譲与申請事業	209.36km		
市川市道路工事連絡協議会	6回開催	6回開催	6回開催
道路工事施行承認申請の処分	316件	255件	229件
道路占用許可申請の処分	3,577件	3,607件	3,461件
屋外広告物の設置許可申請の処分	38件	61件	65件
市道路線の認定及び廃止手続き	4.71km	0km	0.75km

◆道路施設に係る市民要望に対する処理状況

要望の内容	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	要 望	処 理	率	要 望	処 理	率	要 望	処 理	率
道路舗装 補修関係	726	762	104.9	665	677	101.8	788	800	101.5
側溝等 補修関係	191	203	106.2	190	186	97.9	216	191	88.4
側溝等蓋 補修関係	476	575	120.8	475	494	104.0	394	405	102.8
安全柵 補修関係	208	243	116.8	222	230	103.6	175	172	98.3
その他 (施設関係)	578	649	112.3	644	636	98.8	652	646	99.1
小 計	2179	2432	111.6	2196	2223	101.2	2225	2214	99.5
側溝等 清掃関係	565	590	104.4	525	553	105.3	518	431	84.6
揚土回収 関 係	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他 (清掃関係)	22	22	100	65	65	100	35	35	100
小 計	587	612	104.2	590	618	104.7	553	508	91.9
合 計	2766	3044	110.1	2786	2841	101.9	2778	2722	98

※ 処理件数が、要望件数を上回っているのは、当該年度以前の要望に対する処理件数も含まれているため。

●地籍調査

○地籍調査事業とは

市道のうち、官民境界が確認されているのは約3割に止まっている。このため、用地買収に時間がかかったり、近隣で住民に紛争が生じたりすることがある。また、大災害が起これると土地の境界復元が困難となると予想される。そのため、土地の境界を確認し、測量して記録を残す必要がある。

地籍調査事業は、一筆毎の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する事業である（国土調査法第2条第5項）。

市川市では、官官・官民境界のみの調査・測量を優先する市街地緊急地籍調査事業を中心に行うこととしている。国が1/2を、県が1/4を、市が1/4を負担する。

○地籍調査の工程

- A工程 地籍調査事業計画・事務手続
- B工程 地籍調査事業準備（実施組織の確立、補助金申請、趣旨の普及など）
- C工程 地籍図根三角測量（平成15年度に市内全域で実施済み）
- D工程 地籍図根多角測量
- E工程 一筆地調査（調査図素図等の作成、現地調査、立会、境界杭の設置など）
- F工程 地籍細部測量
- G工程 地積測定
- H工程 地籍図及び地籍簿の作成

○地籍調査の進捗

年度	事業名	調査区域	実面積(km ²)	換算面積(km ²)*	累計(km ²)
平成15	地籍図根三角測量	河川等を除く市全域	41.00	2.05	2.05
平成16	市街地緊急地籍(官民)	田尻1(D, E1工程)	0.17	0.02	2.07
平成17	都市再生地籍(官民)*	田尻1(E2~H工程)	0.17	0.07	2.14
	都市再生地籍(包括)*	田尻1(E2~H工程)	0.04	0.01	2.15
平成18	都市再生地籍(官民)*	田尻2(D~E1工程)	0.11	0.01	2.17
	都市再生地籍(包括)*	真間1(D~H工程)	0.01	0.01	2.18

* 換算面積とは、C工程を完了するとその区域の5%の作業が完了したものとして、実面積に5%を乗じた面積をいう。他の工程にも同様に換算面積率が設定されている。

* 事業名で「官民」とは官民境界のみを先行して調査する事業をいい、「包括」とは民境界までの調査測量を包括的に民間に委託する事業をいう。

○市川市測量標の管理及び保全に関する要綱

公共測量や分筆の際の地積測量図の作成は世界測地系で行わなければならないことになった（測量法第11条、不動産登記規則第77条）。これに伴い、平成16年度に国が設置した街区三角点と街区多角点が平成19年に移管された。要綱を定め、道路工事等で基準点を一時撤去して復元する場合等で、原因者負担を明確にした。

○GPS測量機の貸し出し

市川市4級基準点については日本測地系のみであるため、世界測地系で測量することができるよう道路管理課においてGPS測量機の貸し出しを行っている。

○市内の世界測地系の基準点数

区分	1級基準点	地籍図根三角点	街区三角点	街区多角点	図根多角点	区画整理内3級基準点
地上	15	15	28	2,505	142	16
屋上	11	108	6	0	1	0
計	26	123	34	2,505	143	16

●外かん道路



混雑を極める首都圏の交通事情。その解消のための中核となるのが「3環状9放射」ネットワーク構想である。これを構成する1つの道路「東京外かく環状道路」(外かん)は、都心から約15kmの圏域を環状に連絡する延長約8.5kmの道路である。この道路は、放射方向の幹線道路を相互に連結して、都心方向に集中する交通を円滑に分散導入するとともに、都心に起終点を持たない交通をバイパスさせる等の役割を果たすものである。

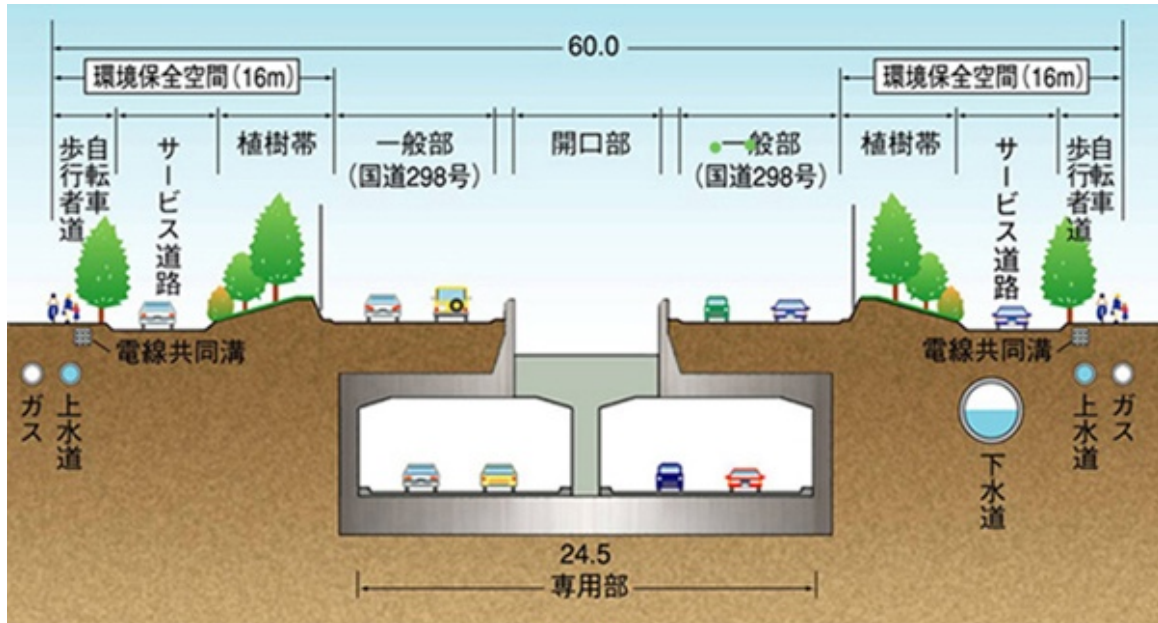
●バランスのとれた「3環状9放射」のコンセプト



◆都市計画の概要

種別		一般部	専用部
		幹線街路	自動車専用道路
名称	番号	3. 1. 3	1. 2. 2
	路線名	外かく環状線	高速外かく環状線
位置	起点	北国分1丁目	北国分1丁目
	終点	田尻	高谷
	主な経過地	大和田3丁目	大和田3丁目
区域	延長	約10,110m	約9,690m
構造	構造形式	地表式、嵩上式	堀割式、地表式、嵩上式
	標準幅員	60m	35.1m

◆掘割スリット構造（市川松戸市境～東京メトロ東西線付近）



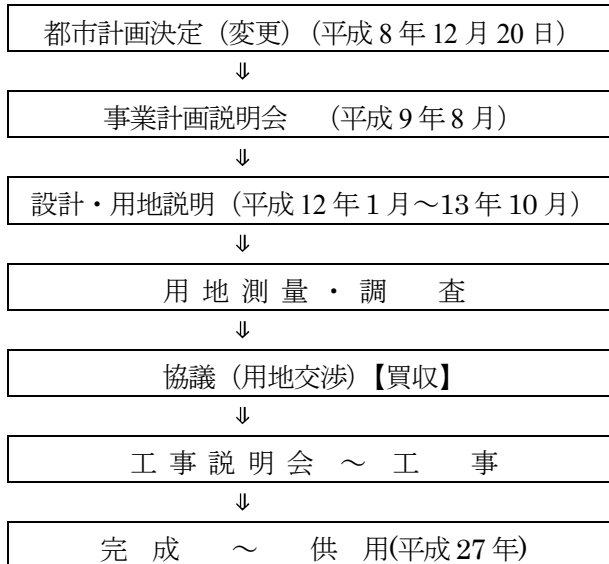
◆土地の買収状況

[平成19年3月31日現在]

区分	件数	備考
抵触棟数	約 1,900 棟	都計(60m)範囲内
抵触世帯数	約 2,500 世帯	市内全域
買収面積	約 72 ha	用地取得率 約 88% (84.2ha)

(参考：松戸市域 99%、千葉県全体 88%)

◆完成までのスケジュール



外かん道路は、平成27年度の供用開始を目的に事業を進めています。現時点での用地取得状況等を踏まえ、一日も早い市内の交通環境の改善のため、外かんの一般部(国道298号)を先行的に整備するように国へ要望しました。これを受け、国は市内の交通環境改善など、早期に効力を発揮すると見込まれる区間の一般部(国道298号)を区間1から区間3に分け整備を進めています。

工事の進捗状況は、国道6号及び国道357号より工事用搬入路の整備や東京湾岸道路と接続する高谷JCT部のランプの下部工、上部工に着手されています。

◆市の関連組織

- | | | |
|---------------------------|------------|--------|
| 1 東京外郭環状道路特別委員会 (市議会) | 昭和62年12月設置 | 11名で構成 |
| 2 市川市東京外郭環状道路対策協議会 (庁内組織) | 昭和63年1月設置 | 19名で構成 |

◆用地の有効活用

市が国土交通省より借用している買収済用地は、37箇所、約2.8haとなっている。(19.3.31現在)

- <内訳> 自由広場 : 6箇所 学校農園 : 3箇所 市道拡幅広場 : 18箇所
 自転車駐輪場 : 2箇所 ゲートボール場 : 2箇所 その他 : 6箇所

3-3. 交 通

●交通施設の整備（鉄道・バス・駐車場）

○鉄道

市川市内における鉄道は、中心部にJR総武本線、京成本線、都営地下鉄新宿線、行徳地区に東京メトロ東西線、南部にJR京葉線、大野・柏井地区にJR武蔵野線、大町・北国分地区に北総線の7路線約30.1km16駅が整備されている。

◆鉄道路線・駅

鉄 道 路 線 名	開 通 年 月 日	市 内 延 長	駅 名	開 業 年 月 日	所 在 地	乗 降 客 数 (一日平均)		
						15 年度	16 年度	17 年度
東日本旅客鉄道株 総武本線	M27. 7. 20	約 4. 3Km	市川 駅	M27. 7. 20	市川1-1-1	115, 388	113, 804	114, 698
			本八幡 駅	S10. 9. 1	八幡2-17-1	113, 876	114, 032	114, 732
東日本旅客鉄道株 武蔵野線	S53. 10. 2	約 2. 9Km	市川大野 駅	S53. 10. 2	大野町3-1423	22, 166	22, 402	22, 538
東日本旅客鉄道株 京 葉 線	S63. 12. 1	約 8. 5Km	市川塩浜 駅	S63. 12. 1	塩浜2-2	8, 362	8, 826	9, 392
			二俣新町 駅		二俣町3-4	8, 948	9, 322	9, 352
京成電鉄株 京 成 本 線	T 3. 8. 30	約 4. 6km	国府台 駅	T 3. 8. 30	市川3-30-1	11, 911	11, 279	11, 041
			市川真間 駅		真間1-11-1	9, 322	8, 603	8, 262
	T 4. 11. 3		菅野 駅	T 4. 11. 3	菅野2-7-1	4, 499	4, 367	4, 466
			京成八幡 駅		八幡3-2-1	31, 935	31, 550	31, 670
東京地下鉄株 東 西 線	S44. 3. 29	約 5. 8Km	南行徳 駅	S56. 3. 27	相之川4-17-1	48, 096	48, 210	47, 937
			行徳 駅	S44. 3. 29	行徳駅前2-4-1	54, 442	53, 773	52, 909
			妙典 駅	H12. 1. 22	富浜1-2-10	39, 079	41, 019	41, 905
東京都交通局 新 宿 線	H 元. 3. 19	約 2. 0Km	本八幡 駅	H 元. 3. 19	八幡2-16-13	62, 876	62, 650	61, 972
北総鉄道株 北 総 線	H 3. 3. 31	約 2. 0Km	北国分 駅	H 3. 3. 31	堀之内3-21-1	6, 598	6, 618	6, 660
			大町 駅			大町175	1, 438	1, 504

資料 東京都交通局

北総鉄道株式会社

*数値は市川市統計年鑑による

◆東京10号線延伸新線

都営新宿線本八幡駅～新鎌ヶ谷駅間約9.3kmを結ぶ東京10号線延伸新線については、平成12年1月の運輸政策審議会第18号答申において「沿線の開発状況等を見極めつつ、その整備を検討する」路線に位置付けられ、将来的に第3セクターにより事業化する方向で、千葉県、市川市、鎌ヶ谷市による「東京10号線延伸新線促進検討委員会」が事業実現化に向けた調査・検討を実施している。

しかし、事業採算性の見通しや費用対効果、関連する北総開発鉄道への影響等、課題が山積している。

◆京成沿線整備

京成本線は、市川市において最後の平面を走る鉄道で、市域を東西に渡り走ることにより、交差網の遮断や沿道環境に多大な影響を与えている。

これに対し、昭和60年ごろから立体交差化の検討が数回行われ、平成17年度まで道路交通部にて様々な検討を行ってきた。

平成18年度より、街づくり部に京成沿線整備担当室を設け、引き続き街づくりの観点から周辺市街地の整備方針と整合させつつ、踏切事故の解消と道路交通の円滑化を図るため、京成本線の立体交差化の検討を行っている。

○路線バス

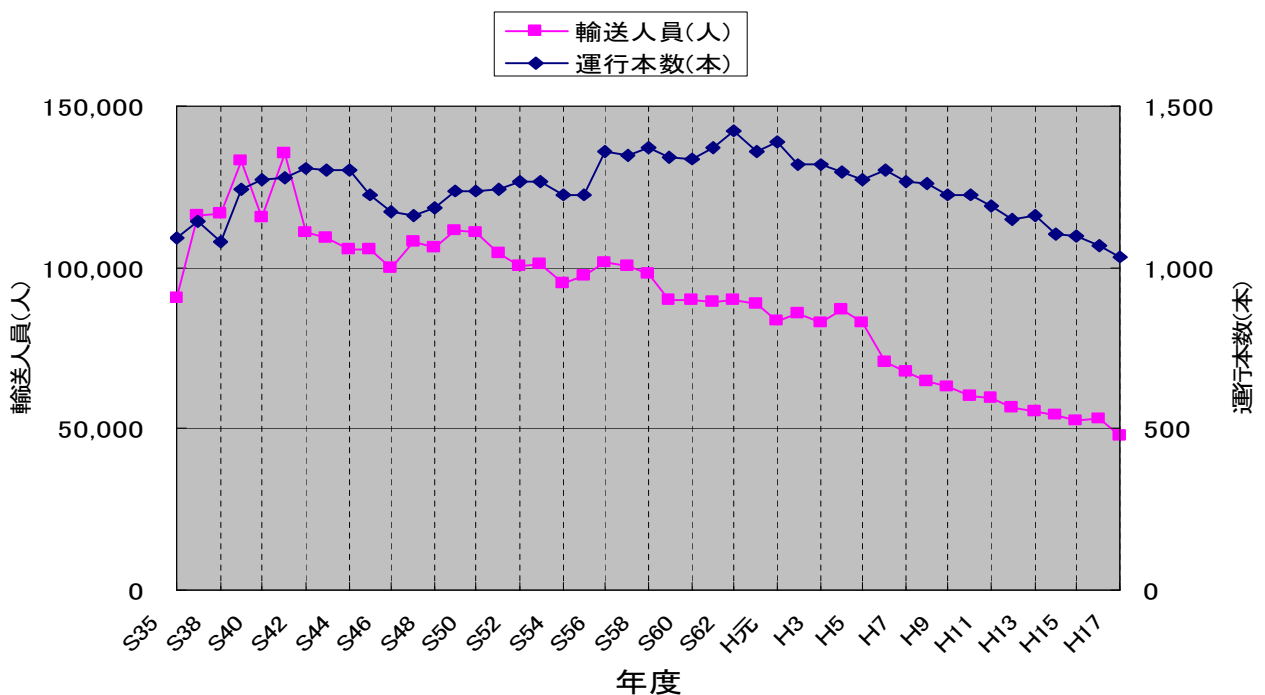
現在、市内には京成バス 10 路線、京成トランジットバス 2 路線、市川ラインバス 2 路線、東京ベイシティ交通 1 路線の計 15 路線のバスが運行されているが、バス利用者は昭和 41 年の 1 日当たり 13 万 5 千人をピークに減少を続けている。

◆市内バスの 1 日平均旅客輸送状況

路線名	運行本数					輸送人員					
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
総数	1,159	1,105	1,096	1,070	1,034	55,365	54,123	52,356	53,290	47,952	
市川 駅	国分線	227	184	184	184	172	8,665	7,815	7,919	8,211	2,637
	中国分線	38	38	38	38	38	1,424	1,513	1,561	1,581	1,567
	市川線	193	187	199	187	184	15,311	15,553	14,637	14,833	15,151
	富貴島線	56	56	56	56	54	1,809	1,865	2,382	2,450	2,374
	大洲線	59	60	60	60	60	1,682	1,910	1,923	1,960	2,035
本八 幡 駅	高塚線	190	190	167	144	144	9,384	9,178	8,636	8,686	8,631
	鬼越線	35	35	35	35	35	1,109	1,167	750	759	752
	浦安線	89	94	94	94	94	4,479	4,171	3,937	3,937	3,858
	原木線	21	20	22	22	22	531	509	486	475	486
	市川北高線	75	75	75	100	86	4,181	4,211	4,205	4,362	4,445
	行徳線	10	-	-	-	-	337	-	-	-	-
そ の 他	柏井線	41	41	41	24	20	1,391	1,422	1,311	1,250	1,031
	臨港線	42	42	42	42	42	1,021	1,056	890	949	1,037
	南行徳線	83	83	83	84	83	4,041	3,753	3,719	3,837	3,948

注：駅に入構する運行本数のみ計上

資料 京成バス株式会社 営業部
京成トランジットバス株式会社
市川交通自動車株式会社
*数値は市川市統計年鑑による



○市川市バス交通問題連絡会

バス利用の促進及び生活交通の確保方策等、バス交通全般にわたる諸問題について、協議及び意見交換を行なう目的で、「市川市バス交通問題連絡会」を平成12年度に設置し、市とバス事業者が協力体制を整え、市川市特有のバス交通問題の解決を図り、市民の利便性向上に努めている。

○コミュニティバスの導入

交通不便地の解消、公共公益施設への利便性向上、移動制約者の外出支援、駅周辺環境の改善等を目的としたコミュニティバスの導入を検討し、平成17年10月から市北東部及び南部で社会実験運行を開始している。

○自動車駐車場対策

都市内の交通手段として自動車が効率的に利用されるためには、自動車の保管場所（車庫）、移動のための空間（道路）及び目的地での駐車スペース（駐車場）が整備されていることが必要である。

このため、本市では、駅周辺の自動車交通が著しく混雑、集中する地区で道路の効用を確保し、駐車場の整備と建築物の駐車施設の附置等を総合的に講ずるため、平成3年2月に駐車場整備地区の都市計画決定をしている。

また、当該地区における、駐車場の整備に関するマスタープランとして、「駐車場整備計画」を平成14年3月に策定した。

◆駐車場整備地区

地区名	面積	都市計画決定年月日	告示番号
市川駅周辺駐車場整備地区	約29ha	平成3年2月26日	市川市告示第14号
本八幡駅周辺駐車場整備地区	約32ha		
行徳駅周辺駐車場整備地区	約32ha		
南行徳駅周辺駐車場整備地区	約32ha		
合計	約125ha		

「市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手續及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例」、「市川市宅地開発指導要綱」及び「市川市ワンルーム形式共同住宅・中高層建築物の建築に関する指導要綱」に基づく自動車駐車場の協議台数等

(平成18年度実績)

- ① 市川市宅地開発指導要綱に基づく協議台数 2,133台 (事前協議件数：90件)
- ② ワンルーム・中高層に関する要綱に基づく協議台数 201台 (事前協議件数：46件)

(平成17年度実績)

- ① 宅地開発条例に基づく協議台数 1,521台 (事前協議件数：76件)
- ② ワンルーム・中高層に関する要綱に基づく協議台数 130台 (事前協議件数：33件)

(平成16年度実績)

- ① 宅地開発条例に基づく協議台数 4,825台 (事前協議件数：67件)
- ② ワンルーム・中高層に関する要綱に基づく協議台数 135台 (事前協議件数：33件)

●放置自転車対策

自転車対策については、『自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例』『自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例』の2本立てで行っている。

『自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例』は、①自転車等駐車場を『公の施設』として位置付け、②自転車等駐車場の料金を『施設使用料』とし、施設の位置や整備建設費に基づき無料を含めた4種の使用料金〔第1種自転車等駐車場は4施設で月額是一般2,100円、第2種一般1,575円、第3種一般1,050円、(高校生以下半額、原動付自転車倍額)、第4種無料、第5種2時間まで無料以降1時間ごと100円1日500円上限〕を設定、③自転車等駐車場の使用許可条件や使用上の禁止事項、不正使用の排除を盛り込むなど管理の充実化を図っている。『自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例』では、放置禁止区域を定め、放置自転車等の撤去を行い、又はその処分を定めるとともに一定の建物について駐輪施設の設置を義務付けるなど放置対策の実効性を確保している。

現在の市営自転車等駐車場の整備状況は、全体で14駅3バス停に45施設・収容可能台数37,290台分を整備している。この内、有料施設は8駅26施設24,516台分、無料施設は10駅3バス停19施設12,774台分がある。

駅周辺の放置対策では、①自転車等駐車場の整備 ②放置自転車等の撤去処分 ③街頭指導員の配置 ④自転車等利用者の安全利用の励行と不要不急自転車の利用自粛 以上の4点を柱として進めている。

平成18年度は八幡地区を対策の重点区域と位置付け、①地域商店会、自治会との連携を図り放置防止に関する啓発活動を実施、②街頭指導員による駐輪場への誘導強化と③撤去作業を重点的に行った結果、平成18年4月に約940台あった放置自転車等が平成18年度末までには約590台と減少を続けている。これには、同地区での登録制無料駐輪場増設整備が進められたことも放置削減の大きな要因である。

また、新たなレンタサイクル事業の展開として、観光型の「街かど回遊レンタサイクル」を平成18年11月より実施した。更に、これまで行なってきた通勤通学者用のものをコンピュータ管理により、正・逆使用者が1台の自転車を共有する方式で社会実験として、平成19年2月より運用を開始した。

◆自転車等駐車場整備状況

(1) 有料施設 8駅26施設

有料施設数	延床面積㎡	整備台数
市川 5	7,174.98	6,040
八幡3駅 10	10,011.69	7,911
下総中山 1	1,620.00	1,400
市川大野 5	2,592.87	2,270
行徳 2	5,572.00	5,600
南行徳 3	1,934.69	1,295
合計 26	28,906.23	24,516

*平成18年5月1日八幡第4無料駐輪場オープン 270台

◆準PFI有料施設 1駅2施設 (条例指定外)

妙典 2	2,500.00	2,533
------	----------	-------

◆無料自転車置場 (条例指定外)

市川真間 1	210.00	210
国分高校バス停脇	49.00	60

(2) 無料施設 10駅3バス停19施設

無料施設数	延床面積㎡	整備台数
市川 1	2,926.00	2,200
八幡 2	3,781.70	3,170
原木中山 1	796.00	500
行徳 2	1,368.58	1,200
南行徳 2	1,959.00	1,650
二俣新町 2	1,022.00	1,022
市川塩浜 2	1,539.00	1,539
国府台 2	406.73	408
大町 1	250.00	250
北国分 1	807.00	500
国分高バス停1	251.75	135
国分バス停1	255.21	175
一本松バス1	38.95	25
合計 19	15,401.92	12,774

◆歩道等を利用した自転車置場設置状況

[総武線市川駅] (機械式設置台数計：73台)

設置場所	設置台数	形態	料金	備考
第1自転車置場	73台	機械ラック式	2時間無料 その後8時間毎に100円	ダイエー裏 アイアイロード内
第2自転車置場	97台	平置き	無料	市川グランドH側 アイアイロード内
計	170台			

[東西線南行徳駅] (機械式設置台数計：267台)

設置場所	設置台数	形態	料金	備考
第1自転車置場	59台	機械ラック式	2時間無料 その後8時間毎に100円	ロータリー
第2自転車置場	121台	〃	〃	行徳駅寄り高架脇
第3自転車置場	42台	〃	〃	市民センター前
第4自転車置場	45台	〃	〃	今井橋通り側
第5自転車置場	450台	平置き	無料	第3駐輪場脇
計	717台			

◆市内駅周辺自転車の推移及び移送処分状況 (平成14～18年度) 【市条例外駐輪場：妙典駅含む】

年度	1日駐輪数	1日放置数	1日集合数	撤去台数	引渡台数	引渡率%	破砕台数	リサイクル台数
14	28,725	11,218	39,943	19,532	5,876	30.1	14,508	1,774
15	24,954	8,443	33,397	22,141	7,161	32.3	17,726	1,428
16	28,864	5,125	33,989	21,690	7,315	33.7	21,166	1,102
17	31,480	4,215	35,695	18,032	5,200	28.8	12,994	1,184
18	32,883	3,996	36,879	14,824	3,853	26.3	売却 14,994	682

※14年度～リサイクルはNP0への譲渡含む。18年度より破砕は、売却処分。売却分は禁止区域外のものを含む(拾得物として扱うため、6ヶ月保管し処分することから、年度を越える。)

◆通勤通学者用レンタサイクル (コンピュータ管理の社会実験)

年度	設置台数	正利用	逆利用	利用率%
18	125	24	30	2.4

※平成19年2月1日開始。一台を正・逆利用者が共用する。設置台数：市川第7に100台、国府台第2に25台

◆街かど回遊レンタサイクル

年度	設置台数	利用台数	1日平均
18	65	2,925	24.4

※平成18年11月3日開始。

3-4. 市街地の整備

●土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることを目的としている。市川市では、人口の都市集中化に対処し、新市街地における有効な土地利用を図るため、昭和12年以降、組合施行により22地区、約821.62ha（市街化区域面積3,976haの約20.7%）の事業が既に完了している。

○現在施行中の事業

- ・柏井土地区画整理事業：約17.7ha

JR武蔵野線船橋法典駅より地区中心部まで徒歩約10分、道路、公園等公共施設を整備改善し、低層・低密度の良好な居住環境を有する住宅地の供給を図るため事業を進めている。平成18年3月現在において、保留地の販売は全て完了している。

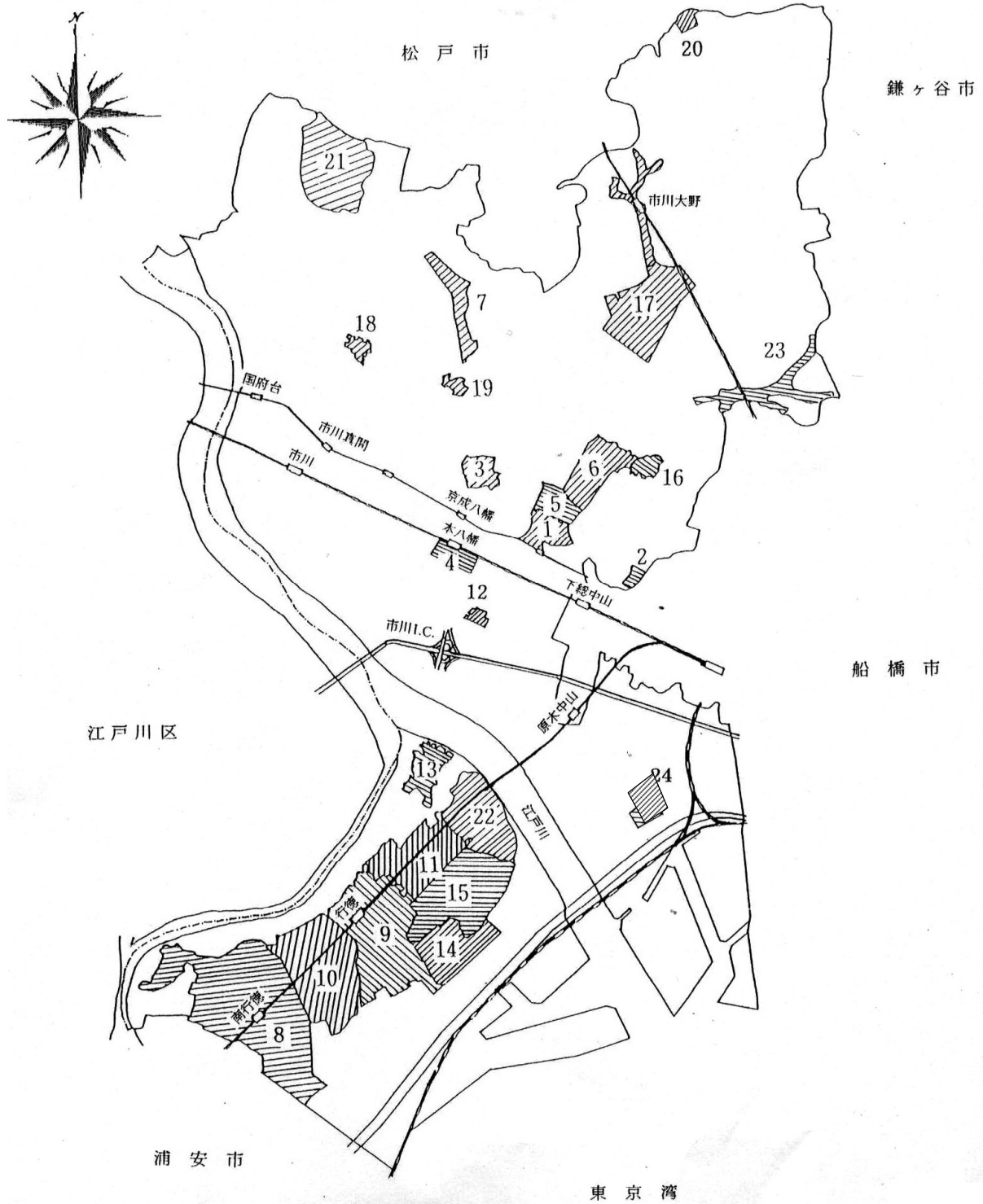
- ・原木西浜土地区画整理事業：約14.7ha

東関東自動車道と国道357号に隣接した位置にあり、広域交通網を活かした流通業務系等の土地利用を図る計画で事業を進めている。平成18年3月事業計画変更認可を得て、当初予定していた事業計画面積に拡大し現在造成中である。

◆市川市土地区画整理事業一覧表

区分	番号	組合名	設立認可年月日	施行面積 (m ²)	事業 年度	減歩率 (%)		解散認可 年月日	組合員数
						公共	合算		
完 成	1	市川第一	S12. 1. 11	139,273.00	S11-24	—	—	S25. 3. 22	—
	2	市川第二	S12. 8. 27	30,414.00	S12-24	—	—	S25. 3. 25	—
	3	菅野	S13. 6. 15	103,845.00	S13-24	—	—	S25. 3. 22	—
	4	本八幡	S14. 6. 30	93,585.00	S14-26	—	—	S26. 12. 26	—
	5	北方	S26. 2. 19	145,889.00	S25-34	—	—	S35. 4. 26	66
	6	子の神	S37. 6. 30	313,467.14	S37-44	7.32	19.89	S44. 12. 19	123
	7	百合台	S40. 8. 10	217,781.05	S40-43	6.49	19.21	S44. 2. 1	122
	8	南行徳第一	S41. 8. 12	1,766,633.38	S41-48	0.89	19.46	S49. 2. 27	765
	9	南行徳第三	S41. 8. 22	1,043,353.64	S41-50	2.50	17.98	S51. 2. 20	587
	10	南行徳第二	S43. 3. 30	870,627.85	S42-48	4.31	19.20	S49. 3. 27	772
	11	行徳	S43. 6. 12	531,229.43	S43-49	5.92	19.44	S50. 3. 28	350
	12	南八幡	S44. 12. 10	35,195.00	S44-48	14.72	25.01	S49. 2. 1	28
	13	行徳北部	S44. 12. 18	181,642.02	S44-50	12.41	22.74	S51. 3. 30	124
	14	行徳南部	S45. 10. 22	389,379.39	S45-53	2.29	23.16	S53. 12. 19	269
	15	行徳中部	S46. 12. 1	715,621.07	S46-54	8.13	26.17	S55. 1. 18	494
	16	美濃輪	S47. 11. 30	58,174.59	S47-54	6.05	24.66	S55. 3. 25	37
	17	大野	S48. 9. 5	726,816.89	S48-H5	13.16	28.74	H 5. 9. 24	990
	18	国分	S49. 5. 11	44,648.81	S49-52	18.09	27.22	S52. 7. 15	36
	19	宮久保	S50. 9. 2	33,060.90	S50-54	17.23	26.71	S55. 2. 15	39
	20	大町	H 2. 1. 24	24,448.83	H1- 5	34.29	38.33	H 6. 3. 3	17
	21	堀之内	H 3. 3. 1	250,625.28	H2-11	29.52	38.39	H12. 3. 24	95
	22	妙典	H 1. 1. 24	500,481.18	S63-H12	19.56	28.58	H12. 11. 21	311
施行中	23	柏井	H 1. 5. 12	176,605.48	H1-19	10.18	33.85	—	140
	24	原木西浜	H13. 11. 27	147,309.73	H13-19	11.69	47.42	—	15

◆市川市土地区画整理組合事業施行地区位置図



●市街地再開発事業

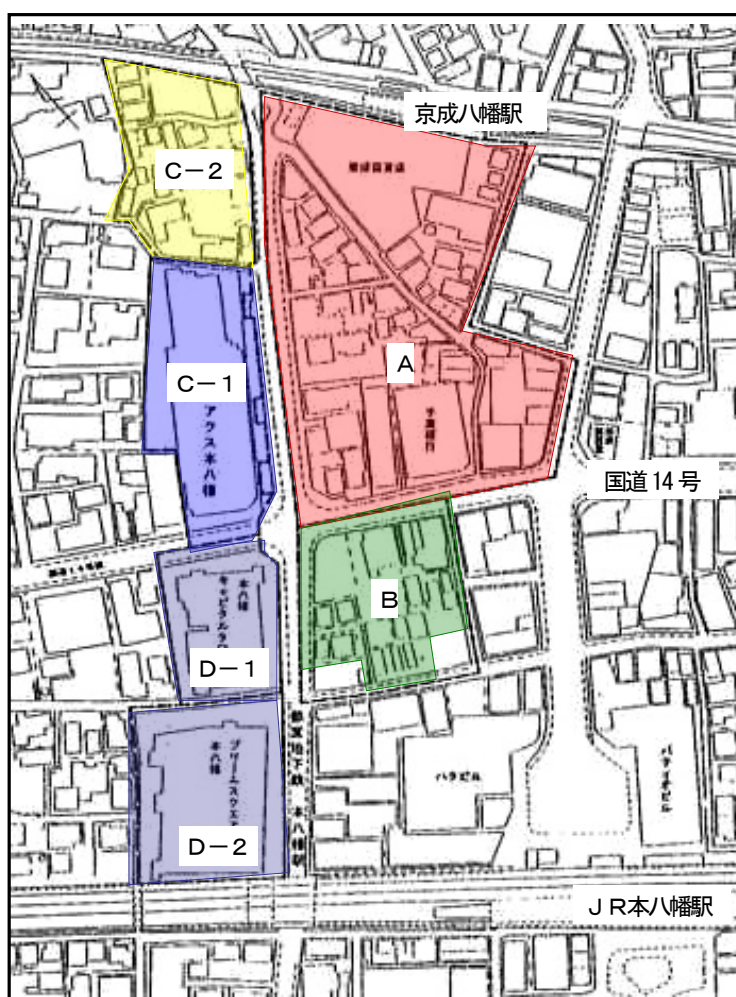
市川市では、本八幡駅北口地区（約3.3ha）を組合施行で、市川駅南口地区（約2.6ha）を市施行で市街地再開発事業を行うこととしている。

本八幡駅北口地区のうち約1.1haについては平成2年3月に、市川駅南口地区については平成5年3月に第一種市街地再開発事業が都市計画決定され、その後都市計画の変更を行いながら事業の推進が図られている。

本八幡A地区は平成18年3月に都市計画決定を行い、組合設立認可に向けて作業を進めており、本八幡B地区は、優良建築物等整備事業で現在施行中である。

○本八幡駅北口地区再開発事業

本八幡駅北口再開発事業を進めるにあたっては、当該地区を6地区に分けて整備を進めている。



◆地区面積と進捗状況

地区名	地区面積(m ²)	敷地面積(m ²)	進捗状況
A地区	14,055	11,643	事業中
B地区	3,924	2,870	事業中
C-1地区	4,269	3,598	事業完了
C-2地区	4,100	3,500	事業凍結
D-1地区	2,697	2,357	事業完了
D-2地区	3,729	3,239	事業完了
合計面積	32,774	27,291	

◆本八幡駅北口再開発事業の状況1 (完了地区)

事項地区	C-1地区 (アクス本八幡)	D-1地区 (本八幡キャピタルタワー)	D-2地区 (プレミアムスクエア本八幡)
経過 都営地下鉄10号線の乗り入れ及びこれに伴う都市計画道路の拡幅を契機に街づくりの核として再開発事業を計画	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年11月 街づくり懇談会開始 昭和62年6月 世話人会発足 昭和63年4月 再開発準備組合発足 平成2年3月 都市計画決定 平成3年1月 組合設立認可 平成6年12月 権利変換認可 平成7年2月 工事着工 平成9年2月 工事完了公告 平成11年3月 組合解散 平成11年8月 清算終了 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年12月 街づくり懇談会開始 昭和62年6月 世話人会発足 昭和63年4月 再開発準備組合発足 平成2年3月 都市計画決定 平成3年1月 組合設立認可 平成8年3月 都市計画変更決定 平成9年2月 権利変換認可 平成9年4月 工事着工 平成11年11月 工事完了公告 平成14年3月 組合解散 平成14年12月 清算終了 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年12月 街づくり懇談会開始 昭和63年4月 再開発準備組合発足 平成2年3月 都市計画決定 平成11年3月 都市計画変更決定 平成11年11月 組合設立認可 平成12年11月 権利変換認可 平成12年11月 工事着工 平成15年2月 工事完了公告 平成16年11月 組合解散 平成17年4月 清算終了
敷地面積と施設内容			
地区面積	0.4ha	0.3ha	0.4ha
施設規模	地下2階～地上9	地下2階～地上24階	地下2階～地上24階
延床面積	約19,300㎡	約15,600㎡	約21,600㎡
主要用途	住宅(89戸) 約6,100㎡ 業務 約5,400㎡ 商業 約1,300㎡	住宅(108戸) 約11,495㎡ 商業 約1,641㎡ 公共駐輪場 約804㎡	住宅(122戸) 約12,950㎡ 商業 約5,450㎡ 駐車場 約1,760㎡
附帯施設	駐車場 120台 駐輪場 145台	駐車場 76台 公共駐輪場 約500台	駐車場 76台 駐輪場 254台

◆本八幡駅北口再開発事業の状況2 (実施中・準備中地区)

事項地区	A地区	B地区	C-2地区
計画年度から現在までの経緯	<ul style="list-style-type: none"> 昭和55年11月 地元懇談会開始 平成元年6月 街づくり懇談会開始 平成3年8月 再開発準備組合設立 平成13年7月 事業協力者・事業コンサルと契約 平成18年3月 都市計画決定 現在、組合設立に向けて手続中 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和55年12月 地元懇談会開始 昭和59年4月 協議会発足 昭和61年4月 再開発準備組合発足 平成元年6月 準備組合凍結 平成11年10月 再開発協議会設立 平成14年3月 事業計画作成 平成18年10月 工事着工 現在、優良建築物等整備事業で施行中 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年 地元啓発開始 昭和62年以降 個別相談に応じている
地区面積	1.4ha	0.4ha	0.4ha

○市川駅南口地区第一種市街地再開発事業

◆地区概要

全体面積		計	約 2.6 ha	都市計画制限	
公共敷地	駅前広場		約 4,220 m ²	A街区	B街区
	都市計画道路		約 138 m	建蔽率	80%
	区画道路(1～4号)		約 415 m	容積	600% 700%
施設敷地	A街区		約 10,440 m ²	壁面 後退	3m 2m
	B街区		約 6,170 m ²		4m 2～5m
	小計		約 16,610 m ²		4～5m 3m

・執行体制、実現手法

事業目的(都市機能の充実、公共施設の整備)を踏まえて施行者を市、特定事業参加者を都市再生機構と定めて保留床の取得を求めると共に、民間企業力の有効活用を図り、事業の早期実現を目指す。

◆事業の経緯

昭和54年度	再開発基礎調査(A調査)
昭和57年度	市街地再開発等調査(B調査)
昭和63年度	市・公団基本協定締結
平成5年3月	都市計画決定 A地区—公団施行：商業+住宅施設 ・告示 B地区—市施行：商業・業務施設
平成8年度～	施設計画見直し着手(A・B地区共)
平成11年度	公団法改正、都市基盤整備公団に改組 —地区市施行型計画案、事業計画案策定
平成12年4月	市・公団旧協定廃棄、新協定締結
平成12年12月	都市計画変更
平成13年2月	特定事業参加者協定締結(公団)
平成13年3月	再開発事業施行条例の公布
平成13年4月	事業協力者の募集・選定・協定締結
平成14年2月	事業計画決定
平成14年3月	特定事業参加者契約締結(公団)
平成15年2月	都市計画変更
平成15年3月	事業計画変更
平成15年4月	権利変換計画縦覧(10月再縦覧)
平成15年12月	権利変換計画決定
平成16年2月	権利変換期日
平成16年4月～	仮設店舗建設、既存建物の除却・整地
平成16年12月	特定建築者公募
平成17年3月	特定建築者の県承認・決定
平成17年8月	施設建築物(B街区)工事着工
平成17年10月	施設建築物(A街区)工事着工

◆事業スケジュール

平成20年度	施設建築物工事完了 公共施設整備(道路・駅前広場)
--------	------------------------------

◆施設概要（平成18年4月現在の計画）

区 分		A 街 区	B 街 区	計
全 体 計 画	建築面積	約 6,850 m ²	約 4,200 m ²	約 11,050 m ²
	延床面積	約 86,500 m ²	約 55,200 m ²	約 141,700 m ²
	建蔽率・容積率	約67%・600%	約72%・700%	
	建物高さ	約 160m	約 130m	
	階数	地下2階 地上45階建	地下2階 地上37階建	
用 途	住宅施設	地上4～44階	地上10～37階	住戸数 約 970戸
	商業施設	地下1階、 地上1～2階	地上1～2階	
	公益施設	地上3、4 5階	地上3階	
	高齢者施設	—	地上4～9階	
	その他	駐車、駐輪施設		



イメージパース

●行徳臨海部のまちづくり

市川市の行徳臨海部には、市川二期地区計画の中止により生じた、様々な都市課題がある。本市では、三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けて、これらの課題解決に取り組んでいる。

《三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けて》

本市と船橋市の地先の海域（三番瀬・さんばんぜ）には、これまで市川二期地区・京葉港二期地区計画として埋立が計画されていた。

平成 13 年 9 月、堂本千葉県知事が、計画の中止と「自然環境の保全と地域住民が親しめる里海の再生を目指す新たな計画を、県民参加のもとに作り上げる」ことを表明した。これを受け、本市としては、これまでの基本姿勢に沿って、市議会や行徳臨海部まちづくり懇談会での議論、そして市民の意見をとりまとめ、平成 14 年 12 月に「市川市行徳臨海部基本構想」を策定した。現在、三番瀬の再生と行徳臨海部の課題解決、そしてまちづくりの実現を目指した取り組みを続けている。

(1) 海（三番瀬）の再生

三番瀬の自然環境は、漁業活動などの人の利用と共存することで維持されてきたが、海域の一部は、周辺の埋立事業で生じた不自然な地形や、埋立に伴う海砂の採取による人工滞などの地形的な影響により、著しく変化している。

千葉県では、平成 16 年 1 月に「三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）」から提出された「三番瀬再生計画案」を受け、「三番瀬再生会議」（学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境団体、地元の経済会・産業界関係者、その他公募による委員で構成）を平成 16 年 12 月に設置し、平成 18 年 12 月に「三番瀬再生計画（基本計画）」、平成 19 年 2 月に「三番瀬再生計画（事業計画）」を策定した。

(2) 江戸川左岸流域下水道第一終末処理場計画地

本行徳石垣場・東浜地区は、昭和 48 年 3 月に「江戸川左岸流域下水道第一終末処理場」の計画地として千葉県が都市計画決定をしたが、地権者の強い反対などにより、県は建設を断念し、埋立計画地へ位置の変更を明言しながらも、都市計画制限を課し続けてきた。

その結果、当地には、大量の残土（約 63 万 m^3 ）が無秩序に堆積され、ほこりや大型車の通行などにより、地域住民の生活環境は著しく悪化している。地権者や地域住民から、早期解決を求める要望書が提出され、その課題解決と将来の土地利用の方策について早急な結論が求められていた。

第一終末処理場については、埋立計画の中止にともない、平成 14 年 12 月に千葉県知事が当初の計画地での処理場建設を表明した。その後、処理場を含めた本地区全域の将来の土地利用について、地権者や周辺自治会長の代表と千葉県、市川市による「江戸川第一終末処理場計画地検討会」（平成 15 年 3 月設置）での議論を踏まえて、終末処理場敷地ゾーン（30.3ha）、地域コミュニティゾーン（3.3ha）、地権者土地活用ゾーン（12.5ha）に分けた土地利用計画を策定した。現在は処理場を縮小する都市計画変更の手続きが完了し、用地買収を進めており、今後、土地利用計画に沿ったまちづくりを進めていく。

(3) 塩浜護岸の恒久的整備

塩浜護岸は、本来、二期埋立が完了した時点で埋立地の前面に高潮堤を築造し、海岸保全区域を指定して千葉県が管理するものであるとの認識に基づき、昭和 44 年の県市の協定により、現在、本市が管理している。しかし、鋼矢板による暫定的な護岸の腐食、老朽化が進み、管理用通路の陥没等の危険な状態になっていることから、現在、立入禁止の措置を講じている。

なお、海岸保全区域の指定の前提となる「海岸保全基本計画」の策定については、平成 14 年 12 月と平成 15 年 2 月に、現水際線の塩浜護岸に指定し直すべきとの「市長の意見」を提出していたが、千葉県は、平成 16 年 1 月に円卓会議が提案した「三番瀬再生計画案」を受け、塩浜 2・3 丁目については、平成 16 年 6 月に公共海岸及び海岸保全区域に指定・告示した。

平成 17 年度には、三番瀬再生会議と連携しながら、「市川海岸塩浜地区護岸検討委員会」が設置され、護岸改修事業に向けた具体的な検討がはじまり、塩浜 2 丁目の護岸改修に着手した。今後、事業計画にしたがい、順次改修を進めていくこととなっている。塩浜 1 丁目については、市川漁港の改修問題で保留となっていたが、三番瀬再生計画（事業計画）に「護岸の安全確保の取り組み」が位置付けられたので、今後県と協議を進めていく予定である。

(4) JR市川塩浜駅周辺の再整備

昭和58年に京葉線が旅客化され、駅周辺の再整備の機運が高まり、昭和61年の市川二期地区基本計画(案)の提示を受け、再整備計画(対象面積約80ha)を検討してきたが、平成13年9月に埋立計画が中止となったため、改めて、三番瀬の再生と連携したまちづくりを基本として、再整備計画の具体的な検討を進めている。

平成14年6月に地元企業が「市川市塩浜協議会まちづくり委員会」を発足させ、「市川塩浜まちづくり方針」を発表し、官民協働して計画づくりに取り組んでいる。一方市は、平成17年8月に「塩浜地区まちづくり基本計画」をまとめ、塩浜地区の将来像、役割についての方向性を示した。今後は、平成19年度に先行整備地区12haの整備計画を地権者と協働で策定し、都市計画等の手続きを進める。

なお、平成15年7月に、JR市川塩浜駅の南側(海側)に「市川市三番瀬塩浜案内所」を設置した。この施設は、市川塩浜駅周辺のまちづくりが本格化するまでの市所有地の暫定利用の一つである。施設内容としては、三番瀬や市川塩浜駅周辺のまちづくりに関連する活動や環境学習のための「多目的用途室」と、関連する資料や三番瀬の再生に向けた実験などの内容を展示する「三番瀬展示室」を備えている。

年 月 日	地元組織および権利者	千葉県・市川市
昭和46年 4月26日	市川市塩浜協議会の設立塩浜1～4丁目会員56社	
昭和63年 9月9日	市川市塩浜再開協議会の設立塩浜1～3丁目会員31社	
平成5年 3月		(県)市川二期地区土地造成基本計画の決定(約470ha)
平成11年 6月9日		(県)市川二期埋立て計画見直し案発表(約90ha)
平成12年	4～5月	塩浜駅周辺整備に関する意向確認塩浜2～3丁目、37社対象
	7月4日	都市基盤整備公団と行徳臨海部における再生計画の策定に関する基本協定
	8月10日	国土庁調査の個別調査会議へ地権者の代表として出席(㈱三橋鉄工所、小松川鋼機㈱、再開発事務局)
	10月12日	策定協議会特別委員:5社選出
平成13年 9月26日		(県)知事が埋立てに係る方針について表明(埋立て中止)
平成14年	5月15日	市川市塩浜協議会総会で再開協議会を発展解消し新たにまちづくり委員会設立
	10月29日 12月	「市川塩浜まちづくり方針」・「市川塩浜2丁目まちづくり方針」決議 市川市行徳臨海部基本構想発表
平成15年	7月2日	市川塩浜地区第1期まちづくり推進準備会設立
	11月28日	まちづくりプロポーザル結果通知(事業協力者として2グループを選定)
	12月26日	(財)日本経済研究所へRFP手法導入に向けた「基本コンセプト策定調査」を委託
平成16年	1月22日	三番瀬再生計画検討会議が千葉県知事へ「三番瀬再生計画案」を提出
	3月16日	市川都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を都市計画決定
平成17年	1月31日～ 2月25日	地権者意向調査の実施 塩浜地区まちづくりの考え方(案)・先行整備エリアに対する意見、
	3月	都市再生モデル調査「環境再生と産業再生が一体となった三番瀬に向き合う街づくり調査」を策定・公表
	8月1日	「塩浜地区まちづくり基本計画 市川市」決定・公表

(5) 行徳近郊緑地特別保全地区(行徳鳥獣保護区)

行徳臨海部は、昭和40年代はじめまで、水辺の鳥の飛来地として国際的に有名であったことから、この地区は市川一期埋立に際し、鳥類の生息地を保全するために確保された。昭和45年に行徳近郊緑地特別保全地区として指定され、市街地に残った貴重な自然的水辺空間として造成された。

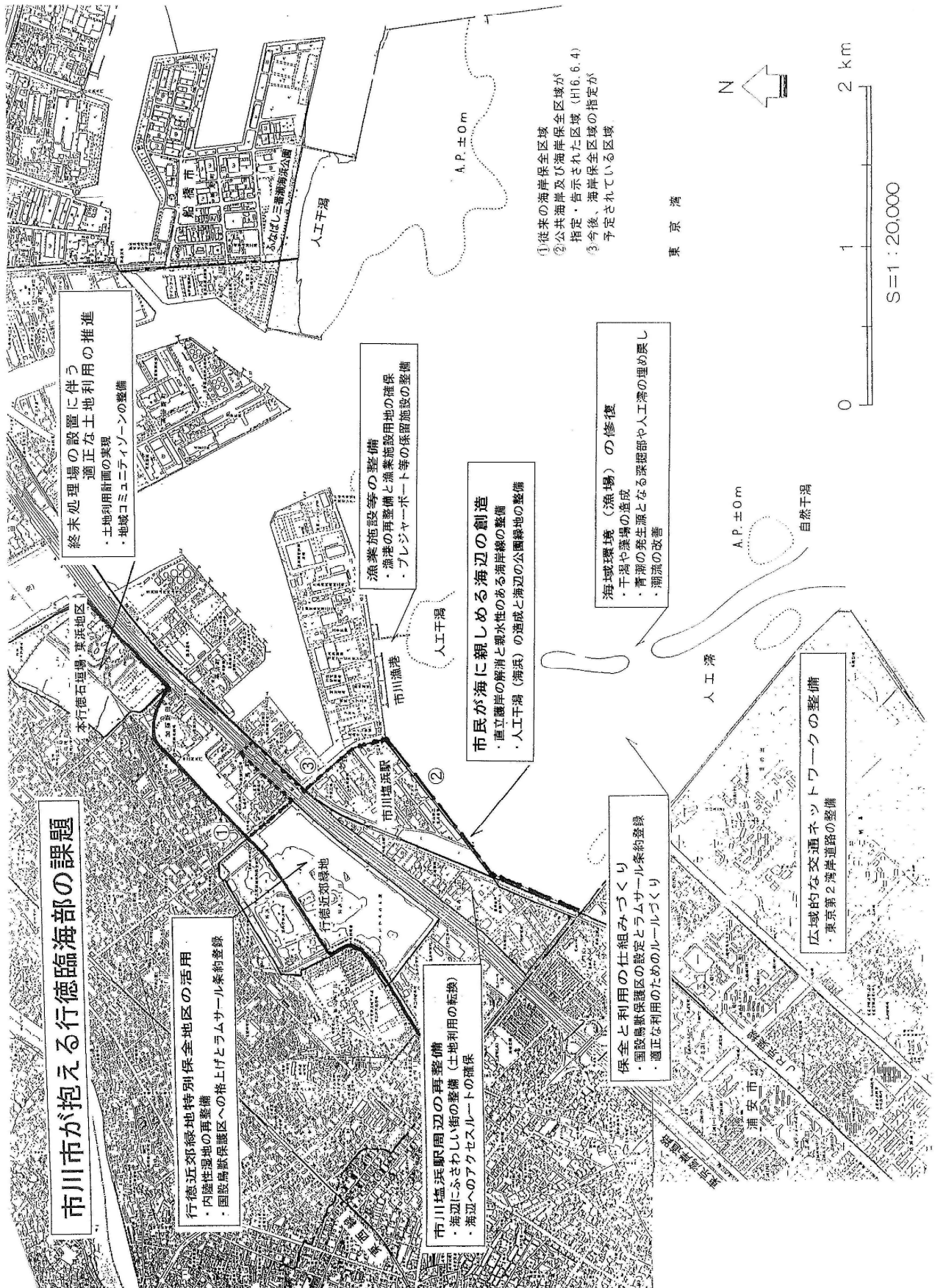
近年は、千葉県、市川市、日本鳥獣保護連盟及びNPO法人行徳野鳥観察舎友の会などが協力し、渡り鳥が群れ飛んでいた行徳の原風景の再生と、内陸性湿地の復活を目指して努力を続けている。今後は、三番瀬及びその周辺地域との環境的なつながりに配慮し、再整備について施設の管理者である県と協議を続ける。

《今後の取り組み》

今後は、行徳臨海部の課題解決と「市川市行徳臨海部基本構想」(平成14年12月策定)、「塩浜地区まちづくり基本計画」(平成17年8月策定)の実現に向けて、千葉県が実施する「三番瀬再生計画(事業計画)」に本市の基本構想、基本計画の内容が実現できるよう、引き続き千葉県や国などの関係機関へ働きかけるとともに、NPOとの協働による各種イベントや「行徳臨海部まちづくり懇談会」などを通じて、三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりに市民とともに取り組んでいく。

【行徳臨海部の課題に係る主な経緯】

年 月 日	内 容
昭和36年	京葉臨海工業地帯造成計画の構想の一環として、市川市行徳地先の埋め立てが位置付けられる。
昭和44年 3月～	市川一期地区埋立免許取得、市川市地先の埋立事業が始まる。(昭和49年竣工)
昭和45年 5月	首都圏近郊緑地保全法による行徳近郊緑地保全地域(約83ha)の指定
昭和47年11月	浦安二期地区埋立免許取得、浦安二期地区の埋立事業が始まる。(昭和55年竣工)
昭和48年 3月	江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場を本行徳石垣場・東浜地区に都市計画決定(県知事決定)地権者の反対等により県は処理場を埋立地に計画すると説明
昭和63年12月	JR京葉線開通、市川塩浜駅が開業
平成 5年 3月	市川二期地区・京葉港二期地区土地造成基本計画(計740ha)が決定、千葉県環境会議に同造成計画に係る環境保全計画書が提出される。
平成 8年 1月	市川二期地区・京葉港二期地区土地造成基本計画に係る環境の補足調査の現地調査開始(H9.12終了)
平成10年12月17日	市川二期埋め立て計画の変更について決議(市川市議会)
平成11年 3月25日	「自然との共生を踏まえ、夢のある市川二期埋立計画の実現へ向けた決議」を議決(市川市議会)
平成11年 6月 9日	県が「市川二期地区・京葉港二期地区計画の見直し案」(面積101ha)を発表
平成12年 1月25日	行徳地区自治会連合会(27自治会)が県知事あてに「市川市本行徳地先石垣場の残土問題の早期解決についての要望書」を提出、市長あてに「石垣場残土問題の早期解決についての要望書」を提出(10,348名の署名を添付)
平成12年 2月28日	県が県環境会議に「市川二期地区・京葉港二期地区土地造成計画の見直し計画案」(造成面積計101ha)を報告
平成12年 9月21日	「市川二期地区埋立計画を中心に臨海部の夢のあるまちづくりの実現に向けた決議」を議決(市川市議会)
平成12年10月30日	「市川市行徳臨海部まちづくり懇談会」設置、第1回会議開催(学識者、市民団体、周辺住民、地元企業等の代表者ら委員15名で構成)
平成13年 4月 5日	堂本知事が就任
平成13年 4月19日	市川市、船橋市、浦安市の三市が「三番瀬保全再生連絡協議会」を設置
平成13年 4月26日	「市川市行徳臨海部対策本部」設置
平成13年 9月19日	「市川の海と行徳臨海部の課題解決に向けた決議」を議決(市川市議会)
平成13年 9月26日	堂本知事が県議会で埋立計画の白紙撤回を正式に表明
平成13年11月 7日	県が市川市に対して本行徳石垣場・東浜地区における下水道終末処理場計画の検討について協力要請
平成14年 1月28日	第1回「三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)」開催(千葉県)
平成14年 2月17日	「市川市行徳臨海部まちづくりシンポジウム」開催(テーマ:市川市民が考える「三番瀬と再生とまちづくり」)
平成14年 9月20日	「石垣場・東浜地区の課題解決に向けた決議」を議決(市川市議会)
平成14年 9月29日	第2回「行徳臨海部まちづくりシンポジウム」を市川市民会館にて開催(市川市)
平成14年12月 4日	県知事が市川市本行徳石垣場・東浜地区に下水道終末処理場を設置することを表明
平成14年12月10日	「市川市行徳臨海部基本構想」決定
平成14年12月25日	三番瀬再生計画検討会議が千葉県知事に「三番瀬の再生に向けての中間とりまとめ」を提出
平成15年1月29・30日	「市川市本行徳石垣場・東浜地区の江戸川第一終末処理場計画地に係る千葉県と市川市合同説明会」を地権者を対象に開催
平成15年 3月27日	第1回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」開催(千葉県・市川市)
平成15年 4月 8日	三番瀬の本「三番瀬の再生に向けて一地元市川市の挑戦」販売開始(市川市)
平成15年 6月24日	「行徳臨海部特別委員会」の設置を決定(市川市議会)
平成15年 7月22日	「市川市三番瀬塩浜案内所」を開設(市川市)
平成15年11月27～29日	「江戸川第一終末処理場計画地の土地利用計画案全体説明会(千葉県・市川市合同)」を市川市にて開催
平成16年 1月22日	三番瀬再生計画検討会議が「三番瀬再生計画案」をとりまとめ知事に提出
平成16年 6月 4日	塩浜2・3丁目部分の海岸を「公共海岸」及び「海岸保全区域」に指定・告示
平成16年12月24日	第1回「漁場再生検討委員会」開催(千葉県)
平成16年12月27日	第1回「三番瀬再生会議」開催(千葉県)
平成17年 8月 1日	「塩浜地区まちづくり基本計画」策定(市川市)
平成18年 1月13日	「市川市塩浜護岸改修事業に係る千葉県三番瀬再生計画(事業計画)」確定(千葉県)
平成18年 1月17日	江戸川左岸流域下水道都市計画変更の告示(千葉県)
平成18年 3月	塩浜護岸の工事に着手(千葉県)
平成18年 3月23日	江戸川左岸流域下水道都市計画事業認可変更の告示(千葉県)
平成18年12月20日	「千葉県三番瀬再生計画(基本計画)」策定(千葉県)
平成19年 2月19日	「千葉県三番瀬再生計画(事業計画)」策定(千葉県)



市川市が抱える行徳臨海部の課題

行徳近郊緑地特別保全区の活用
 ・内陸性湿地の再整備
 ・国設鳥獣保護区への格上げとラムサール条約登録

市川塩浜駅周辺の再整備
 ・海辺にふさわしい街の整備（土地利用の転換）
 ・海辺へのアクセスルートの確保

保全と利用の仕組みづくり
 ・国設鳥獣保護区の設定とラムサール条約登録
 ・適正な利用のためのルールづくり

広域的な交通ネットワークの整備
 ・東京第2湾岸道路の整備

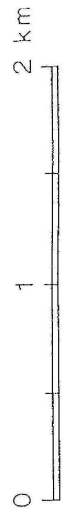
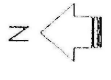
終末処理場の設置に伴う適正な土地利用の推進
 ・土地利用計画の実現
 ・地域コミュニティゾーンの整備

漁業施設等の整備
 ・漁港の再整備と漁業施設用地の確保
 ・プレジャーボート等の係留施設の整備

市民が海に親しめる海辺の創造
 ・直立護岸の解消と親水性のある海岸線の整備
 ・人工干潟（湧浜）の造成と海辺の公園緑地の整備

海域環境（魚場）の修復
 ・干潟や藻場の造成
 ・青潮の発生源となる深層部や人工湾の埋め戻し
 ・潮流の改善

- ①従来の海岸保全区域
- ②公共漁港及び海岸保全区域が指定・告示された区域（H16.6.4）
- ③今後、海岸保全区域の指定が予定されている区域



S=1:20,000

東京湾

A.P. ±0m

自然干潟

人工湾

A.P. ±0m

人工干潟

人工干潟

市川漁港

市川塩浜駅

市川塩浜駅

市川塩浜駅

市川塩浜駅

市川塩浜駅

市川塩浜駅

市川塩浜駅

市川塩浜駅

市川塩浜駅

市川塩浜駅

市川塩浜駅

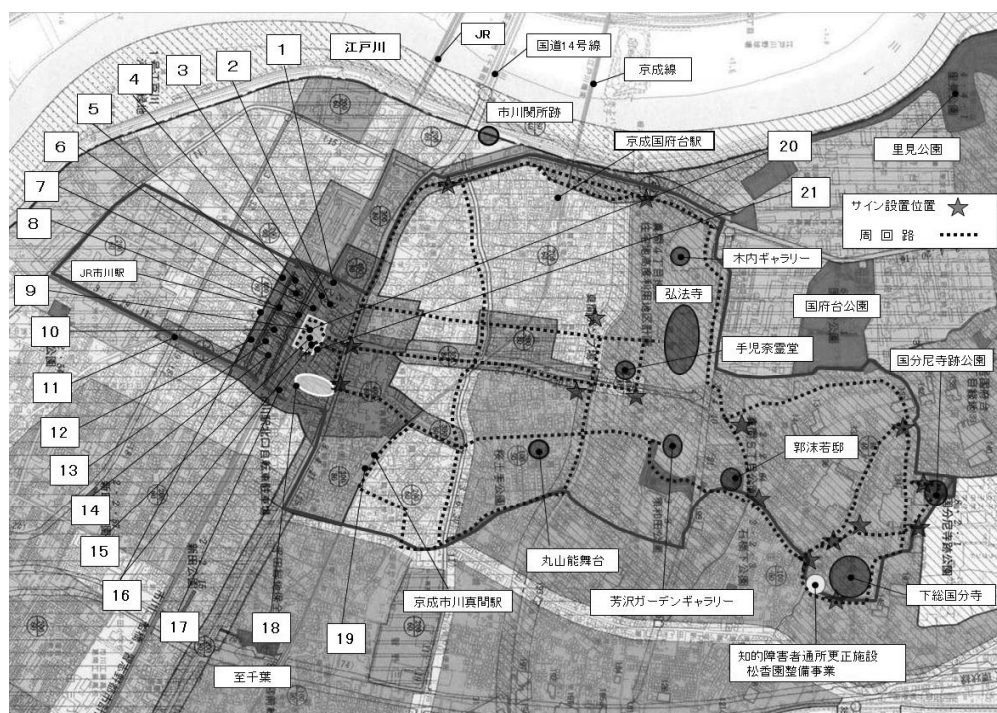
市川塩浜駅

●まちづくり交付金事業

まちづくり交付金の目的は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれる「まちづくり」を実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図っていくもので、平成17年度から、この「まちづくり交付金制度」を活用した、市川駅周辺地区及び旧行徳市街地地区の整備事業を進めている。

○市川駅周辺地区整備事業（事業期間：平成17年度から21年度）

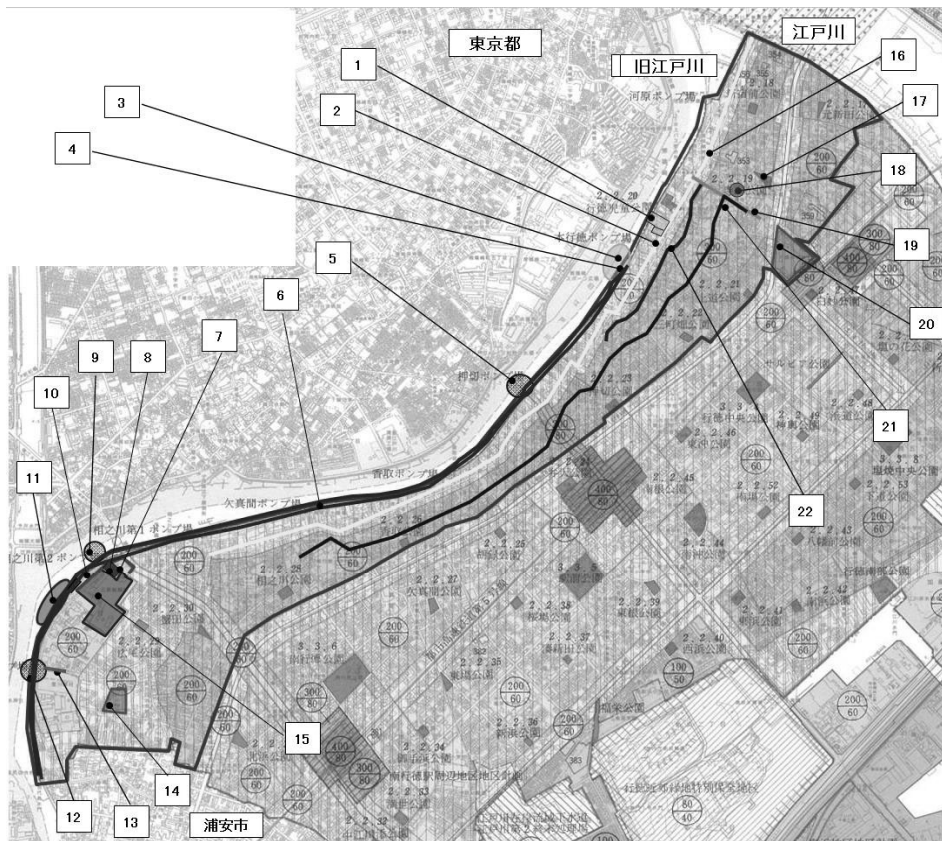
駅前広場におけるバス・タクシー等の交通動線の整理、周辺道路のバリアフリー化や放置自転車問題の解決を図り、歩行者が安全・安心して歩ける空間を確保して市民の交流の活性化を図っていくとともに、まちかどミュージアム回遊路の始終点となっていることから、文化的な面もアピールして、駅周辺の賑わいに寄与することを目的として、整備を行っていく



番号	事業	番号	事業
1	基幹事業（道路）：市道5010号	13	基幹事業（市街地再開発事業）：市川駅南口地区（施設建築物）
2	基幹事業（道路）：市道5002号	14	提案事業（地域創造支援事業）：歩行者通路整備（再開発区域）
3	基幹事業（道路）：市道5011号	15	基幹事業（地域生活基盤）：防火水槽の設置
4	提案事業（地域創造支援事業）：区画道路整備事業（市道5010号）	16	提案事業（地域創造支援事業）：防犯カメラの設置
5	提案事業（地域創造支援事業）：区画道路整備事業（市道0219号）	17	基幹事業（道路）：市道5182号
6	基幹事業（地域生活基盤）：防災カメラの設置	18	基幹事業（道路）：交通バリアフリー特定経路歩道整備（市道5013号）
7	基幹事業（道路）：市道5012号	19	関連事業：駅施設のバリアフリー化（エレベーターの設置）
8	提案事業（地域創造支援事業）：市民交流プラザ整備（再開発区域）	20	基幹事業（高質空間形成事業）：モニュメントの設置
9	基幹事業（道路）：市川駅北口駅前広場	21	基幹事業（地域生活基盤施設）：自転車駐車場の設置
10	提案事業（地域創造支援事業）：歩行者専用デッキ整備（再開発区域）	その他	提案事業：街かどミュージアム都市づくり事業（周回路におけるサイン設置）
11	基幹事業（道路）：交通バリアフリー特定経路歩道整備		
12	関連事業：都市計画道路3・5・33号（再開発区域） 都市計画道路3・5・33号（再開発区域外）		

○旧行徳市街地地区整備事業（事業期間：平成17年度から21年度）

旧行徳の歴史を活かす景観整備を進め、行徳らしさを演出していく。また、(仮)広尾防災公園整備により、旧行徳市街地に不足する緑地の増大を図るとともに、公園に防災設備を装備し、避難拠点となる小学校の耐震補強をするなど緊急時の対応力強化を図ることを目的として、整備を行っていく。



番号	事業	番号	事業
1	提案事業（地域創造支援事業）：避難拠点等の耐震補強（本行徳公民館）	11	関連事業：特定地域堤防機能高度化事業、都市河川総合整備事業
2	提案事業（地域創造支援事業）：避難拠点等の耐震補強（南消防署行徳出張所）	12	基幹事業（地域生活基盤事業）：新井ポンプ場整備
3	関連事業：特定地域堤防機能高度化事業、都市河川総合整備事業	13	基幹事業（高質空間形成事業）：新井緑道延伸整備
4	基幹事業（高質空間形成事業）：常夜灯周辺整備事業	14	提案事業（地域創造支援事業）：避難拠点等の耐震補強（新井小学校）
5	基幹事業（地域生活基盤事業）：押切ポンプ場整備	15	基幹事業（公園）：広尾防災公園整備事業
6	基幹事業（高質空間形成事業）：旧江戸川遊歩道照明灯設置	16	基幹事業（地域生活基盤事業）：歴史的な街並の整備事業
7	提案事業（地域創造支援事業）：消防署設置、高齢者福祉施設設置(用地)、保育園設置(用地)	17	基幹事業（高質空間形成事業）：寺町公園整備事業
8	関連事業：高齢者福祉施設整備、保育園施設整備	18	提案事業（地域創造支援事業）：徳願寺山門整備
9	基幹事業（地域生活基盤事業）：相之川第2ポンプ場整備	19	基幹事業（高質空間形成事業）：寺町通り景観整備事業、寺町通り電線類地中化
10	基幹事業（道路）：市道9001号整備、9026号整備、9037号整備	20	提案事業（地域創造支援事業）：避難拠点等の耐震補強（行徳小学校）
		21	基幹事業（高質空間形成事業）：内匠堀景観整備
		22	基幹事業（高質空間形成事業）：権現道整備事業



3-5. 水と緑・公園

●水辺の環境整備

水辺は潤いと安らぎをもたらすだけでなく、都市空間の貴重なオープンスペースや、様々な生きものの生息空間として欠くことができないものである。しかし、都市化の進んだ市川市の河川・水辺環境は、周辺の環境に比べて著しく劣悪になっているため、周辺の地域環境にふさわしい自然豊かな水辺環境の整備を推進し、個性ある地域づくりと豊かな生活環境の創出を行うことが望まれている。

○国分川調節池

国分川調節池は真間川流域の総合治水対策の一環として、国分川および春木川の洪水の軽減を目的とした治水施設である。全体面積24ha、貯留量303,000m³の調節池で、平成6年度より千葉県により事業が進められている。平成18年度末での用地買収率は96%で、現在、用地買収のまとまった区域から順次、掘削が進められている。平常時には市民が憩える貴重なオープンスペースとなるよう、平成13年度より千葉県と市、市民の協働により、地元自治会や学識経験者等を含めた「国分川調節池整備計画検討委員会」及び市民参加型の「国分川調節池を考える会」を発足し、より地元のニーズを反映するような基本となる整備方針が検討された。平成15年3月には整備テーマ、基本方針、ゾーニングを策定し、整備イメージが作成されている。平成19年度は、国分川調節池を育む会を立ち上げ、上部利用の運営・管理の検討を進めていく。

○大柏川第一調節池(水辺プラザ整備事業)

大柏川第一調節池は、全体面積16ha、貯留量254,000m³の調節池で、平成8年度に国土交通省が創設した「水辺プラザ整備事業」に千葉県と市川市連名で指定を受け、生態系に配慮した親水性のある“自然環境創造型”の施設として、平成12年度から平成18年度にかけて開催した市民参加のワークショップより受けた提案に基づいた整備を行ってきた。

平成19年6月に一般開放を行い、事業を完了する。

(事業概要) 位置：市川市北方町4丁目地内

面積：約16ha

○江戸川活用総合計画事業

市川市の背骨ともなる江戸川の水辺空間の有効利用を図ることを目的とし、サイクリングロード及び桜並木整備事業等の各事業を進めることによって、市民に憩いと安らぎの場を提供するものである。

No	活用項目	計画内容	関連組織	現在の進捗状況	今後の市川市事業予定概要 ()内は当初予算額
1	サイクリングロード整備計画	江戸川堤防の葛飾橋よりディズニールンドの間2.4kmを国と千葉県・市川市が整備し、トイレや休憩施設等又、安全対策施設整備も併せて整備する。	国土交通省 千葉県 市川市	平成11年度より市川市の要望を受けて江戸川の堤防上に国土交通省によって整備が行われており、平成17年度末現在で約1.2kmが完成した。 又、サイクリングロード整備に併せて、付帯設備として休憩施設(あずまや)及び安全対策施設(バイク止め等)を設置した。 平成15年度には、市川市にて市川南4丁目地先に水洗トイレを設置した。	サイクリングロードの付帯施設として自転車歩行者の保護を目的としたバイク進入防止柵設置工事を実施した。 今後千葉県においてサイクリングロードの道路認定及び管理移管を行なうよう協議を継続していく。
2	河川敷(低水敷)浸食防止	江戸川の水際部分(低水敷)が流水、ボートの波等で浸食されることに対する護岸保護の対策を講じる。	国土交通省 市川市	国土交通省によって浸食の著しい市川南地先の低水敷護岸の浸食箇所に大型土嚢で仮設的な整備を行った。また、平成17年度には大洲地先の直立護岸を災害復旧工事で多自然型の護岸に整備したところである。	引き続き国土交通省に多自然型護岸の整備を要望していく。
3	江戸川河川敷バリアフリー	江戸川におけるバリアフリー化を図り、誰もが親しみを感じた、やすらぎを感じられる江戸川となってもらうことを願い、堤防への坂路・階段の手摺を設置する。	国土交通省 市川市	江戸川の堤防にアクセスする階段箇所と国と共に、これまで24箇所の手摺りを設置した。地元自治会から要望を受け、国土交通省にバリアフリーに配慮した坂路の整備を要望し、平成17年度に根本排水機場の敷地内に坂路が整備された。引き続き機場内から堤防天端へアクセス通路の整備を進めていく。	江戸川親水事業の基盤整備となるバリアフリー化として階段の手摺設置により、誰でも利用しやすい江戸川を目指す整備事業を行う。
4	河川ラブリバー事業	河川愛護精神による、沿川住民や小学校の生徒による花壇などの河川空間の整備・管理を行う。	国土交通省 市川市 小学校 ボランティア	江戸川の水辺空間を利用し、自由広場等に花壇を設置し、花のボランティア団体や沿川小学校の生徒による管理及び整備をとおして地域連携を図る。 妙典・大和田については既に完了している。	河川敷の美化運動を行っているボランティア団体への配付用花苗の提供。(緑の基金に協力依頼)
5	緊急用船着場周辺整備	国土交通省による緊急時における水上からの救援物資等の輸送によって復旧活動の効率化をはかることを目的とする。 基盤整備は国土交通省が行い、付帯施設や修景施設については市が行う。	国土交通省 市川市	国土交通省は平成13年度に船着場本体工事に着手し、平成14年度末に完成している。平成15年度は街側の坂路工事を行い、市川市では、その周辺の環境整備として堤防天端にエコトイレを設置した。 平成16年度には、河川区域から県道までを接続する道路整備を行った。	住宅地から河川敷に連絡する緊急用船着場接続道路や坂路の整備を行ない、安全で利用しやすいアクセス通路を開放していく。
6	江戸川河川敷駐車場整備	河川敷緑地として併用している箇所駐車場を設置する(3箇所)	国土交通省 市川市	平成13年度に妙典、平成14年度には里見公園下の河川区域に、平成17年度には河原地先に新たな駐車場を整備し、平成18年1月からは、試行的に無料で開放している。	18年度は土、日、祝祭日を試験的に開放してきたが、19年度から4~10月は全日開放11~3月は土、日、祝祭日の開放とした。
7	ヒヨマイトンボ舎管理業務	市川市の文化財、国の絶滅危惧一種に指定されているヒヨマイトンボの生息状況を環境学習の場として活用する。	国土交通省 市川市	平成14年度より15年度まで江戸川河川事務所河口出張所内にあるトンボ舎の飼育管理を市が行ない、環境学習の場として教育委員会・自然博の協力を得ながら活用してきたが、平成16年度より管理については再度、国となる。	管理については国となるがヒヨマイトンボの飼育舎の活用については、今までどおり教育委員会・自然博の協力を得ながら活用していく。
8	行徳可動堰の改修	760万人への水の供給を担っている行徳可動堰の改修促進と行徳橋の老朽化・流水保全に伴う橋梁の架替も同時に行う。	国土交通省 千葉県	国土交通省において行徳可動堰懇談会が開催され、道路も含め市への意見など提示し、早期改修を強く要望する。	要望活動において千葉県・関連市町村・関連企業が一丸となって要望活動を今後展開するよう図る。
9	「江戸川・水・フェスタ in いちかわ」(Eボート・手作りいかだ大会)	市民が江戸川で憩い、親しむための水面を活用した各種イベントを企画する	「江戸川水フェスタ in いちかわ」実行委員会	平成12年度より実施しており、なお一層の華やかさで誰もが楽しめるような水辺でのイベントを支援する。	江戸川の水辺で水に親しみながら、自然愛護の心を育み、地域交流の輪を広げることが目的としたイベント(700千円)
10	桟橋の集約とプレジャーボート対策(江戸川放水路水面利用者協議会)	江戸川放水路の水面の秩序を図り、桟橋やプレジャーボートの集約し、水辺の環境を保全する。対馬	国土交通省 江戸川放水路水面利用者協議会	国土交通省により平成13年度を事業完了目標とし行っており、沈船の撤去も同時におこなっているが、一部この協議会の決定に従わない者もあり、平成14年2月に強制代執行により撤去を行った。	江戸川放水路の安全で秩序ある快適な水面・河川利用を図るため、「江戸川放水路水面等利用者協議会」において、河川利用者が守るべき基本的なルールづくりを平成17年度に作成した。
11	国府台地区築堤整備事業	国府台の無堤防地区において河川の基盤整備としての堤防整備事業	国土交通省	国土交通省が平成12年度より進めてきた工事が、一部、用地交渉により遅延していたが、平成15年度より着工が再開され平成16年度末に完成したところである。	堤防と市道が交差する箇所の下流部方向は堤防工事に併せて歩車道の分離ができたが、上流方向は歩行空間がないため、平成18年度事業で整備を行った。
12	江戸川桜並木整備事業	江戸川沿川に桜の植栽を行い市内に点在する桜とのネットワークを図り良好な水辺空間の形成と潤いあるまちづくりを進める。	国土交通省 市川市 緑の基金 桜オーナー	平成16年度には市川南地区に42本、妙典スーパ―堤防に32本、平成17年度には妙典保育園園内に19本、平成18年度には里見公園下に24本を桜オーナーと共に植栽した。	国に対して引き続き桜の植樹が出来るよう要望を行っていく。

○江戸川河川敷緑地の歩み

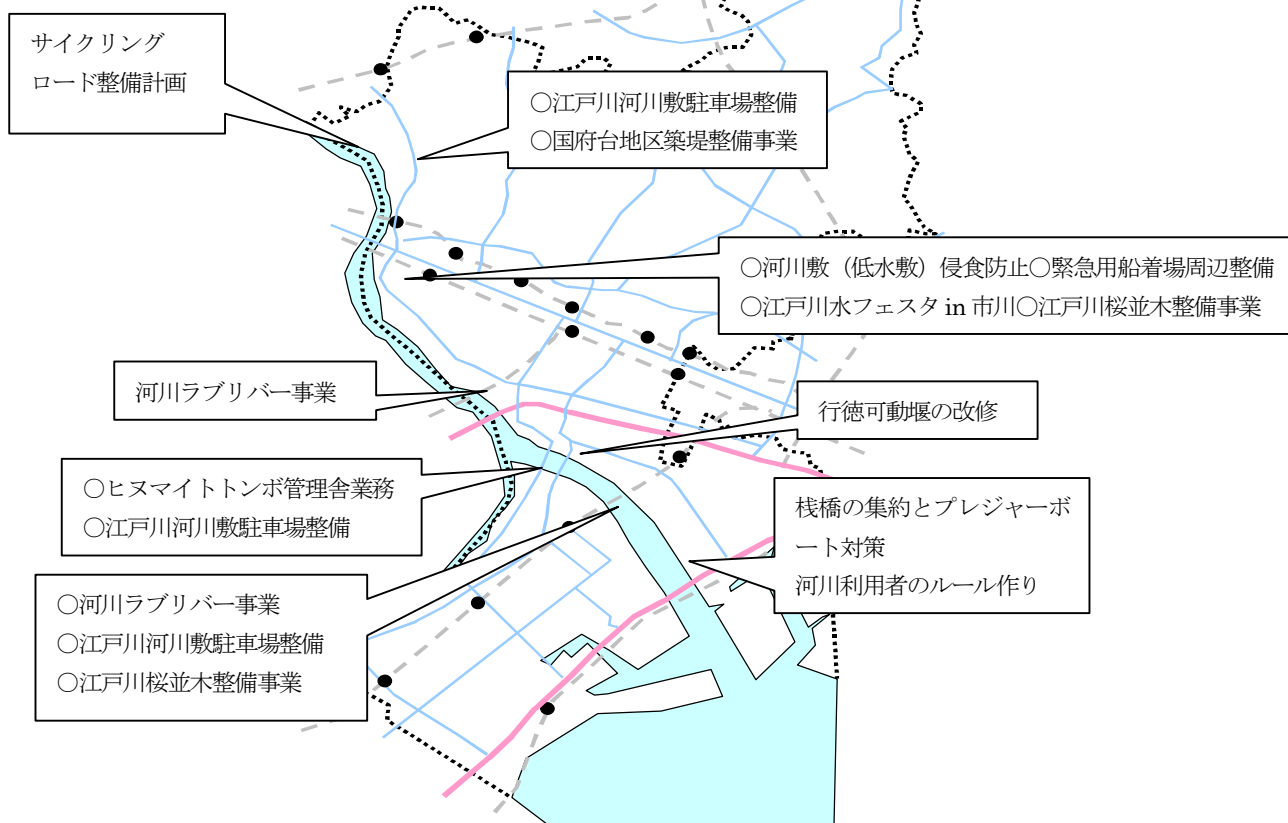
■昭和

- 41年(1966) ・河原地先江戸川右岸(河口出張所前)を国から占用し、広場として供用開始
- 43年(1968) ・江戸川河川敷緑地として都市計画決定(113ha)
- ・河原地先江戸川右岸を野球場として整備
- 44年(1969)～49年(1974)
- ・市川南地先から大洲、大和田地先の河川敷をグラウンド(野球場・広場)として整備
- 50年(1975)～52年(1977)
- ・河原地先広場を整備
- 53年(1978) ・稲荷木2・3丁目地先行徳橋上流部の広場を整備
- 55年(1980) ・稲荷木2・3丁目地先行徳橋下流部のグラウンドを整備

■平成

- 10年(1998)～15年(2003)
- ・国により柳原水門から里見公園地先の無堤地区に堤防工事を施工
- 11年(1999) ・国によりサイクリングロードの整備を開始
- 12年(2000) ・江戸川総合活用計画を策定
- 13年(2001)
- ・市川南5丁目地先にピオトープを整備
- ・妙典小学校前広場の駐車場を整備(国により水洗トイレを設置)
- ・国により市川南4丁目地先に緊急用船着場を整備
- 14年(2002)
- ・市川南緊急船着場周辺の環境整備
- ・国府台築堤周辺の環境整備(駐車場及び水洗トイレの設置)
- 15年(2003)
- ・国により市川南地先桜並木基盤及び坂路の整備
- ・市川南地先堤防天端に水洗トイレを設置
- 16年(2004) ・市川南地先、妙典スーパー堤防に桜並木を整備
- 17年(2005)
- ・河原地先に河川敷駐車場を整備
- ・妙典保育園前河川敷に桜並木を整備
- 18年(2006) ・国府台3丁目地先(里見公園下)に桜並木を整備

江戸川活用総合計画事業



●公園・緑地

○都市公園整備状況

都市公園の整備状況は、361箇所、面積131.89haを整備し、市民1人当たりの公園面積2.82㎡/人（墓園：10.0haを含むと3.03㎡/人）となっている。（国：9.1㎡/人、千葉県：5.46㎡/人）

また、民有地を含む緑の保全施策として、特別緑地保全地区3箇所、面積約2ha、行徳近郊緑地特別保全地区1箇所、面積83ha、風致地区5地区、769ha、生産緑地地区380地区、109ha、保存樹林5箇所、2.2ha、緑地協定12箇所、5.89haにより緑の保全を図っている。

◆公園種別一覧

公園種別	箇所数	開設面積 ha
街区公園	305	30.16
近隣公園	11	16.80
地区公園	2	11.13
総合公園	1	11.39
運動公園	2	9.21
歴史公園	3	5.87
都市緑地	37	47.33
合計	361	131.89
一人当たり公園面積㎡/人		2.82
墓園	1	10.0
一人当たり公園面積㎡/人		3.03
児童遊園地	92	3.84

◆地域別公園・緑地

		江戸川以北	江戸川以南	
公園	箇所数	220	104	
	面積 ha	59.69	24.87	
緑地	箇所数	37	0	
	面積 ha	39.23	8.10	
合計	箇所数	257	104	
	面積 ha	98.92	32.97	
一人当たり公園面積㎡/人		3.19	2.10	
都市計画 決定済 公園・緑地 (未開設含)	公園	箇所数	36	43
		面積 ha	54.56	19.98
	緑地	箇所数	20	0
		面積 ha	134.98	0.00
	合計	箇所数	56	43
		面積 ha	189.54	19.98
児童遊園地		箇所数	72	20
		面積 ha	3.38	0.46

※江戸川河川敷緑地は「江戸川以北」に含む

◆公園整備状況

年度	総数		街区公園		近隣公園		運動公園・その他		人口1人当たり 公園面積(㎡)	市の総面積に 対する割合(%)
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
平成 6	298	118.61	260	26.50	10	16.37	28	75.74	2.72	2.10
7	301	118.67	263	26.56	10	16.37	28	75.74	2.73	2.10
8	305	118.94	267	26.83	10	16.37	28	75.74	2.73	2.11
9	308	119.14	270	27.03	10	16.37	28	75.74	2.77	2.11
10	313	119.99	275	27.25	10	16.37	28	76.37	2.72	2.12
11	318	120.40	280	27.41	10	16.37	28	76.63	2.68	2.14
12	325	121.50	285	28.08	10	16.37	30	77.05	2.69	2.15
13	338	123.23	297	29.79	10	16.37	31	77.07	2.69	2.19
14	345	124.20	300	29.87	11	16.69	34	77.64	2.70	2.20
15	355	126.08	304	30.11	10	13.96	41	82.01	2.72	2.23
16	356	129.16	304	30.11	11	16.80	41	82.25	2.78	2.29
17	359	129.12	306	30.02	11	16.80	42	82.30	2.77	2.29
18	361	131.89	305	30.16	11	16.80	45	84.93	2.82	2.34

注：墓園を除く。

○緑地保全対策

本市の特徴的な緑である樹林地について、明治20年から現在までの変遷を見ると、全体的に分断化や縮小化の傾向がみられる。

明治20年から昭和30年までは大町周辺に多く分布していた樹林地が果樹園に、中山周辺では墓地等になり、まとまった消失がみられる。また、下貝塚地区周辺でも宅地開発により消失し、帯状のものが分断されている。

平成18年の山林の総面積は123.8haであり、近年見受けられる主な減少の要因としては、宅地化や土地造成等がある。主に国府台や大野地区周辺の市街化区域内で、風致地区や農業振興地域等の指定がかかっていない部分での喪失が目立っている。

◆法によるもの

施策名称	根拠法令	箇所	面積
都市緑地	都市公園法	34箇所	約45ha
特別緑地保全地区	都市緑地法	3箇所	約2ha
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	1箇所	約83ha
生産緑地地区	生産緑地法	380箇所	約109ha
保存樹林	都市美観法(略)	5箇所	約2ha
風致地区	都市計画法	5箇所	約769ha
緑地協定	都市緑地法	12箇所	約6ha
	計	440箇所	約1,016ha

◆条例等によるもの

施策名称	根拠法令	保全内容
宅地開発協議	都市計画法、宅地開発条例	公園・緑地等の設置
緑地保全協定山林	市川市都市美観の保持等に関する条例	山林(民有地)の保全
市川市屋上等緑化推進事業	財団法人市川市緑の基金補助金交付要綱	屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化
市川市保存樹木協定制度	市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱	貴重樹木の保全

○緑地保全協定山林：185名、約41.1ha(市川みどり会)

○市川市屋上等緑化推進事業

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
申請件数(件)	4	3	2	1	3	19
緑化面積(m ²)	72	163	243	17	106	711
補助金額(千円)	529	885	640	55	904	4,623
緑化の種類	屋4	屋2、べ1	屋2	屋1	屋3	屋12、べ1、壁0

※ 屋：屋上緑化、べ：ベランダ緑化、壁：壁面緑化

○市川市保存樹木協定制度

	14～16年度	17年度	18年度	計
協定本数(本)	60	22	13	95
主な樹種	クスギ、その他	クロマツ、その他	クロマツ、その他	クロマツ66、その他29

◆山林の面積の推移

年 度	面積 (h a)
平成 2年	1 5 0. 4
平成 5年	1 4 4. 8
平成 8年	1 4 0. 6
平成11年	1 3 6. 6
平成14年	1 3 3. 7
平成17年	1 2 5. 3
平成18年	1 2 3. 8

◆公園・緑地用地の取得状況

年度	面積 (㎡)	金額 (千円)	公園名
平成 6	1, 892	816, 650	北国分2丁目公園、北国分第4緑地、大芝原公園
7	1, 572	275, 094	北国分第3緑地
8	2, 429	323, 964	じゅん菜池緑地
9	4, 129	576, 732	北国分第3緑地、じゅん菜池緑地、柏井町2丁目緑地
10	2, 425	406, 472	国府台1丁目緑地、前畑緑地
11	639	90, 099	前畑緑地
12	29, 013	5, 398, 283	前畑緑地・大洲防災公園
13	1, 624	286, 573	前畑緑地・もときたかた第2公園
14	7, 348	600, 540	前畑緑地・迎米公園・八幡東公園・柏井町2丁目緑地
15	32, 026	566, 866	小塚山公園・柏井町2丁目公園・大和田4丁目公園 梨風東緑地・大野町2丁目緑地
16	69, 605	4, 901, 343	小塚山公園・仮称国府台緑地・柏井1丁目緑地 真間山緑地・柏井緑地・仮称広尾防災公園
17	8, 019	602, 673	小塚山公園・柏井緑地
18	4, 918	225, 714	小塚山公園・梨風東緑地・国府台緑地

○小塚山公園整備拡充事業

本公園は、市北西部の水と緑のネットワーク基本方針に基づき、小塚山公園と堀之内貝塚公園に挟まれた「どうめき谷津」及び外かん道路の上部を活用し、両公園の結びつきを強化すると共に、地域の特長を活かした公園として整備をするものである。

なお、整備計画は周辺住民からの提案を踏まえて作成されており、平成15年12月に都市計画決定し、事業認可を得て、平成15年度より事業に着手している。

(事業概要) 位 置：市川市北国分1-2518 外
面 積：約5.9ha (拡張面積：約2.2ha)
事業期間：平成15年度～21年度
進捗状況：用地取得 約0.80ha (進捗率50%)
※平成19年度用地取得予定 約0.4ha

○国府台緑地整備事業

本緑地は、市北西部における江戸川から里見公園、じゅん菜池緑地、小塚山公園、堀之内貝塚公園を結ぶ、「水と緑の回廊」上の緑の核となっていることから、この貴重な緑を保全するため、平成17年度に都市計画決定を行った。平成18年度には、専門家を交えた市民参加のワークショップからの提言をもとに、国府台緑地整備方針を定めた。

(事業概要) 位 置：市川市国府台4-3409 外
面 積：約5.1ha
事業期間：平成19年度～25年度

○里見公園再整備事業

再整備事業の一環として、平成 15 年度に里見公園の噴水広場で 600 本のバラを植えて、バラ広場の整備を行った。

平成 16 年度は噴水広場の整備を行い、「財団法人市川市緑の基金」に委託し、「バラの年間育成講習会」を実施した。この講習会は、多くの市民に市の花「バラ」をより親しんでいただき、市内にバラの輪を広げることを目的に行う事業である。

平成 17 年度は、柵で囲われた梅園を開放し、園路の設置・遊具のリニューアルを行った。平成 19 年度は園路と史跡である「羅漢の井」の整備を予定している。なお、「バラの年間育成講習会」は「緑と花の市民大学」の講座の一つとして引き続き実施している。

○(財)市川市緑の基金

■概要：(財)市川市緑の基金は、広く市民その他の積極的な参加と協力により、緑地の保全及び緑化の推進を図り、もって健康で快適な潤いのある環境づくりに資することを目的とし、昭和 61 年 10 月 21 日に設立された。

市からの出資金のほか開発負担金、市民からの寄付が基本財産を形成しており、これまで、寄附金や基本財産の利息収入で運営を行ってきたが、長引く超低金利の状況下、利息収入での事業運営が難しくなってきたため、平成 8 年度からは、市から補助金を受け事業運営を行っている。

■基本財産額：約 1 4 億 6 千万円

■役員：理事 10 名、監事 2 名（理事長 小泉 勉）
評議員 10 名（会長 内田 一孝）

■主な事業活動

- ①募金活動（募金缶、花の種、緑の手引書の配付）
- ②緑の普及啓発（緑と花の市民大学、緑の副読本の作成、緑化フェア等の実施、鉢物の配付、設置）
- ③緑化助成事業（緑化活動への助成、生垣設置者への助成、屋上等緑化への助成）
- ④緑化事業（国道 14 号分離帯への花の植栽、真間山急傾斜地の保全管理）
- ⑤市からの受託事業（公園清掃受託、里見公園バラ管理業務受託）

■生垣助成事業の拡充

生垣が作り出す緑の壁は、潤いある緑豊かな空間を作るだけでなく、地震や火災などの災害時には、延焼防止の役割も果たしている。(財)市川市緑の基金は、これまで市民の生垣づくりを支援するため、予算の範囲内で設置費用の 2 分の 1（上限額 30 万円）を助成してきたが、平成 18 年度から、生垣設置費用の助成基準（1 m 当り助成限度額 15,000 円＋ブロック塀撤去 5,000 円）を設け、市民の生垣づくりのより一層の推進を図る。（上限額指定無し）

■屋上等緑化助成事業

建築物の屋上、ベランダ、壁面を緑化することにより都市緑化を推進し、都市の快適環境を創出すると共にヒートアイランド減少の緩和及び良好な自然的環境の創出を図るため、平成 17 年度より市川市に代わって(財)市川市緑の基金が助成を行う事業である。

助成額は、これらの緑化を行う際に、緑化区画の造成、樹木の植栽等に係る費用の 2 分の 1 であり、助成の上限額は、屋上緑化で 50 万円、ベランダ緑化で 20 万円、壁面緑化で 10 万円となっている。なお、これらの緑化の種類によって 1 m² 当りの単価の上限も定めている。

■市補助金交付額

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
交 付 額	11,000 千円	9,350 千円	14,974 千円	14,653 千円	17,232 千円

【課題】

- ①基金財産の有効活用
- ②市民等が行う緑のまちづくり活動への一層の支援
- ③収益事業の拡大

【今後の対応】①基金財産の有効活用

公社等外郭団体改革検討委員会の「公社等外郭団体見直しについての報告」に基づき、平成 16 年度より、基金財産の有効活用及び市民等が行う緑のまちづくり活動への一層の支援を積極的に実施していく。

○市川みどり会

【設立の経緯】

市川みどり会は、緑の減少を憂慮した山林所有者が集まり、自然景観を守り、どこよりも住みよい環境を次代に引き継ぐことを目的とし、都市の緑地を保全する組織としては全国初の団体として昭和 47 年 12 月 10 日に設立された。

【事業活動】

市との「緑地の保全に関する協定」に基づき、山林の維持管理に努めるとともに、緑化の啓発及び緑化に関する事業を強力に推進することと併せて、市が推進している「人と自然が共生するまち」づくりに積極的な参加と協力を行っている。

また、市は「緑地の保全に関する協定」を締結した緑地等の所有者に対し、「市川市緑化対策事業補助金交付規則」に基づき、緑地等の管理費の一部として補助金を交付している。

※平成 18 年度 協定面積・・・・・・ 41.1ha
協定者数・・・・・・ 185名
補助金交付額・・・・11,460千円

なお、主な事業活動は以下のとおりである。

■緑化の啓発

「市川みどり会」の活動を広く紹介するため、JA 農業感謝祭等の催し物に積極的に参加し、苗木やチラシ等の配付を行っている。

■植樹事業の推進

緑化推進のため、公共施設等を主とした植樹を行っている。

■里山再生事業

会員の山林の維持管理について、「市川みどり会」より、一定の基準で支援を行い、会員の山林をむかしの里山に近づけていく、また同時に緑地保全及び緑地推進に関して調査研究を実施する。

■財団法人市川市緑の基金への指定寄附

(財)市川市緑の基金が行う緑化推進に係わる事業に対し、寄附を行っている。

■相続税対策

緑地を保全し、次代まで引き継げるよう、山林相続税の農地並納税猶予制度の創設について、国・県に対し積極的に要望を行っている。

○広尾防災公園整備事業

広尾地区周辺は、住宅や工場が密集している上、住民一人当たりの都市公園や避難場所の面積も少ないことから、快適で安全な街づくりが課題となっている。そこで、(株)石原製鋼所工場跡地等を活用して、平常時は憩いやレクリエーションの場として住民に親しまれ、災害時は一時避難地等の防災機能を備えた都市公園を整備し、地域の緑地空間の拡大と防災拠点の形成を図るもの。平成 22 年 4 月の開園を目指して、19 年度は実施設計を進めるとともに雨水貯留槽等の整備工事を行う。

なお、本事業は旧行徳市街地地区都市再生整備計画に位置づけられた事業として、まちづくり交付金を活用していくものである。

【計画概要】

- (1) 所在地：広尾二丁目 36 番外
- (2) 面積：約 3.7ha
- (3) 公園種別：地区公園（防災拠点・一時避難地の機能を有する都市公園）
- (4) 主な計画施設：多目的広場、管理事務所・備蓄倉庫、耐震性飲料用貯水槽、雨水貯留槽等
- (5) 整備スケジュール：

平成 17 年度	整備計画策定（基本計画・基本設計）
平成 18 年度	都市計画修正、都市計画決定、実施設計、用地取得
平成 19 年度	実施設計、公園整備工事
平成 20・21 年度	用地取得、公園整備工事

○葛南広域公園

昭和 59 年に、市川・船橋両市長連名で千葉県知事にあてて、市川市・船橋市・鎌ヶ谷市にまたがる自然環境が多く残っている地域に県立公園建設の要望書を提出した。昭和 61 年には千葉県『緑のマスタープラン』に位置付けられ、また、平成元年には『さわやかハート千葉 5 ヶ年計画』に葛南広域公園が位置付けられた。

第 1 期事業分として、市川市柏井町の「市川市青少年の森キャンプ場」を含む一帯と船橋市藤原にまたがる合計 22.3ha が計画された。

この公園は、「葛南自然ふれあいモデル地区事業」として、出来る限り現況の緑地を保全した施設整備を計画しており、平成 12 年度には予定地内の自然環境調査が実施された。

平成 15 年には、千葉県立都市公園の整備のあり方調査検討委員会において、構想中の公園としては優先順位が一番にあげられている。今後は、千葉県による事業化の段階になるが、千葉県の財政状況をみると予算確保が厳しい状況にある。

○市川市みどりの基本計画

緑の基本計画は都市緑地法第 4 条に基づき、緑の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的・計画的に推進するため定めたものである。

この計画の基本理念を「人と緑とのかかわりを大切にする」、将来像を「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」として、基本方針、計画の目標水準、緑地の配置方針、基本的な施策などを明確にしている。

平成 13 年度に市川市全域における「みどりの現況調査報告書」がまとめ、これを基に市民参加にて平成 14 年度に素案をまとめ、広報紙及びホームページによる中間報告を行い、平成 15 年度に市民参加者の代表を交えた策定委員会で意見集約をかけ策定した。

平成 16 年度からは、着実な施策の展開を図るために「(仮称)緑の条例」の制定、「樹林地保全・活用評価システム」の構築など、アクションプランの施策を推進している。

【基本的な施策】

施策の体系

計画の基本理念、将来像、基本方針を受けて、本市における緑の保全、創出、育成を推進する施策の体系を示す。

施策は、以下に示す 6 つの基本方針に基づいて取り組んでいく。

将来像 「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」

基本方針 1 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します

基本方針 2 魅力ある都市公園を創出します

基本方針 3 公共施設の緑を増やします

基本方針 4 民有地の緑を増やします

基本方針 5 水と緑のネットワークを形成します

基本方針 6 緑のパートナーシップを推進します

●動植物園

大町地区の豊かな自然を生かして整備を進めている大町レクリエーションゾーンの中で核となる動植物園。レッサーパンダやオランウータンなど小動物を中心に 68 種の動物がいる。園内には、動物に直接触れたり抱いたりできる「なかよし広場」をはじめ、自然博物館、自然観察園（バラ園）などがあり、また、周辺には少年自然の家（プラネタリウム）、民営のアスレチックなど、家族で森林浴を楽しみながら自然に親しむことができる。

動物の種類は、哺乳類 35 種 216 点、鳥類 28 種 166 点、爬虫類 5 種 11 点で、園内を、なかよし広場、家畜舎、サル山、サル舎、小獣舎、フライングケージの 6 ゾーンに分け展示している。

所在地 市川市大町 2 8 4 番地
敷地面積 約 1 8 . 3 h a
開設年月日 昭和 6 2 年 8 月 2 1 日
総事業費 5 3 億円〔自然博物館含む〕

◆入園者数

	大人	小人	乳児	合計
14 年度	108,060 人	27,429 人	65,713 人	201,202 人
率	53.70%	13.60%	32.70%	100%
15 年度	113,644 人	29,258 人	68,869 人	211,771 人
率	53.7%	13.8%	32.5%	100%
16 年度	100,914 人	27,441 人	62,667 人	191,022 人
率	52.8%	14.4%	32.8%	100%
17 年度	116,385 人	29,098 人	67,804 人	213,287 人
率	54.6%	13.6%	31.8%	100%
18 年度	115,274 人	29,079 人	69,576 人	213,929 人
率	53.9%	13.6%	32.5%	100%

◆管理費推移

14 年度	280,110,107 円
15 年度	258,150,149 円
16 年度	264,721,506 円
17 年度	282,278,000 円
18 年度	269,990,000 円

○観賞植物園

大町公園内にあり、大温室やサボテン温室を備え、ハイビスカスやシンビジュームなどの熱帯植物を展示している。

所在地 市川市大町 2 1 3 番 1
敷地面積 6, 7 6 9 m²
開園年月日 平成 5 年 1 0 月 1 1 日
展示植物 熱帯植物 2 2 7 種 2, 3 1 9 本
サボテン 1 4 4 種 9 2 9 本
バラ園 7 0 種 1, 8 0 0 本

◆入園者数

14 年度	45,672 人
15 年度	81,102 人
16 年度	52,824 人
17 年度	55,260 人
18 年度	59,258 人

◆管理費推移

14 年度	13,391,866 円
15 年度	17,736,603 円
16 年度	18,047,044 円
17 年度	18,652,000 円
18 年度	18,648,000 円

※入園時において大人小人区分は行っていない。

◆企画展 山野草展、ベコニア展、梨の大玉コンクール展他

◆年次行事実績

	期 間	18年度入園者数	17年度入園者数
ホテル観賞会の実施	18年 7月 23日～ 8月 6日	10,811人	13,700人
山ユリ観賞会	18年 7月 15日～ 7月 30日	1,031人	2,178人
もみじ観賞会	18年 11月 18日～12月 10日	15,183人	30,157人
小学生によるサマー動物教室	18年 8月 5日	24人 (参加者)	35人 (参加者)

◆研修生等受入状況

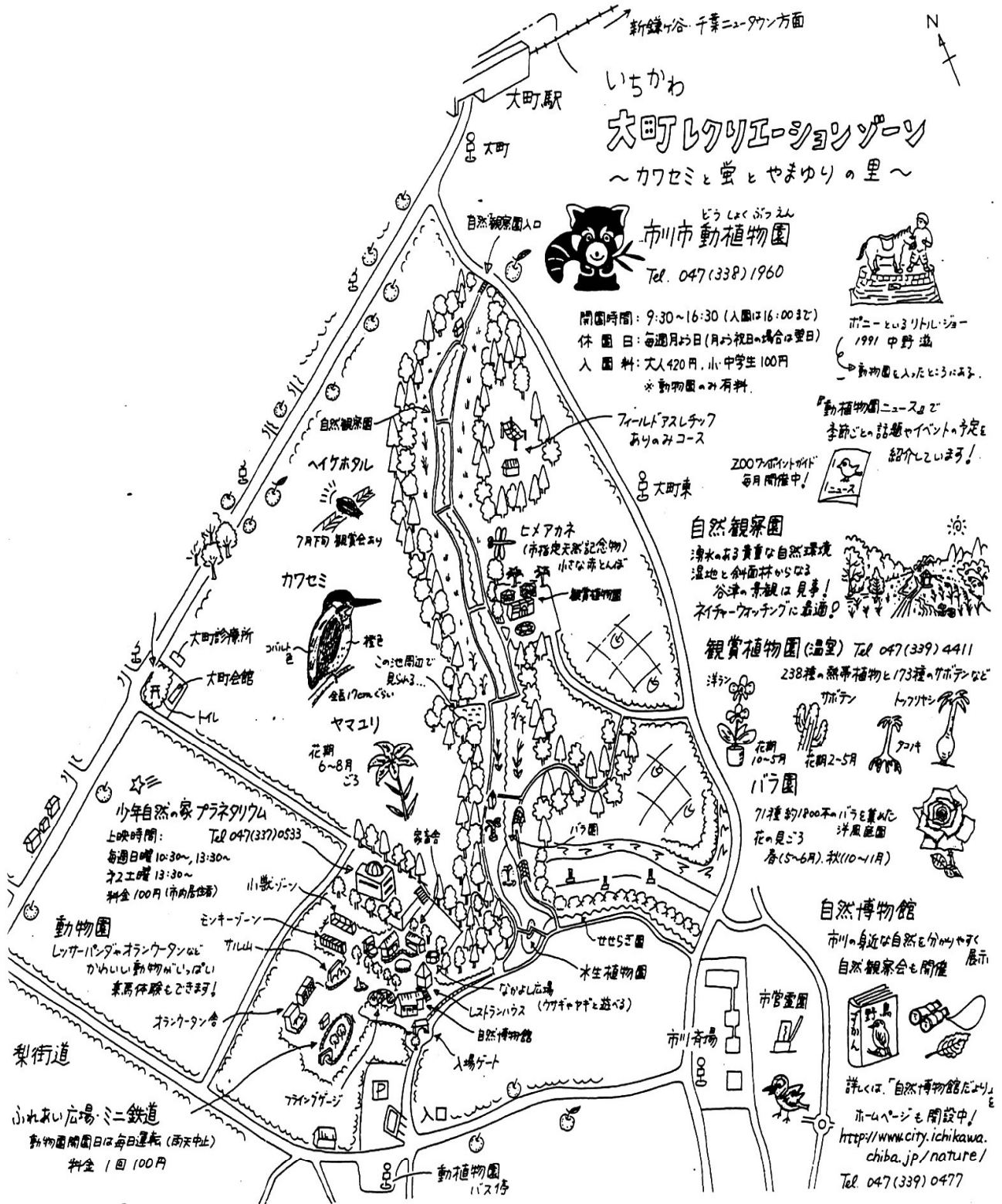
	18年度 実施日数	17年度 実施日数	18年度受入者数	17年度受入者数
中高生による職場体験の受入	計17日	計17日	15校受入 延べ 50人	16校受入 延べ 55人
小中学生による職場訪問の受入			5校受入 17人参加	0校受入 0人参加
施設研修生の受入			日本大学 1人 東京動物専門学校 1人 我孫子第一小学校 1人	日本大学 1人 東京動物専門学校 1人



(市川市動植物園：レッサーパンダのカツオ君)

●大町レクリエーションゾーン構想と概要

- ・大町レクリエーションゾーンの自然環境の保全及び活用、並びに施設の有効利用を図る。
- ・大町地区150haを市民のレクリエーションゾーンとして位置づけ、民間施設と公共施設が一体となり市民に憩いと安らぎの場を提供する。



3-6. 治水

市川市の治水対策は、昭和56年10月の台風24号による大水害を契機に、真間川流域及び旧行徳地域等の低地域の浸水を解消するため、河川改修計画と整合を図った「市川市雨水排水基本計画」を昭和57年度から昭和59年度で策定した。

この計画は、時間雨量50mm対応に整備するもので、全体計画では雨水幹線排水路延長229,177m、排水機場26機場を整備するものである。

平成18年度末で雨水排水幹線排水路は131,643m(改修率57.5%)、排水機場で整備済み(50mm対応)は5排水機場、暫定整備は15排水機場、未整備は6排水機場となっている。

◆雨水排水幹線水路整備の状況

	総延長 (m)	13年度 まで	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
目標延長(m)	229,177	141,888	335	340	235	290	93	84
実施延長(m)		130,244	331	275	232	279	93	
累計延長(m)		130,244	130,575	131,039	131,271	131,550	131,643	
進捗率(%)		56.6	57.0	57.2	57.3	57.4	57.5	

◆市川市内の河川の状況

水系別	河川名	等級別	諸元	
			指定延長	流域面積
			(m)	(km ²)
利根川	真間川	一級河川	8,500	7.1
〃	国分川	〃	2,500	5.0
〃	春木川	〃	2,210	2.5
〃	大柏川	〃	5,000	13.0
〃	派川大柏川	〃	1,580	1.1
〃	高谷川	〃	3,820	9.4
〃	秣川	〃	170	5.4
〃	江戸川	〃	11,830	—
〃	旧江戸川	〃	4,970	—
〃	二俣川	普通河川	1,471	1.6

◆調整池の状況

名称	貯留量(m ³)
堀之内調整池	31,410
大野調整池	20,430
柏井調整池	42,400
大町調整池	3,744
大野こざと南北公園池	31,620
保健医療福祉センター	16,333
開発行為調整池帰属分	2,756
国分調整池	3,655
大野暫定調整池	94
曾谷暫定調整池	600
東菅野暫定調整池	5,656
稲越暫定調整池	276
合計	158,974

◆河川の整備状況

市川市では、大柏川の浜道橋上流から鎌ヶ谷市境までの1,621mの区間について、都市基盤河川改修事業を基に公共投資重点化事業である床上浸水対策特別緊急事業を活用して事業を進めてきた。

しかし、浸水常襲地域として懸案であった商工団地、さらには京成バス市川事業所前までの河道整備も完成し、平成16年の2回による大雨においても河川からの溢水もなく浸水の被害もなくなった。平成13年度より床上浸水対策特別緊急事業の枠をはずして、現在は、都市基盤河川改修事業として整備を進めている。

整備方針としては、大柏川の水辺環境は数少ない地域の環境を支える地域環境資源としての役割が期待されていることから、治水機能の確保を前提に、多様な生物生息空間としての本来の河川の環境機能を取り戻し、また都市内の貴重な水辺のオープンスペースとなるよう多自然型川づくりを進めている。

平成18年度末の実績で、橋梁架換6橋、護岸改修1,173mが完成している。

また、真間川については、河床の掘削工事を行い時間雨量50mmに対応する河道断面の確保に努めており、平成13年度で事業は完了した。

◆多自然型川づくり

整備前



整備後



◆親水施設

真間川



大柏川



◆水質浄化対策

真間川水系の水質は、BOD（生物化学的酸素要求量）の指標で汚濁状況をみると汚濁の著しい河川となって推移し、水質環境基準（BOD10 mg/ℓ以下）を満足していない。これは、主に真間川流域の公共下水道の整備率が低く、家庭からの排水等が河川に流出してしまうためである。公共下水道の計画がない地域では、合併浄化槽の設置によって汚濁源である生活雑排水を浄化することが望まれている。このような流域の現状に対して、千葉県及び市川市では河川及び流入排水路に浄化施設を設置し、真間川水系の水質改善に取り組んでいる。

河川浄化施設

施設名	施設概要	目標値 (BOD)	事業者
派川大柏川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 2,400 m ³ /日	38 mg/ℓ →10 mg/ℓ	千葉県
春木川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 3,000 m ³ /日	22 mg/ℓ →10 mg/ℓ	千葉県
大柏川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 36,000 m ³ /日	31 mg/ℓ →10 mg/ℓ	千葉県
国分川浄化施設 (計画中)	浄化方式 処理水量		千葉県

流入水路浄化施設

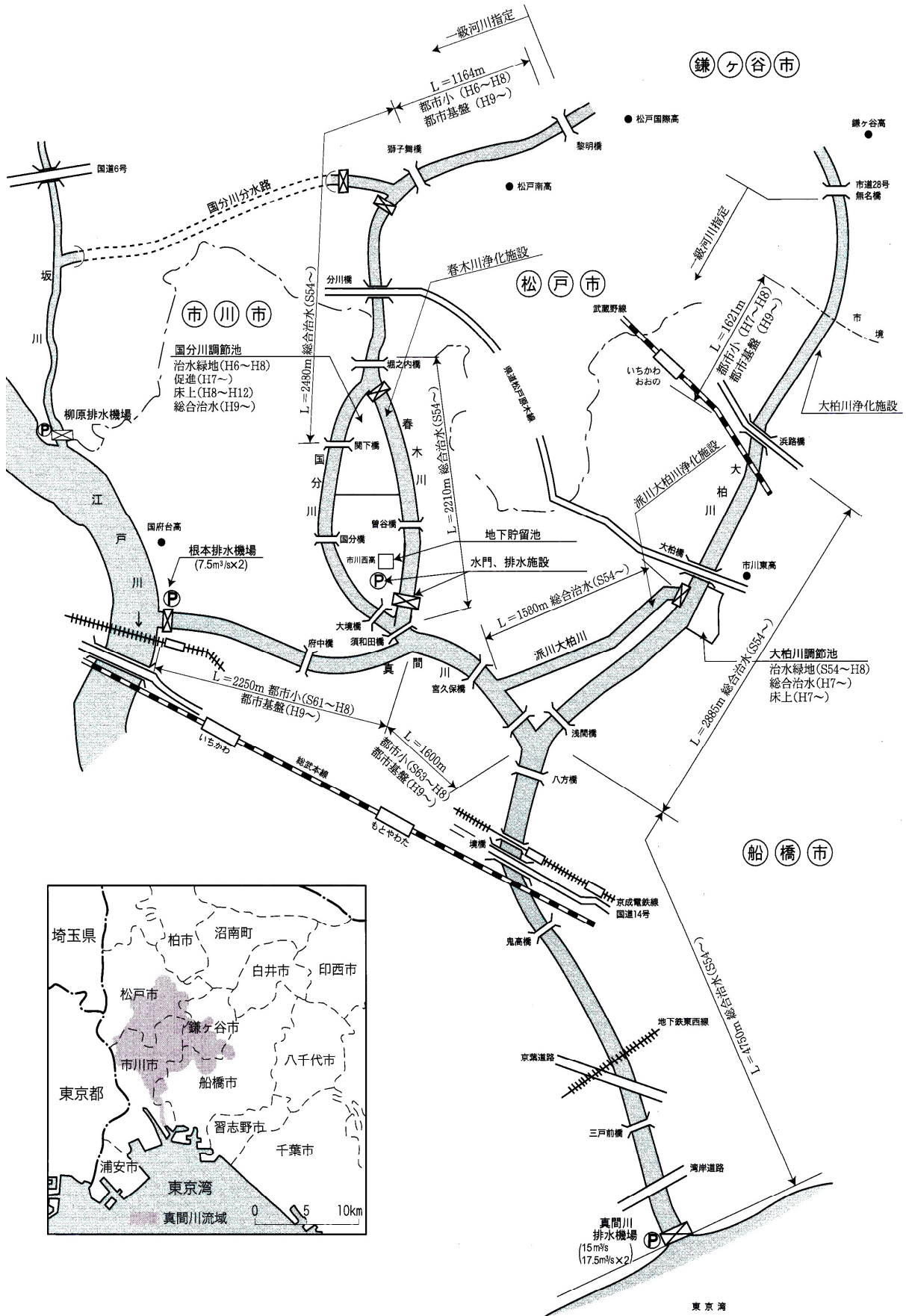
施設名	施設概要	目標値 (BOD)	事業者
市川市浄化施設 1号機	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 300 m ³ /日	100 mg/ℓ →20 mg/ℓ	市川市
市川市浄化施設 2号機	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 350 m ³ /日	100 mg/ℓ →20 mg/ℓ	市川市
市川市浄化施設 3号機	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 850 m ³ /日	100 mg/ℓ →20 mg/ℓ	市川市

◆排水機場整備の状況

排水機場名		排水面積 (h a)	計画排水量 (m ³ /sec)	現排水量 (m ³ /sec)	整備率 (%)	排水ポンプ
1	須和田	30.40	3.351	1.667	49.7	計画 φ 900×1 600×2 設置 φ 450×2(S61)
2	宮久保	13.60	1.714	1.000	58.3	計画 φ 600×1 450×2 設置 φ 450×2(S61)
3	美里苑	15.70	1.877	0.973	51.8	計画 φ 700×1 500×2 設置 φ 500×2(H1)
4	八幡	10.40	1.269	0.647	51.0	計画 φ 600×1 400×2 設置 φ 400×2(H3)
5	北方	55.30	6.348	3.790	59.7	計画 φ 1200×1 1100×1 600×1 設置 φ 1200×1(S62) 600×1(S62)
6	本北方	13.80	1.678	0.833	49.6	計画 φ 700×1 500×2 設置 φ 500×2(S60)
7	鬼高	5.30	0.799	0.683	85.5	計画 φ 450×2 設置 φ 400×1(S45) 400×1(S51)
8	原木第1	64.00	4.600	1.667	36.2	計画 φ 1000×1 700×2 設置 φ 600×1(S52) 600×1(S56) φ 700×2(h19)
9	原木第2	29.90	3.220	1.500	46.6	計画 φ 900×1 600×2 設置 φ 600×2(H2)
10	原木第3	54.20	5.408	1.667	30.8	計画 φ 900×2 700×2 設置 φ 600×1(S54) 600×1(S56)
11	二俣	57.10	5.653	1.583	28.0	計画 φ 1000×2 600×2 設置 φ 600×1(S54) 600×1(S57)
12	河原	69.61	4.942	2.058	41.6	計画 φ 1000×2 600×2 設置 φ 700×2(H10) 450×1(H10)
13	本行徳	42.92	4.464	4.500	100.8	計画 φ 1000×1 700×2 設置 φ 1000×1(H2) 700×2(H2)
14	押切	37.39	3.253	3.267	100.4	計画 φ 900×1 600×2 設置 φ 600×1(S49) 900×1(S58) φ 600×1(S58)
15	香取	13.48	1.537	1,928	125.4	計画 φ 700×1 500×2 設置 φ 400×2(S47) 450×1(S52) φ 300×1(H7) 700×1(H13)
16	欠真間	40.03	4.123	4.123	100.2	計画 φ 900×2 500×2 設置 φ 900×2(S61) 500×2(S61)
17	相之川第1	7.93	1.078	0.800	74.2	計画 φ 900×2 500×2 設置 φ 400×1(S49) 300×1(S51) φ 300×1(H7)
18	相之川第2	10.75	1.269	1.000	78.8	計画 φ 600×2 設置 φ 450×1(S50) 450×1(S55)
19	新井	61.97	5.082	5.067	99.7	計画 φ 1000×2 700×1 設置 φ 1000×2(H1) 700×1(S53)
20	妙典	97.50	12.130	9.950	82.0	計画 φ 1200×3 800×2 設置 φ 1200×1(H7) 800×2(H7) φ 800×1(H12) 1200×1(H18)
21	本郷			1.500		設置 φ 600×2(S61)
22	高谷川	267.10	7,400	7,400	100.0	計画 φ 1300×2 設置 φ 1300×2
23	曾谷第2	19.90	2.382	0.000	0.0	計画 φ 800×1 600×2
24	東国分第1	20.40	2.063	0.000	0.0	計画 φ 700×1 500×2
25	国分第2	8.00	1.048	0.000	0.0	計画 φ 500×1
26	宮久保第5	11.90	1.563	0.000	0.0	計画 φ 700×1 400×2
27	二俣第2	19.40	1.980	0.000	0.0	計画 φ 700×2
28	二俣第3	13.90	1.500	0.000	0.0	計画 φ 600×2

※ No.21・22 は市川市以外が整備
No.23～28 は整備計画

◆真間川流域図



3-7. 下水道

【汚水事業：合流式含む】

本市の公共下水道事業（汚水：合流式含む）は、昭和36年、単独公共下水道事業として菅野処理区（合流式）の整備に着手した。

一方、広域的な水質保全を目的とした千葉県のエド川左岸流域下水道計画にあわせて、昭和47年本市も

流域関連公共下水道事業（分流式）に着手し、以後、事業区域を拡大しながら整備を進めている。

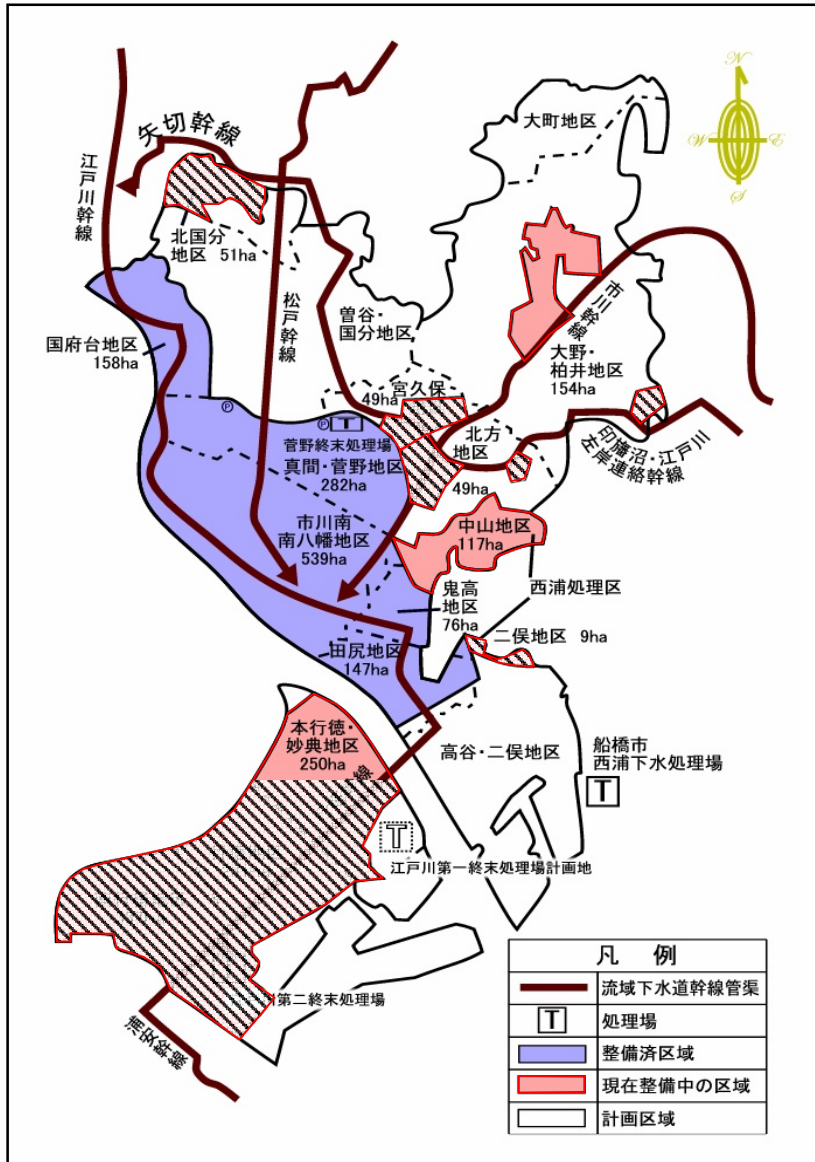
また、平成9年には、船橋市と共同の単独公共下水道事業として西浦処理区（合流、一部分流）の整備に着手している。

平成18年度末の整備面積は2,087ha、処理人口は294,800人となり、下水道普及率は63.0%（常住人口ベース）となっている。

【雨水事業】

公共下水道事業（雨水）としては、昭和47年、市川南・南八幡地区539haの整備に着手、以後、汚水事業の区域拡大にあわせて、整備区域を拡大、行徳地区の行徳駅前排水区、中江排水区及び里見排水区（国府台地区）の整備を行っている。

都市下水路事業としては、その区域の公共下水道事業に先立ち、市川駅南都市下水路、中山都市下水路及び北方都市下水路の3都市下水路を整備しており、うち市川駅南都市下水路及び中山都市下水路については、現在は公共下水道に都市計画変更されている。平成18年年度末における下水道事業による雨水整備面積は659ha、整備率は18.2%となっている。



【下水道事業の財源について】

下水道は、都市施設として重要な役割を果たすものであり、その広域的な公共性、公益性からも国の補助金（管渠補助率1/2）を受け整備が進められている。また、下水道（汚水）整備により、整備区域においては、未整備区域に比べて生活環境が向上し、土地の資産価値が上昇する。このことから、直接的な受益のある、整備区域の住民に整備費用の一部を負担していただいている（受益者負担金制度）。

また、公共下水道（汚水）の利用者は、利用者負担の原則に基づき、汚水排除量に応じて下水道使用料を負担して頂くこととしており、下水道使用料は主に下水道施設（処理場、管渠等）の維持管理費用に充たされている。

【今後の下水道整備について】

公共下水道（汚水）としては、事業既認可区域の整備促進を引き続き図るとともに、今後、県の流域下水道幹線の整備にあわせて、新たな区域の整備着手を行っていくこととしている（流域下水道幹線のうち松戸幹線は、都市計画道路整備の遅れにより未整備であるため、北西部地域の公共下水道の普及が遅れている）。また、公共下水道の整備による水量の増大に伴い、流域下水道江戸川第一終末処理場の建設着手（県）が急がれている。

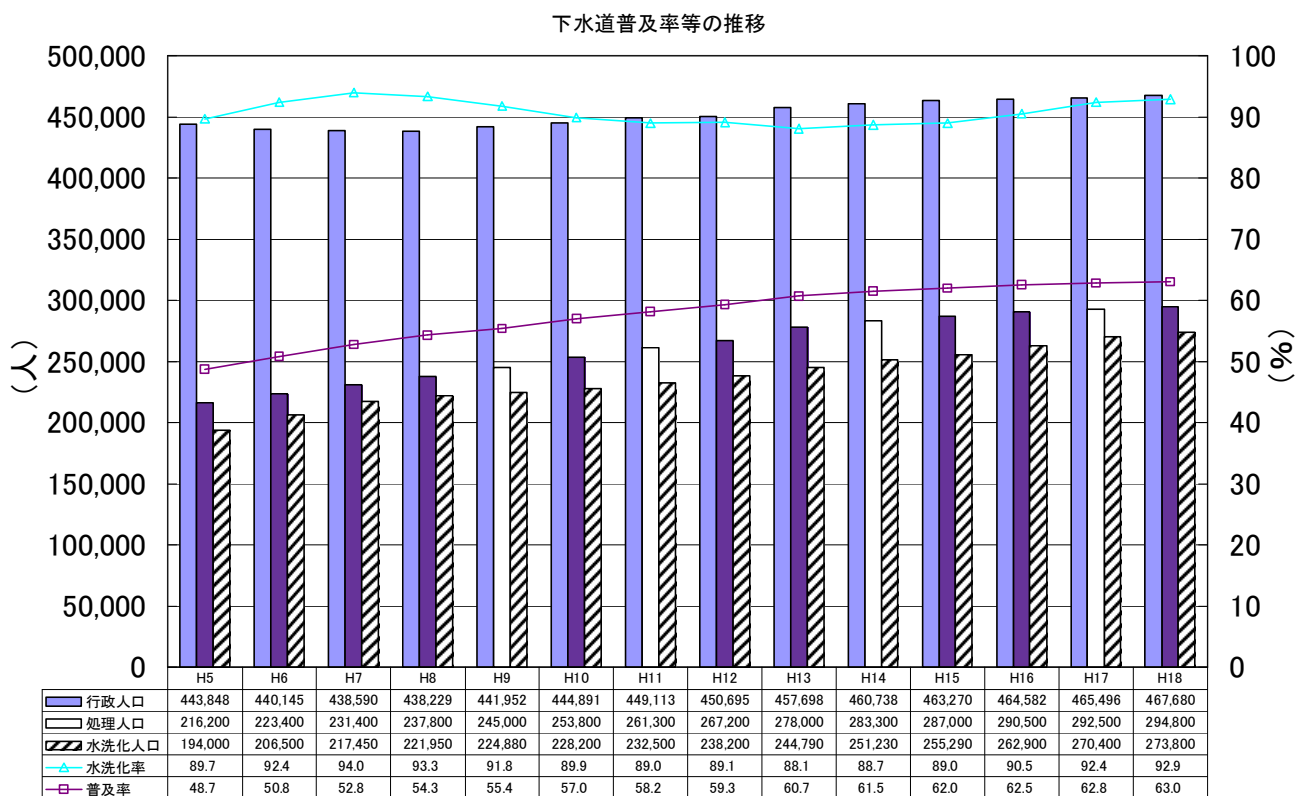
今後、下水道の普及が遅れる地域においては、河川水路などの水質改善のため、当面は合併浄化槽の設置などを促進するとともに雨水浸水対策として雨水排水機能の整備を進める必要がある。

下水道事業特別会計規模の推移



◆市川市の下水道事業年表

年	事	項
1960	昭和 35 年	公共下水道計画を作成
1961	36 年	真間、菅野地区 282ha (合流式単独公共下水道整備) 着手
1967	42 年	市川駅南都市下水路事業 65ha (S43 年事業完了)
1972	47 年	菅野終末処理場完成処理開始 市川南、南八幡地区 539ha (流域関連公共下水道) 着手 市川南排水区 539ha 雨水整備着手
1974	49 年	中山都市下水路事業 113ha (浸水解消目的) 着手
1976	51 年	真間、菅野地区整備完了
1979	54 年	行徳地区 566ha (流域関連公共下水道) 着手
1981	56 年	江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場処理開始
1984	59 年	行徳駅前排水区 159ha 雨水整備着手 中山都市下水路事業完了 北方都市下水路事業 55ha 着手
1987	62 年	北方都市下水路事業完了
1990	平成 2 年	鬼高、田尻、本行徳地区 426ha (流域関連公共下水道) 着手
1993	5 年	中江排水区 147ha 雨水整備着手
1995	7 年	北国分、国府台地区 209ha (流域関連公共下水道) 着手
1997	9 年	中山、二俣地区 126ha (合流式単独公共下水道整備) 着手
2003	15 年	大野、柏井、宮久保、北方地区 252ha (流域関連公共下水道) 着手



【下水道使用料の算出について】

下水道使用料原価の算定については、「雨水公費」「汚水私費」の負担の原則を基本とし、下水道法第20条第2項第2号で規定されている。

下水道使用料原価は、維持管理費及び資本費で構成されており、さらに維持管理費は、人件費、動力費、修繕費、材料費、その他事務費及び江戸川左岸流域下水道維持管理負担金で構成され、資本費は、下水道事業債の元利償還金にあまっている。

平成15年から平成17年までの3カ年の財政計画では、使用料対象経費の増加により、現行使用料では、約79億円余りの収入不足が見込まれている。これを税収減がいちじるしい一般会計からの繰越金で補うことについては、下水道未整備地区の住民との不公平を拡大するだけでなく、下水道事業の経営の独立性、健全性の確保の点からみても、是正すべきものであり、今後の下水道使用料の算出については、下水道整備地区と未整備地区との負担の公平を確保するため、維持管理費の全額、資本費についてもその全額を使用料の対象経費とすることは妥当であると考えている。

◆下水道使用料（1ヶ月あたり）

	定額料金単価		
	基本料	料金単価	
一般汚水	10 m ³ 以下は 定額	1～10 m ³ (100 m ³ 以下)	900円
		1～10 m ³ (101 m ³ 以上)	1,800円
	従量料金単価		
	超過料金 1 m ³ につき	汚水排除量 (上水道使用水量)	料金単価
		11～20 m ³	143円
		21～30 m ³	163円
		31～50 m ³	188円
		51～100 m ³	227円
		101～500 m ³	274円
		501～1,000 m ³	318円
1001～2000 m ³		363円	
2001 m ³ 以上	410円		
浴場汚水	1 m ³ につき	10円	

※千葉県水道局の検針結果を元に下水道使用料を算定している。

そのため、検針結果の使用水量（2ヶ月分）を1ヶ月ごとに計算している。

また、検針値が1 m³単位で行われている為、条例に明記している「下水道使用料（1ヶ月あたり）」とは運用に合わせて表記を変更している。

3-8. 住 宅

住宅の取得、利用は市民の自助努力で行われるべきという原則に立った上で、良好な街なみを誘導し、広くて質の高い住宅を確保しやすいようにする必要がある。その一方で、努力しても自力では望ましい住居を確保できない市民に対しては適正な支援等を行う必要がある。そこで、平成9年度に策定した「住宅マスタープラン」に基づき、総合的な住宅施策の推進を図っているところであるが、社会経済情勢や国等の住宅施策の変遷に鑑み、平成14年度「住宅マスタープラン」を改定した。

なお、平成16年度においては、行政組織改正に伴い、従来の住宅課で所管していた事務のうち、市営住宅に関する事務が福祉部市営住宅課に移管され、住宅施策及び住宅資金の利子補給に関する事務は街づくり部地域街づくり推進課で所管することとなった。

○民間住宅支援事業

社会経済動向、市民ニーズなどを的確に捉え、良質な住宅の確保、住宅ストックの有効活用を推進するため、利子補給事業、住宅リフォーム相談事業を行うものである。

また、住宅の情報提供体制やマンション維持管理等に係る相談体制を確立し、民間住宅支援を行うものである。

・利子補給事業

自ら居住する住宅の建設又は購入をしようとする者が、指定金融機関から融資を受けた場合にその利息の一部を補給することにより、市民の持ち家対策の推進を図るものである。

◆利子補給状況

	一戸建	マンション	計
H14年度	24件	9件	33件
H15年度	28件	26件	54件
H16年度	27件	16件	43件
H17年度	25件	21件	46件
H18年度	28件	22件	50件

・住宅リフォーム相談事業

住まいの修繕や模様替えなどに関する市民からの相談に、「市川住宅リフォーム相談協議会」所属の増改築相談員・マンションリフォームマネージャーが応ずるものである。

◆相談状況

	開設回数	相談件数
H14年度	34回	37件
H15年度	26回	34件
H16年度	24回	27件
H17年度	26回	32件
H18年度	26回	28件

◆市内分譲マンション状況（区分所有3階建て以上）

	棟数	戸数
H13.1.1	540棟	29,900戸
H14.1.1	598棟	31,800戸
H15.1.1	610棟	33,200戸
H16.1.1	634棟	34,315戸
H17.1.1	611棟	34,257戸

◆地域住宅交付金事業

地域住宅交付金とは、地方の自主性と創意工夫を活かして、住宅や居住環境の整備など、地方公共団体による住宅政策の推進を総合的に支援する制度で、地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき実施される事業の費用に充当することができる国の交付金である。市川市では、市内全域を対象とした「市川市地域」を地域住宅計画として定め、平成17年度から21年度(事業期間)まで整備を進めている。

○市川市地域の概要

内 容 高齢者向け優良賃貸住宅等整備事業、公営住宅ストック総合改善事業、優良建築物等整備事業（本八幡B地区）、住宅地区改良事業等（密集市街地調査事業）、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、公営住宅耐震改修事業、雨水浸透推進モデル事業、斜面緑地崩壊対策事業（曾谷緑地）

3-9. 宅地・建築

● 宅 地

○都市計画法に基づく開発行為等の規制

無秩序な市街化を防止するとともに、良好な生活環境の確保を図るため、都市計画法、市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例、市川市宅地開発事業の施行における事前協議の方法及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例（平成14年4月1日 施行）の規定に基づき、市街化区域及び市街化調整区域内における開発行為の規制並びに市街化調整区域内の土地における建築等の制限を行っている。

近年、工業地域への住宅計画の増加傾向が見られることから、良好な住環境や工業関係の安定操業を図るため、工業地域内の公共施設等の整備基準を強化した条例の一部改正（平成17年4月1日）を行っている。

◆申請受付状況

区 分	年 度	開 発 行 為	
		件 数	面 積 (㎡)
市街化区域	14年度	34	56,622.13
	15年度	72	157,656.84
	16年度	61	103,077.77
	17年度	44	59,652.10
	18年度	47	60,135.61
市街化調整区域	14年度	42	14,458.75
	15年度	104	62,197.83
	16年度	44	24,354.51
	17年度	75	21,502.90
	18年度	87	19,729.89

○「市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の方法及び公共施設等の整備に関する条例」

1 目的及び効果

工業地域・準工業地域において、大型マンション等建築事業は急激な人口の増加を招き、周辺地域の環境を大きく変化させ、新たな行政需要を生じさせることや工業地域・準工業地域は、居住するための公共施設等が他の住居系地域に比べて整っていないことから宅地開発条例の事前手続や整備基準の特例を定め、当該事業区域に居住する人の良好な住環境の形成及び周辺の環境との調和を図ることを目的とした条例を平成16年1月1日より施行した。

さらに、17年1月1日から、適用事業を拡大するとともに、計画相談時には土地所有者の同意書を付することを義務付けるとともに、近隣住民等への説明の迅速を図るよう条例の一部改正を行った。

2 条件の概要

- ① 大型マンション建築等を計画する事業者は、計画相談（土地所有者の同意書の添付）を行う。
- ② 市川市宅地開発調整会議を開催して、事業計画の調査・検討を行う。
- ③ 調査・検討の結果、義務教育施設への受入れが困難と予測される場合は、計画の中止、計画の延期又は計画の変更を勧告する。
- ④ 上記の勧告に従わない事業者については、協議、指導等の経過を公表する。
- ⑤ 大型マンション建築事業は、義務教育施設への受入れが可能であっても、宅地開発条例を上回る基準による公共施設等の基準で整備する。

3 適用対象とする事業

工業地域・準工業地域内で次に該当する共同住宅を計画する事業

①【大型マンション建築事業】

・事業区域が1ha以上又は計画人口800以上の事業

②【中型マンション建築事業】

・事業区域が3,000㎡以上1ha未満で、計画人口800未満の事業

・事業区域が3,000㎡未満で、計画人口250以上800未満の事業

③【特定地域マンション建築事業】

・義務教育施設への受入れが困難となる状況が予測される地域（規則で定める、鬼高・信篤・新井小学校を通学校に指定されている区域）で、事業区域が500㎡以上の事業

○宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の規制

宅地造成に伴って起こるがけ崩れや土砂の流出等による災害を防止するため「宅地造成工事規制区域」内で造成工事を行う場合に必要な規制を行うものであり、本市においては3地域がこの区域に指定されている。

◆申請受付状況

区 分	年 度	件 数	面 積 (㎡)
宅地造成工事	14年度	20	29,866.84
	15年度	24	27,678.99
	16年度	30	37,190.25
	17年度	16	17,600.96
	18年度	19	13,186.71

○国土利用計画法に基づく土地売買等の届出

土地の利用目的について適性かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定面積以上の土地について売買などの取引をした場合には、契約後2週間以内に買い手が土地の利用目的及び取引価格等を市に届け出るよう義務づけている。(国土利用計画法第23条第1項)

◆届出受理状況

	区 分	年 度	届出件数
法定面積にかかる届出	市街化区域(2,000㎡以上) 市街化調整区域(5,000㎡以上)	14年度	15
		15年度	30
		16年度	21
		17年度	22
		18年度	18

○公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出

土地(届出の対象となる)を第三者に有償で譲り渡そうとしている場合及び土地を県や市町村などに買い取ってほしい場合に、市を経由して県に届出及び申出をする受付業務を行っている。

◆届出・申出受付状況

	区 分	年 度	届出件数
法定面積にかかる届出	・土地有償譲渡届出 市街化区域(5,000㎡以上) 市街化調整区域(10,000㎡以上) 都市計画施設に抵触(200㎡以上) ・土地買収希望申出 市内で100㎡以上の土地を所有し、 市に買収を希望する方	14年度	13
		15年度	25
		16年度	24
		17年度	19
		18年度	17

※なお、土地有償譲渡届出面積が、平成15年4月1日より200㎡以上になった。

※平成18年9月以降市街化調整区域で、10,000㎡以上の土地の届出は不要となった。

●建築の指導

市川市は、昭和46年4月1日に建築基準法に関する行政の執行機関として権限委譲されて、建築基準法に基づく建築確認、許可、認定、指定、検査などを行っている。

また、ワンルーム形式共同住宅・中高層建築物の建築に関する指導要綱、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及びラブホテルの建築規制に関する条例の手続き、既存建築物の耐震改修指導、特殊建築物の防災指導などの業務を行っている。

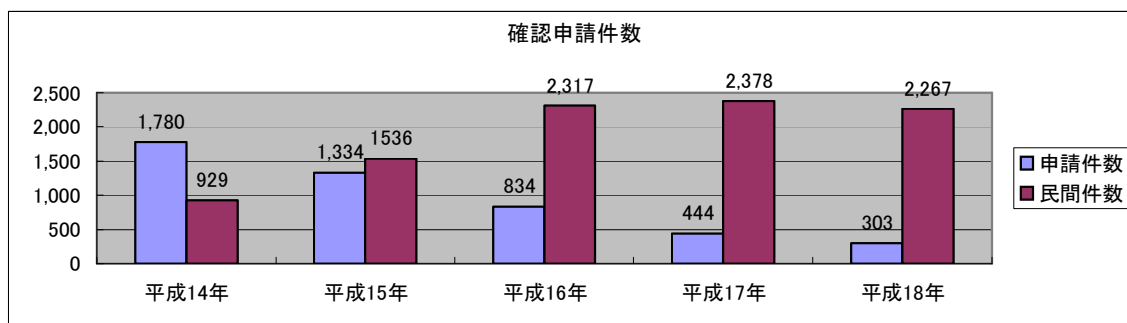
平成16年度より建築物の耐震改修を促進し、地震による倒壊を防ぐため、耐震診断に要した費用の一部を助成する事業を開始した。

◆年度別市川市確認申請受付件数

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
申請件数	1,780	1,334	834	444	303

◆年度別民間確認申請受付件数

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
申請件数	929	1,536	2,317	2,378	2,267



◆市川市検査申請件数

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
中間検査	82	241	157	74	69
完了検査	746	667	445	206	204

◆民間検査申請件数

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
中間検査	93	198	464	541	504
完了検査	585	817	1,460	1,606	1,450

◆住宅金融公庫年度別申請件数

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
申請件数	247	204	80	13	1

◆優良住宅新築認定年度別件数

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
申請件数	2	1	3	0	0

◆許可・認定件数（平成 18 年度）

許可・ 認定条項	第 43 条	第 44 条	第 51 条	第 85 条	県条例	その他	計
件数	120	1	1	18	2	1	143

◆道路位置指定取扱件数（平成 18 年度）

区 分	指定件数	手続中	廃止等	変更
件 数	3	2	1	1

◆違反建築物処理件数（平成 18 年度）

違反建築物 件数	是正勧告書 を出した件 数	法第 9 条による通知・命令を出した件数				是正された 件数 (是正工事中 含む)	指導中	告発件数
		1 項 措置命令	2 項 1 項 通知	7 項 仮命令	10 項 工事停止 命令			
26	4	0	0	2	1	5	21	0

◆防災査察件数（平成 18 年度）

用 途 別	件 数	用 途 別	件 数
百貨店マーケット類	42	公会堂又は集会場	12
ホテル	7	地下街	0
病院等	0	その他	2
興行場等	1		
キャバレー等	0	合計	64

◆ワンルーム形式共同住宅・中高層建築物の建築に関する指導要綱（平成 18 年度）

階数別件数

階数別	1	2	3	4	5	6～10	11 以上	計
件 数	2	75	102	20	25	16	4	244

◆建築協定

名 称	協定区域面積	制限の概要	有効期間
八幡台住宅地区 建築協定	市川市宮久保 2丁目20-2ほか 15,488.2㎡	○建築物は、一戸建専用住宅 及びその付属建物（物置、 自家用車庫）とする ○地階を除く階数は2以下と する ○その他	認可日 (H10.11.18) 公告日 (H10.11.18) 公告日から10年間
市川南行徳住宅 地建築協定	市川市南行徳 4丁目4ほか 12,822.28㎡	○敷地の分割を禁止する ○建築物は、一戸建住居専用 （2世帯住宅を含む）もし くは一戸建併用住宅とする （ただし共同住宅は除く） ○その他	認可日 (S56.9.12) 公告日 (S56.9.21) 公告日から廃止さ れるまで
ばらき苑住宅地 建築協定	市川市原木 4丁目1427-3ほか 17,430.33㎡	○建築物は、一戸建ないし2 戸建の専用住宅及びその付 属建物（車庫、物置の類） とする ○地階を除く階数は2以下と する ○その他	認可日 (H10.4.22) 公告日 (H10.4.22) 公告日から10年間

◆中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく申請件数

	1階	2階	3階	4階	5階	6-10階	11階～	計	専用指針
14年度	2	35	71	21	23	22	6	180	210
15年度	3	27	91	29	9	19	6	184	18
16年度	1	22	76	15	14	21	8	157	
17年度	3	16	83	20	17	15	2	156	
18年度	2	32	102	20	25	16	4	201	

※平成12年度より第1種及び第2種低層住居専用地域以外の3階建専用住宅については、「3階建戸建専用住宅指導指針」に移行→3階建戸建住宅の一般化により15年度5月より廃止。

◆中高層建築物の苦情件数

	苦情物件数	日影	プラバシー	電波障	工事障害	ビル風	その他
14年度	32	28	7	3	4	4	42
15年度	25	20	4	1	8	1	15
16年度	27	16	12	1	8	1	16
17年度	33	28	12	3	9	2	31
18年度	34	9	11	0	10	1	19

※1物件について苦情内容が多岐にわたる場合があるため、苦情対象になった物件と内容の合計件数は一致しない。

◆中高層建築物紛争調整件数

	申請件数	斡旋	斡旋結果			調停	調停結果		
			和解	打切り	継続		和解	打切り	継続
14年度	180	7	7	0	0	0	0	0	0
15年度	184	3	3	0	0	0	0	0	0
16年度	157	4	1	3	0	0	0	0	0
17年度	156	4	0	4	0	0	0	0	0
18年度	201	2	0	2	0	0	0	0	0

※中高層建築物の建築計画に関し、近隣住民との間に紛争が生じた場合、良好な近隣関係を維持し、地域の健全な生活環境の維持及び向上を図るため、建築主と近隣住民との調整、あっせん等を行っている。

◆ラブホテルの建築規制に関する条例に基づく申請件数

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
申請件数	0	0	0	0	0

※ラブホテルの建築に対し、必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境及び教育環境を保全している。平成12年度に1件申請がなされて以来、新規の申請はない。

◆千葉県福祉のまちづくり条例に基づく届出等件数

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
届出件数	24	29	21	24	20
指導書交付件数	17	18	19	18	13
適合証交付件数	1	2	2	0	1

※高齢者、障害のある人等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することが出来る社会を構築するために、公益的施設の整備基準の策定、特定施設の新設又は改修に係る届出等を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とするもの。

◆耐震診断助成事業に基づく補助金交付件数

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
木造住宅	10	30	20
マンション	0	1	3

※地震による住宅の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産の保護をするため、市民が所有し、かつ居住する住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成し、耐震改修の促進を図るとともに、安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とするもの。

●公共建築物の耐震対策

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災においては、建築物に多数の被害が生じ多くの貴重な人命が失われ、その被害状況を見ると特に昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の被害が顕著であり、これらの建築物の耐震性を向上することにより、地震による建築物の被害を未然に防止し、地震に対する建築物の安全性を確保することが求められ、平成7年12月25日「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行された。

本市においても、平成7年度から耐震診断、耐震改修を実施しており、平成15年度末で、必要とする公共建築物の耐震診断を完了させ、この結果に基づいた、耐震改修の優先順位、建替え、廃止等を定める事業計画を策定したところである。

この計画では、建物の安全性を表す耐震指標値の大小を基本とし、建物の重要度を加味しながら5段階に分類した。このうち、安全性が低い第1優先、第2優先グループとされた建物について、10年以内を目途に耐震改修を完了させる予定である。

◆耐震診断・耐震改修状況一覧

平成18年度末現在

	市長部局 施設	市営住宅	学校施設	社会教育 施設	計
耐震診断を必要とする棟数	61棟	22棟	163棟	25棟	271棟
耐震診断を完了した棟数 (執行率)	54棟 (88.5%)	22棟 (100%)	163棟 (100%)	12棟 (48%)	251棟 (92.6%)
耐震診断除外棟数	7棟	0棟	0棟	13棟	20棟
耐震改修を完了した棟数	2棟	0棟	24棟	3棟	29棟
事業計画策定棟数	52棟	0棟	157棟	12棟	221棟

◆耐震診断結果一覧

耐震診断の結果（構造耐震指標値（ I_s 値））を事業計画策定建物（221棟）について下表に分類する。

（建物の安全性） ← 高い

低い →

最小 I_s 値	$I_s \geq 0.75$	$0.75 > I_s \geq 0.60$	$0.60 > I_s \geq 0.40$	$0.40 > I_s \geq 0.30$	$0.30 > I_s$	合計	
ランク	A	B	C	D	E		
全体棟数	50	27	65	49	30	221	
内訳	学校施設	24	20	56	39	18	157
	その他施設	26	7	9	10	12	64

◆平成19年度以降の取組

平成15年度に策定した耐震改修事業計画に基づき、平成16年度に耐震改修事業10ヵ年計画を立案。

○耐震改修事業10ヵ年計画

	第1次総合5ヵ年計画		第2次総合3ヵ年計画			次期計画				
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
耐震補強設計	小中体育館 9棟	小中校舎 5棟	小体育館 3棟	小体育館 2棟	小体育館 4棟	小体育館 4棟	小中校舎 5棟	小中校舎 5棟	小中校舎 4棟	小中校舎 5棟
	消防施設 2棟	公民館 1棟	養護学校校舎 1棟	小校舎 3棟	小校舎 1棟	小校舎 1棟	公民館 1棟	市営住宅 1棟		保健センター 1棟
	保育園 1棟	デイサービスセンター 1棟	小中校舎 2棟	消防施設 1棟	行徳支所 1棟	終末処理場 1棟	市営住宅 5棟			
		保育園 1棟	終末処理場 1棟	終末処理場 1棟	市営住宅 1棟	市営住宅 2棟	庁舎 1棟			
		市営住宅 1棟	保育園 1棟	市営住宅 1棟		庁舎 2棟				
			スポーツセンター 2棟	庁舎 1棟						
			市営住宅 1棟							
	(計 12棟)	(計 9棟)	(計 11棟)	(計 9棟)	(計 7棟)	(計 10棟)	(計 12棟)	(計 6棟)	(計 4棟)	(計 6棟)
改修設計			スポーツセンター 2棟	市営住宅 1棟	消防施設 1棟	市営住宅 1棟	市営住宅 2棟	公民館 1棟	市営住宅 1棟	
				庁舎 1棟	行徳支所 1棟	庁舎 2棟	庁舎 1棟	市営住宅 5棟		
					市営住宅 1棟					
			(計 2棟)	(計 2棟)	(計 3棟)	(計 3棟)	(計 3棟)	(計 6棟)	(計 1棟)	(計 0棟)
耐震改修工事	小校舎 1棟	小中体育館 9棟	小校舎 5棟	小体育館 3棟	小体育館 2棟	小体育館 4棟	小体育館 4棟	小中校舎 5棟	小中校舎 5棟	小中校舎 4棟
			消防施設 2棟	養護学校校舎 1棟	小校舎 3棟	小校舎 1棟	小校舎 1棟	終末処理場 1棟	公民館 1棟	市営住宅 1棟
			公民館 1棟	小校舎 2棟	終末処理場 1棟	消防施設 1棟	市営住宅 1棟	市営住宅 2棟	市営住宅 5棟	
			保育園 1棟	終末処理場 1棟	保育園 1棟	行徳支所 1棟		庁舎 2棟	庁舎 1棟	
			デイサービスセンター 1棟	保育園 2棟	市営住宅 1棟	終末処理場 1棟				
				スポーツセンター 2棟	庁舎 1棟	市営住宅 1棟				
				市営住宅 1棟						
	(計 1棟)	(計 9棟)	(計 10棟)	(計 12棟)	(計 9棟)	(計 9棟)	(計 6棟)	(計 10棟)	(計 12棟)	(計 5棟)

○公募型プロポーザル・デザインビルド方式の採用

これまでの耐震補強の発注については、指名競争入札により設計業者を決定し、この設計に基づき、指名競争入札により施工業者を決定していた。

しかしながら、公共建築物の工事に際しては、出来る限り利便性を損なうことなく、施工期間を短くする等の工夫は、経費縮減を含めて必要不可欠な状態にある。

この対策案として、特定業者による工法の採用や独自性、創造性をいかした技術提案をしてもらうことで、公正に評価して事業者を選定することが考えられる。

このような理由から、公共建築物については、設計から工事までの補強案を競わせるプロポーザルによるデザインビルド方式の採用を決定したところである。

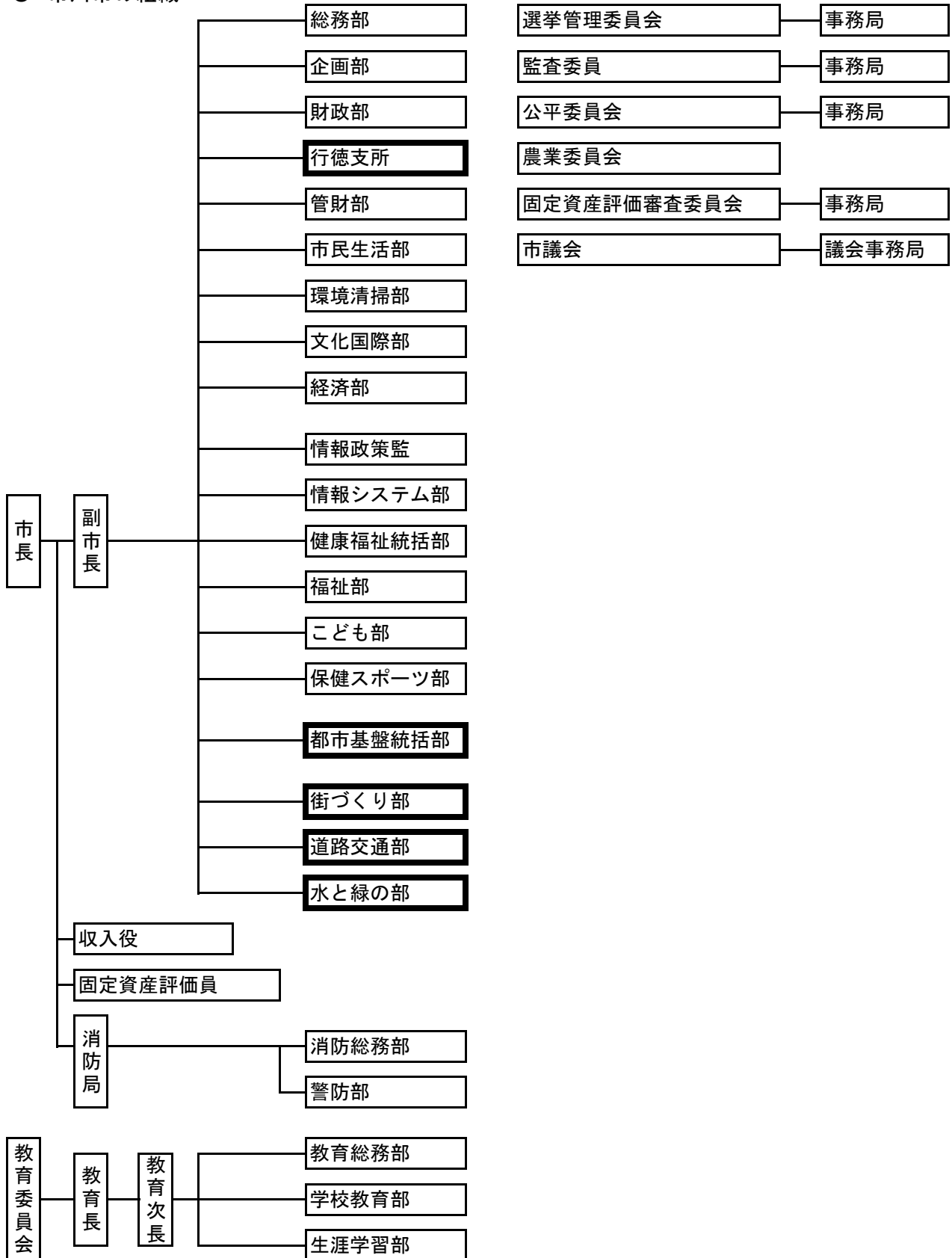
この手法は、昨今、多種多様化している耐震補強工事について、民間の保有する技術やノウハウを積極的に取り入れようとするもので、価格以外の要素を含めて落札者・契約者を決定するこの方式では、審査の透明性を確保する必要があるという観点から、外部学識経験者3名を交えた審査委員6名程度で組織する技術審査選定委員会を設置し、専門的な見地での意見をいただき適格者を決定するものである。昨年度までに、8棟の小学校とその他2棟（市民体育館・第三庁舎）をプロポーザルで実施した。

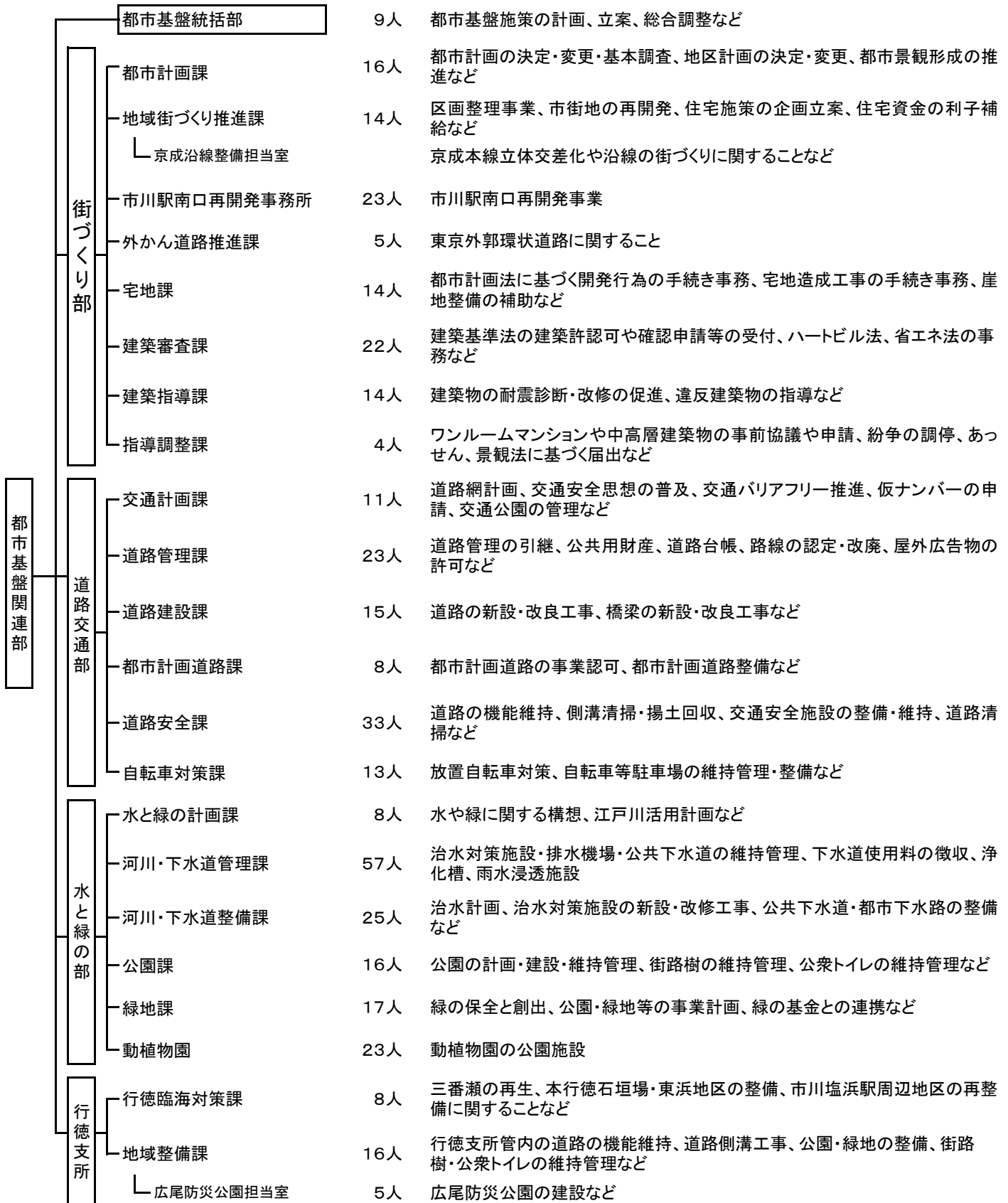
【平成19年度PDB方式実施予定建築物】

種類	施設名	建設年度
学校	平田小学校（教室棟）	43年
	鶴指小学校（教室棟）	47年
	真間小学校（管理教室棟）	49年

参考1. 組織

● 市川市の組織





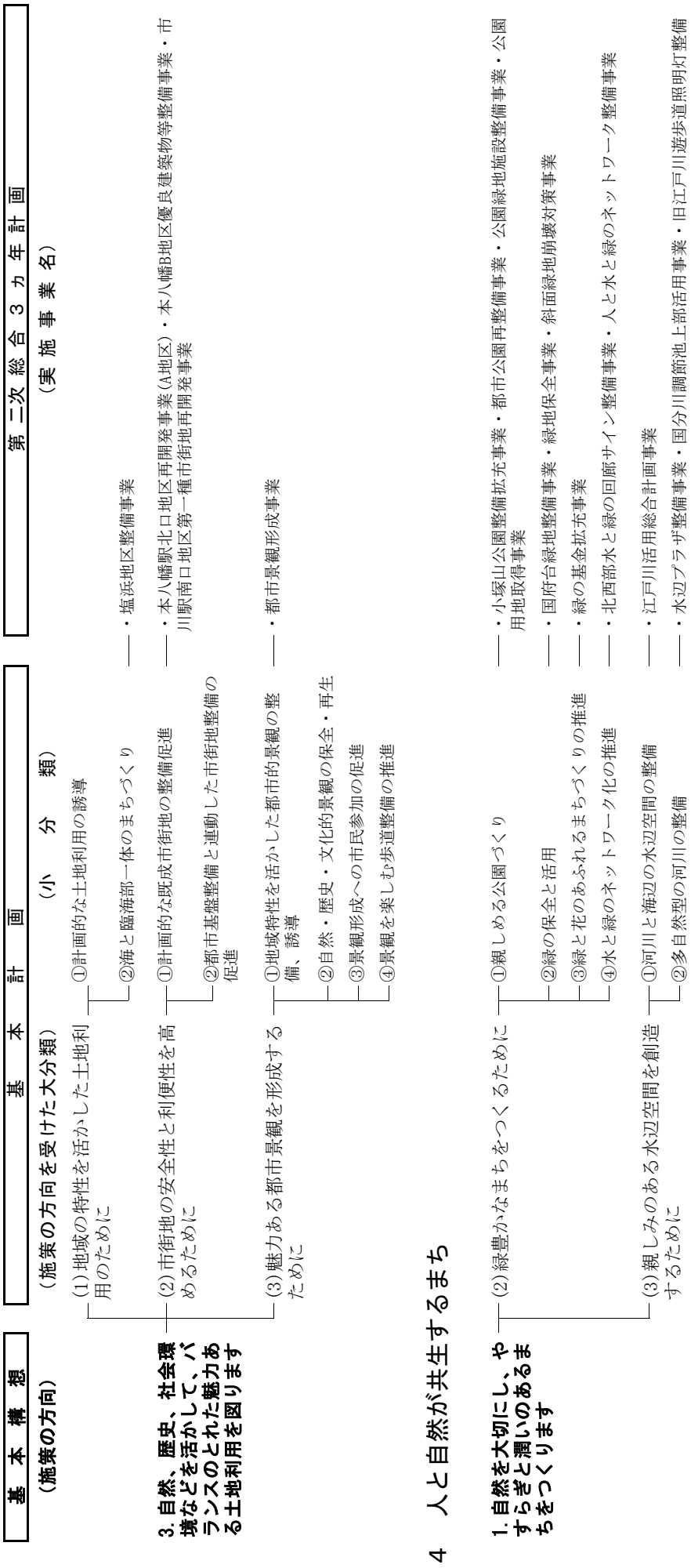
都市基盤統括部	9人
街づくり部(7課1事務所)	112人
道路交通部(6課)	103人
水と緑の部(5課1園)	146人
行徳支所(2課)	32人
都市基盤関連部 合計	402人
5部20課1事務所1園	

参考2. 市川市総合計画 施策・事業体系図（都市基盤関連）

3 安全で快適な魅力あるまち

基本構想 (施策の方向)	基本計画 (小分類)	第二次総合3カ年計画 (実施事業名)
1. 安全で安心して暮らせるまちをつくります	(1) 災害に強い防災まちづくりのため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広尾防災公園整備事業・橋りょう補修事業・既存民間建築耐震改修促進事業・急傾斜地崩壊対策事業
	(2) 水害のないまちづくりのため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常夜灯周辺地区整備事業 ・ 都市基盤河川改修事業（大柏川） ・ 浸水対策事業・都市再生整備計画事業・公共下水道整備事業（雨水） ・ 内水排水施設整備事業・雨水貯留浸透助成事業
	(3) 安全で安心できる生活環境づくりのため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全対策事業 ・ 防犯カメラ設置事業
	(1) バリアフリーのまちづくりを進めるために	<ul style="list-style-type: none"> ・ ① 公益施設のバリアフリー化推進 ・ ② 公共交通機関のバリアフリー化促進 ・ ③ 歩行空間のバリアフリー化推進 ・ ④ 民間住宅のバリアフリー化促進
2. 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます	(2) 円滑な都市活動を支える道路整備のために	<ul style="list-style-type: none"> ・ ① 道路交通の円滑化推進 ・ ② 幹線道路・生活道路の区分明確化と整備促進 ・ ③ 外環道路と関連した道路の整備促進 ・ ④ 道路管理の充実
	(3) 総合交通体系を整備するために	<ul style="list-style-type: none"> ・ ① 総合交通体系の確立 ・ ② 公共交通機関の整備、充実 ・ ③ 京成本線立体化事業の促進 ・ ④ 駐車施設の整備促進 ・ ⑤ 自転車交通の活用
	(4) 清潔な生活環境づくりのため	<ul style="list-style-type: none"> ・ ① 下水道処理区域の拡大 ・ ② 水洗化の促進 ・ ③ 河川水質の浄化
	(5) 公共施設整備と良好な住環境形成のために	<ul style="list-style-type: none"> ・ ① 良質な住宅の確保 ・ ② 市営住宅の充実 ・ ③ 公共施設の維持管理、再整備推進
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路3・4・18号整備事業 ・ 市川駅南口再開発事業区域周辺道路整備事業（都市計画道路3・5・33号） ・ 道路舗装事業・道路改良事業 ・ 外環関連道路整備事業 ・ 電線共同溝整備事業 ・ 総合交通計画実施事業 ・ 京成本線立体化事業 ・ レンタルサイクル事業 ・ 公共下水道整備事業（汚水） ・ 合併処理浄化槽設置整備補助事業 ・ 合流式下水道改善事業 ・ 住宅資金利子補給事業・マンション管理適正化支援事業 ・ 公共施設耐震改修事業

3 安全で快適な魅力あるまち



参考3. 首都圏主要都市データ

首都圏における市川市の特徴について

首都圏における市川市の特徴を各市との比較により捉えて、各種の計画・事業・管理の基礎資料となる目的で作成した。

1. 方法

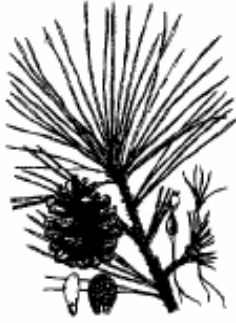
- (1) 首都圏整備法に規定される既成市街地および近郊整備地帯内の133市(区)を対象とする。
- (2) 都市整備などに関する基礎的統計データを収集
 - 都市基盤整備度（都市公園面積、公共下水道普及率）
 - 財政健全度（各種財政指標）
 - 人口密集度（人口密度、1世帯当り延べ面積、持ち家世帯比率）
 - 工業・農業・商業集中度（農業算出額、製造品出荷額等、小売年間販売額）
- (3) データ作成、順位づけ（調査対象市133市中の順位と千葉県対象市23市中の順位）
- (4) まとめ

2. データ元資料、入手項目

- (1) 東洋経済新報社「都市データパック2006年版」
- (2) 財団法人都市計画協会「平成18年都市計画年報」

市川市の木・花・鳥・昆虫

市の木／クロマツ
(昭和45.12.3指定)



市民の花／バラ
(昭和50.7.21決定)



市民の鳥／ウグイス
(昭和51.10.21決定)



市民の昆虫／スズムシ
(昭和51.10.21決定)



(データに関する主な引用先)

- 1 市川市統計年鑑
- 2 市政概要
- 3 市政ガイドブック

データにみる市川市の都市基盤(概要)2007
平成19年6月1日発行

編集／発行 市川市都市基盤統括部

市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1111 (代)
FAX 047-336-8024

<http://www.city.ichikawa.chiba.jp/>
